桂川町地域防災計画

平成27年3月(令和6年6月改正)

桂川町防災会議

目 次

第 1	l <mark>章 総則</mark>
第1節 言	計画の策定方針 —————————————————————
第1	計画の目的
第 2	計画の基本方針
第3	災害の範囲
第4	計画の構成
第 5	計画の修正
第2節 [方災機関の業務大綱及び町民・事業所のとるべき措置 ————————————————————————————————————
第1	町 :
第 2	消防本部
第3	消防団
第4	自主防災組織
第 5	県 ————————————————————————————————————
第6	自衛隊
第7	指定地方行政機関 ————————————————————————————————————
第8	指定公共機関 ————————————————————————————————————
第 9	指定地方公共機関 ————————————————————————————————————
第10	一部事務組合 1
第11	公共的団体・防災上重要な施設の管理者 —————— 1
第12	町民・事業所 — 10
第3節 岡	丁の概況
第1	自然的条件 ————————————————————————————————————
第 2	社会的条件 18
第4節 第	災害危険性 ————————————————————————————————————
第1	災害り歴 19
第 2	災害危険性2
第5節 『	方災ビジョン — 3-
第1	計画の理念 34

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強い組織・ひとづくり	35
第 1	防災組織の整備 ————	35
第 2	自主防災活動の推進	39
第3	防災訓練 ————————————————————————————————————	39
第 4	防災知識の普及	42
第 5	調査・連携	44
第2節	災害に強いまちづくり —————	
第1	風水害対策 ————————————————————————————————————	45
第 2	土砂災害対策 ————————————————————————————————————	
第3	市街地の整備 ——————	50
第4	道路・橋梁の整備 ——————	50
第 5	ライフライン施設の整備 ————	51
第6	建物の耐震化 —————	51
第 7	液状化対策 ————————————————————————————————————	53
第8	火災予防対策の推進 ——————————	55
第 9	林野火災予防対策の推進 —————	59
第10	農業災害予防対策の推進	59
第3節	応急活動体制の整備	61
第 1	情報収集・伝達体制の整備 ————	61
第 2	応援体制の整備	62
第3	救急・救助体制の整備	63
第4	応急医療体制の整備 ——————	63
第 5	緊急輸送体制の整備 ——————	64
第6	避難体制の整備	65
第 7	避難行動要支援者対策 ————————————————————————————————————	68
第8	給水体制の整備 ————	73
第 9	備蓄体制の整備 ——————	75
第10	衛生・清掃体制の整備	77

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 応急活動体制 ————————————————————————————————————	
第1 職員の動員配備 —————	79
第2 災害警戒本部の設置 ————	82
第3 災害対策本部の設置 ————	82
第4 災害対策本部の運営 —————	83
第2節 情報の収集・伝達	90
第1 気象関連情報の伝達 —————	90
第2 火災気象通報·火災警報 ————————————————————————————————————	91
第3 水防警報等の発令 —————	92
第4 異常現象発見者の通報 —————	92
第5 通信体制の確立 ——————	
第6 初動期の情報収集等	95
第7 民間建物の被害調査 —————	96
第8 所管施設の被害調査 —————	97
第9 被害情報のとりまとめ	97
第10 県への被害報告	98
第11 防災関係機関への被害情報伝達 —————	98
第3節 災害広報 ————————————————————————————————————	99
第1 住民への広報活動 —————	99
第2 避難所での広報活動 —————	100
第3 報道機関への協力要請及び対応 —————	100
第4 防災関係機関の広報 —————	101
第5 被災者相談等への対応 —————	101
第4節 応援要請・受け入れ ————	102
第1 自衛隊派遣要請 ——————	102
第2 県、他市町村等への応援要請 —————	
第3 民間団体等への協力要請 —————	105
第4 自衛隊の受け入れ	
第5 広域応援の受け入れ	106
第6 ボランティアの活動支援 ————	106
第5節 災害救助法の適用	108
第1 災害救助法の適用申請 ——————	108
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告 ————	109
第3 災害救助法の適用基準	109
第4 救助業務の実施者及び救助の内容等 ————	111

第6節	消防・救出・救急活動 —————	112
第1	消防体制の確立	112
第 2	消防活動の実施	113
第3	救出活動の実施 —————————	114
第4	- 行方不明者リストの作成	115
第 5	傷病者の搬送	115
第7節	各種災害の防止対策	
第1		
第 2	水防警報等の発令	118
第3		
第4	— · · · · · - · · · · · · · · · · · · ·	
第 5		
第 6		
第 7		
第8	鉱山災害の応急対策 —————————	123
第8節	医療・救護活動	124
第1		
第 2		
第3		
第4		
第 5		
第 6		
第 7	心のケア対策	128
	交通対策・緊急輸送 ——————————	
	交通規制の内容 —————————	
第 2		
第3		
第4		
第 5		
第 6		
第 7		
第8	臨時ヘリポートの設置 —————	13-
第10節	避難対策	135
第1	避難の勧告・指示等	13
第 2	警戒区域の設定	140
第3	避難誘導 ————————————————————————————————————	14:
第 4	避難所の開設	142
第 5		
第 6	避難者への配慮 ——————	145

第11節	要配慮者対策 ————————————————————————————————————	147
第1	要配慮者の安全確保と安否確認 —————	148
第 2	避難所への応急支援 —————	149
第3	福祉避難所等の確保と移送 ————	149
第 4	各種支援措置 ————————————————————————————————————	150
第 5	福祉仮設住宅の供給 —————	150
第 6	福祉仮設住宅等での支援措置 —————	151
第12節	生活救援活動 ————————————————————————————————————	152
第1	需要調査と給水計画 ——————	152
第 2	···· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第3		
第 4	食料の確保	155
第 5		
第 6	炊き出しの実施、支援 —————	156
第7		
第8	生活物資の供給 ———————	158
第 9	物資の受け入れ	158
第13節	住宅対策 ————————————————————————————————————	
第1	応急仮設住宅の需要把握 ——————	159
第 2		
第 3		
第 4		
第 5	被災住宅の応急修理 ——————	161
第14節	衛生・清掃対策 ——————————	162
第1	被災者の健康と衛生管理 ————	
第 2		
第3		
第 4	···	
第 5	··· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第 6	災害廃棄物の処理 ————————————————————————————————————	166
第 7		
第8	動物の保護、収容 ———————	167
第15節	遺体の処理・埋葬	
第 1		
第 2		
第 3		
第 4		
第 5	遺体の埋葬	169

第16節	公共施設等の応急対策	173
第1	水道の応急・復旧対策	173
第 2	電気・電話の応急・復旧対策 —————	174
第3	道路・橋梁の応急・復旧対策 —————	175
第4	河川・がけ地等の応急・復旧対策 —————	176
第 5	鉄道の応急・復旧対策	176
第6	その他の公共施設の応急・復旧対策 ————	177
第17節	文教対策 ————————————————————————————————————	178
第1	児童、生徒の安全確保 ——————	178
第 2	児童、生徒等の安否確認 ——————	179
第3	避難所への協力支援 ——————	179
第4	応急教育の実施	180
第 5	園児の安全確保 ——————————	
第 6	園児等の安否確認 —————————	182
第 7	応急教育の実施	182
第8	園児の安全確保 ——————————	182
第 9	園児等の安否確認 —————————	182
第10) 応急保育の実施	183
第11	文化財の保護 ————	183
第18節	災害警備活動 ————————————————————————————————————	184
第1		
第2	防犯活動への協力 ————————————————————————————————————	184
第19節	大規模事故対策 ————————————————————————————————————	185
第 1	大規模事故に対する対応 ——————	185

第4章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制 ————————	186
第1 職員の動員配備 —————	186
第2 災害警戒本部の設置 ————	189
第3 災害対策本部の設置 —————	189
第4 災害対策本部の運営 —————	190
第2節 情報の収集・伝達	101
第2 異常現象発見者の通報 —	
第3 通信体制の確立	
第4 初動期の情報収集等 ——————	
第5 民間建物の被害調査	
第6 所管施設の被害調査	
第7 被害情報のとりまとめ —————	
第8 県への被害報告	
第9 防災関係機関への被害情報伝達 —————	194
第 3 節 災害広報	195
第1 住民への広報活動	195
第2 避難所での広報活動	195
第3 報道機関への協力要請及び対応	195
第4 防災関係機関の広報 —————	
第5 被災者相談等への対応 ————	196
第4節 応援要請・受け入れ —————	107
第2 県、他市町村等への応援要請 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
第3 民間団体等への協力要請 —————	
第4 自衛隊の受け入れ ———————————	
第5 広域応援の受け入れ	
第6 ボランティアの活動支援	197
第5節 災害救助法の適用	198
第1 災害救助法の適用申請 —————	198
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告 ————	198
第3 災害救助法の適用基準 —————	198
第4 救助業務の実施者及び救助の内容等 ————	
第6節 消防・救出・救急活動 —————	100
第1 消防体制の確立 ————————————————————————————————————	
第1 何例や前の確立	
5万 ム (日127月白 14月77 	199

第 3	救出活動の実施	200
第 4	行方不明者リストの作成 ——————	200
第 5	傷病者の搬送	200
第7節	二次災害の防止対策 ————————————————————————————————————	201
第 1	危険箇所の安全対策 —————————	201
第 2	広報及び避難 ————————————————————————————————————	201
第3	各種危険物施設等の応急対策	201
第8節	医療・救護活動	202
第1	医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡 —————	202
第 2	救護所の設置 ———————	202
第3	救護所での医療救護活動 ———————	202
第4	後方医療施設の確保	202
第 5	後方医療施設への搬送	202
第 6	医薬品・資器材の確保 ——————	203
第7	心のケア対策	203
第9節	交通対策・緊急輸送	204
第1	交通規制の内容	204
第 2	交通情報の収集と道路規制 ———————	204
第3	緊急輸送路の確保	204
第 4	緊急通行車両の確認	204
第 5	緊急輸送	204
第6	車両等の確保、配分 ———————	205
第7	物資集配拠点の設置 ———————	205
第8	臨時ヘリポートの設置 ————	205
第10節	避難対策 ————————————————————————————————————	206
第1	避難の勧告・指示等 —————————	206
第 2	警戒区域の設定	206
第3	避難誘導	206
第 4	避難所の開設	206
第 5	避難所の運営	206
第 6	避難者への配慮	206
第11節	要配慮者対策 ————————————————————————————————————	207
第 1	要配慮者の安全確保と安否確認 ——————	207
第 2	避難所への応急支援	207
第3	福祉避難所等の確保と移送	207
第4	各種支援措置 ————————————————————————————————————	207
第 5	福祉仮設住宅の供給 ————————	207
第 6	福祉仮設住宅等での支援措置 —————————	207

第12節	生活救援活動 ————————————————————————————————————	208
第1	需要調査と給水計画 ————————	208
第 2	給水活動の実施 —————————	208
第3	食料、生活物資の需要把握 ——————————	208
第 4	食料の確保	208
第 5	食料の供給	209
第 6	炊き出しの実施、支援 ————————————————————————————————————	209
第 7	生活物資の確保	209
第8	生活物資の供給 ————————————————————————————————————	209
第 9	物資の受け入れ	209
第13節	住宅対策 ————————————————————————————————————	210
第 1	応急危険度判定士の確保	210
第 2	応急危険度判定の実施	211
第3	応急仮設住宅の需要把握	211
第 4		
第 5	応急仮設住宅の建設	211
第 6	応急仮設住宅の入居者選定	211
第7	被災住宅の応急修理 ————————————————————————————————————	211
第14節	衛生・清掃対策	212
第1	被災者の健康と衛生管理	
第 2	被災地での防疫活動	212
第 3	仮設トイレの設置	212
第 4	し尿の処理	212
第 5	生活ごみの処理	213
第 6	災害廃棄物の処理	213
第 7	各種障害物の除去	213
第8	動物の保護、収容	213
第15節	遺体の処理・埋葬	214
第1		
第 2		214
第 3	遺体の検案、処理	214
第 4	遺体の安置	214
第 5	遺体の埋葬	214
第16節	公共施設等の応急対策	215
第1		
第 2		
第3		
第 4		
第 5	鉄道の応急・復旧対策	
第 6		

第17節	文教対策	216
第1	児童、生徒の安全確保 ————————————————————————————————————	216
第 2	児童、生徒等の安否確認	216
第3	避難所への協力支援	216
第 4	応急教育の実施 ——————————	216
第 5	園児の安全確保 ————————————————————————————————————	217
第 6	園児等の安否確認 ————————————————————————————————————	217
第7	応急教育の実施	217
第8	園児の安全確保 ————————————————————————————————————	217
第 9	園児等の安否確認 ————————————————	217
第10) 応急保育の実施	217
第11	文化財の保護 —	217
第18節	災害警備活動 ————————————————————————————————————	218
第1	警備体制の確立	218
第 2	防犯活動への協力	218

第5章 災害復旧復興計画

第1節 町民生活の安定のための緊急措置 —————	219
第1 り災証明の発行 ————	219
第2 義援金の受け入れ、配分 ————	220
第3 災害弔慰金等の支給 —————	221
第4 その他の被災者生活確保の措置 ————	223
第5 農林業関係対策 ————————————————————————————————————	225
第6 中小企業関係対策 ————————————————————————————————————	225
第2節 災害復旧事業 ————————————————————————————————————	226
第1 激甚法による災害復旧事業 —————	226
第2 その他の法律による災害復旧事業 ————	227
第3節 災害復興事業 ————————————————————————————————————	229
第1 災害復興事業の推進	229

■用語の定義

No.	略称 (本計画)	正 式 名 称
1	町	桂川町
2	災害対策本部	桂川町災害対策本部
3	県	福岡県
4	県災害対策本部	福岡県災害対策本部
5	保健福祉環境事務所	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
6	県土整備事務所	福岡県飯塚県土整備事務所
7	県税事務所	福岡県飯塚県税事務所
8	警察署	福岡県警飯塚警察署
9	自衛隊	陸上自衛隊西部方面隊第2高射特科団 (飯塚駐屯地)
10	JR九州	九州旅客鉄道株式会社
11	NTT西日本	西日本電信電話株式会社(福岡支店)
12	九州電力	九州電力株式会社(飯塚営業所)
13	消防本部	飯塚地区消防組合
14	衛生施設組合	飯塚市・桂川町衛生施設組合
15	消防団	桂川町消防団
16	日赤県支部	日本赤十字社福岡県支部
17	医師会	飯塚医師会
18	歯科医師会	飯塚歯科医師会
19	薬剤師会	飯塚薬剤師会
20	農業協同組合	福岡嘉穂農業協同組合
21	商工会	桂川町商工会
22	建設業組合	桂川町建設業組合
23	社会福祉協議会	桂川町社会福祉協議会
24	防犯協会	飯塚地区防犯協会

第1章総則

第1節 計画の策定方針

第2節 防災機関の業務大綱及び町民

・事業所のとるべき措置

第3節 町の概況

第4節 災害危険性

第5節 防災ビジョン

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び桂川町防災会議条例第2条の規定に基づき、桂川町防災会議が作成する計画であり、町、県、防災関係機関、公共的団体及び町民がその有する全機能を発揮し、町域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と町民の福祉の確保に万全を期することを目的とする。

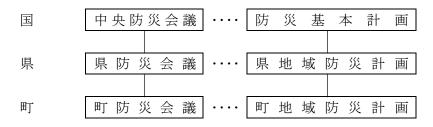
計画の実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして県や地方公共団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した町民運動を展開するとともに、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

第2 計画の基本方針

この計画は、町域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び町民の処理分担すべき事務、業務又は任務までを含めた基本的かつ総合的な計画であり、次の内容を基本方針とする。

- 風水害、地震災害等による被害を最小限とするため、町の災害特性をふまえ、 災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 各対策項目に関し、担当課、必要な措置を明示する。
- 「自らの身の安全は、自らが守る」との観点から、町民・事業所の役割も明示した計画とする。

また、この計画は国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた本町独自の計画である。



第3 災害の範囲

この計画では、次の災害等についての対応を図る。

- 〇 風水害
- 地震災害
- その他大規模な災害、事故

第4 計画の構成

この計画は、次のような構成とする。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 風水害等応急対策計画

第4章 震災応急対策計画

第5章 災害復旧復興計画

第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを桂川町防災会議において修正する。

第2節 防災機関の業務大綱及び町民・事業所のとるべき措置

第1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
桂 川 町	(災害予防) ① 町防災会議に係る事務に関すること。 ② 町災害対策本部等防災組織の整備に関すること。 ③ 防災施設の整備に関すること。 ④ 防災に係る教育、訓練に関すること。 ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 ⑦ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。 ⑧ 町域における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 ⑩ 災害危険区域の把握に関すること。 ⑪ 各種災害予防事業の推進に関すること。 ⑫ 防災知識の普及・啓発に関すること。 ⑫ 防災知識の普及・啓発に関すること。 ⑫ 空配慮者の安全確保に関すること。 ⑥ 空業等の防災対策の促進に関すること。 ⑥ 炎害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること。
	 (災害応急対策) ① 水防・消防等応急対策に関すること。 ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ③ 避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 ④ 災害時における文教、保健衛生に関すること。 ⑤ 災害広報に関すること。 ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 ⑦ 復旧資機材の確保に関すること。 ⑧ 災害対策要員の確保・動員に関すること。 ⑨ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ⑩ 被災建築物等の応急危険度判定の実施に関すること。 ⑪ 被災建築物等の応急危険度判定の実施に関すること。 ⑪ 災害ボランティアの活動支援に関すること。 (災害復旧) ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。 ② 災害・財をの支給及び災害援護資金の貸付等災害融資等に関すること。 ③ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。

第2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯塚地区消防本部	 (災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること。 ② 消防力の維持向上に関すること。 ③ 市町村と共同での地域防災力の向上に関すること。 ④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ⑤ 防災知識の普及に関すること。 (災害応急対策) ① 災害に関する情報収集、伝達に関すること。 ② 風水害、火災等の警戒、防御に関すること。 ③ 消防活動に関すること。 ④ 救助・救急活動に関すること。 ⑤ が助・救急活動に関すること。 ⑤ 行方不明者の調査、捜索に関すること。 ⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること。

第3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
桂川町消防団	 (災害予防) ① 風水害、火災等の予防に関すること ② 団員の能力の維持・向上に関すること ③ 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること (災害応急対策) ① 風水害、火災等の警戒、防御に関すること ② 消防活動に関すること ③ 救助・救急活動に関すること ④ 避難活動に関すること ⑤ 行方不明者の捜索に関すること ⑤ 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること

第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織(自治会)	 (災害予防・災害応急対策) ① 地域内住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動 ② 出火防止及び初期消火 ③ 被災者の救出救護及び避難誘導の協力 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運営業務等の協力 ⑤ その他応急対策全般

第5 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	(災害応急対策・復旧)① 医療施設の保全に関すること。② 医療及び助産救護に関すること。③ 防疫その他保健衛生に関すること。
飯塚県土整備事務所	県知事が直接管理する河川・道路・施設等について下記の措 置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な緊急対応を実施する。
	(災害予防) ① 気象観測通報についての協力に関すること。 ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 ③ 災害危険区域の選定または指導に関すること。 ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること。 ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。 ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。 ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること。
	 (災害応急対策) ① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること。 ② 水防活動の指導に関すること。 ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ④ 災害広報に関すること。 ⑤ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。 ⑥ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること。 ⑦ 災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関すること。 (災害復旧) ① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。
飯塚県税事務所	(災害応急対策・復旧) ① 被災者に対する県税の減免及び徴収猶予に関すること。 ② 災害時における町の応援に関すること。
県 教 育 委 員 会 (筑豊教育事務所)	(災害応急対策・復旧) ① 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 ② 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。

機関の名称					事務又は業務の大綱
飯	塚	数言	察	署	 (災害予防) ① 災害警備計画に関すること。 ② 警察通信確保に関すること。 ③ 関係機関との連絡協調に関すること。 ④ 災害装備資機材の整備に関すること。 ⑤ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 ⑥ 防災知識の普及に関すること。 (災害応急対策) ① 災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 被害実態の把握に関すること。 ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。 ④ 行方不明者の調査に関すること。 ⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。 ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること。 ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。 ⑧ 変通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 ⑩ 広報活動に関すること。 ⑪ 広報活動に関すること。 ⑪ 死体の見分・検視に関すること。

第6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上 自衛隊(飯塚駐屯地)	(災害予防)① 災害派遣計画の作成に関すること。② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。(災害応急対策)① 災害派遣による町・その他防災関係機関が実施する災害応 急対策の支援、協力に関すること。

第7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) ① 警備計画等の指導に関すること。 (災害応急対策) ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。 ② 広域的な交通規制の指導調整に関すること。 ③ 他の管区警察局との連携に関すること。 ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 ⑤ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 ⑥ 警察通信の運用に関すること。
福岡財務支局	 (災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること。 ② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること。 (災害復旧) ① 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること。
九 州 厚 生 局	① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	 (災害予防) ① 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。 ② 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。 (災害応急対策) ① 応急用食料(米穀を除く)の調達・供給に関すること。 ② 農業関係被害の調査・報告に関すること。 ③ 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること。 ④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること。 (災害復旧) ① 被害農業者に対する融資等に関すること。 ② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること。 ③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること。 ④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること。 ④ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること。 (九州農政局福岡農政事務所) ① 応急食糧(米穀)の備蓄に関すること。 (災害応急対策) ① 災害時における主要食糧の供給に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
九 州 森 林 管 理 局 (福岡森林管理署)	 (災害予防) ① 国有保安林・治山施設の整備に関すること。 ② 林野火災予防体制の整備に関すること。 (災害応急対策) ① 林野火災対策の実施に関すること。 ② 災害対策用材の供給に関すること。
九州経済産業局	(災害予防) ① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。 (災害応急対策) ① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 ② り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (災害復旧) ① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること。 ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること。
九州産業保安監督局	(災害予防) ① 鉱山の保安に関する監督指導に関すること。 ② 危険物等の保安確保対策の推進に関すること。 (災害応急対策) ① 鉱山における応急対策の監督指導に関すること。 ② 危険物等の保安確保に関すること。
九 州 運 輸 局 (福岡運輸支局)	(災害予防) ① 交通施設及び設備の整備に関すること。 ② 宿泊施設等の防災設備に関すること。 (災害応急対策) ① 所管事業者等への際涯に関する予警報の伝達指導に関すること。 ② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。 ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。 ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること。 ⑤ 緊急輸送命令に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
福 岡 管 区 気 象 台 (技術部気候・調査課)	(災害予防) ① 台風や大雨、高潮、高波等に関する観測施設の整備すること。 ② 防災気象知識の普及に関すること。 ③ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること。 (災害応急対策) ① 二次災害防止のため、気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること。 ② 災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること。
九 州 総 合 通 信 局	(災害予防) ① 非常通信体制の整備に関すること。 ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (災害応急対策) ① 災害時における電気通信の確保に関すること。 ② 非常通信の統制、管理に関すること。 ③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
福岡労働局	 (災害予防) ① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること。 ② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること。 (災害応急対策) ① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること。 (災害復旧) ① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
国土交通省九州地方整備局 (遠賀川河川事務所)	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な緊急対応を実施する。
	 (災害予防) ① 気象観測通報についての協力に関すること。 ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 ③ 災害危険区域の選定又は指導に関すること。 ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること。 ⑤ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。 ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。 ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること。
	(災害応急対策) ① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること。 ② 水防活動の指導に関すること。 ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 ④ 災害広報に関すること。 ⑤ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること ⑥ 監視カメラ及び災害調査用へリコプターによる被災地映像提供に関すること。 ⑦ 災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関すること。 (災害復旧)
	① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。

第8 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道株式会社	(災害予防) ① 鉄道施設の防火管理に関すること。 ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。 ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
	(災害応急対策) ① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊 ② 急輸送に関すること。 ③ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
	(災害復旧) ① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
西日本電信電話株式会社(飯塚支店)	(災害予防) ① 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。 ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
NTTコミュニケーションズ 株 式 会 社 株式会社NTTドコモ	(災害応急対策)① 気象警報の伝達に関すること。② 災害時における重要通信に関すること。③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。
KDDI株式会社	
日本銀行(福岡支店、北九州支店)	(災害予防) ・ (災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。
日本赤十字社(福岡県支部嘉穂地区)	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関すること。 ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること。
	(災害応急対策)① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
日本放送協会(北九州放送局)	(災害予防) ① 防災知識の普及に関すること。 ② 災害時における放送の確保対策に関すること。
	(災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関すること。 ② 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関する こと。
	③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に 関すること。 ④ 災害時における広報に関すること。
	(災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本高速道路 株式会社 (九州支社・ 久留米高速道路事務所)	(災害予防)① 管理道路の整備と防災管理に関すること。(災害応急対策)① 管理道路の疎通の確保に関すること。(災害復旧)① 被災道路の復旧事業の推進に関すること。
日本通運株式会社 (福岡支店)	(災害予防)① 緊急輸送体制の整備に関すること。(災害応急対策)① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。(災害復旧)① 復旧資材等の輸送協力に関すること。
九州電力株式会社 (飯塚営業所)	(災害予防)① 電力施設の整備と防災管理に関すること。(災害応急対策)① 災害時における電力の供給確保に関すること。(災害復旧)① 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
郵便事業株式会社 (福岡支店)	(災害応急対策) ① 災害時における郵便事業運営の確保。 ② 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及 び援護対策に関すること。 ③ 町に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。

第9 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱			
西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、語売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社	 (災害予防) ① 防災知識の普及に関すること。 ② 災害時における報道の確保対策に関すること。 (災害応急対策) ① 気象予警報等の報道周知に関すること。 ② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ③ 災害時における広報に関すること。 (災害復旧) ① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。 			

第1章 総則 第2節 防災機関の業務大綱及び町民・事業所のとるべき措置

機関の名称	事務又は業務の大綱
RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送、株式会社CROSSFM、株式会社CROSSFM、株式会社九州国際エフエム	 (災害予防) ① 防災知識の普及に関すること。 ② 災害時における放送の確保対策に関すること。 (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関すること。 ② 避難所等への受信機の貸与に関すること。 ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。 ④ 災害時における広報に関すること。 (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
福岡県トラック協会	(災害予防)① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること。(災害応急対策)① 緊急・救援物資の輸送協力に関すること。

第 10 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
ふくおか県央環境広域 施設組合	○ それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の防災活動に対する協力に関すること。

第 11 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
飯 塚 医 師 会	(災害予防)・(災害応急対策) ① 災害時における医療救護及び助産活動に関すること。 ② 負傷者に対する医療活動に関すること。 ③ 防疫及び遺体の検案の協力に関すること。 ④ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること。
飯塚歯科医師会	(災害予防) ① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること。
	(災害応急対策)① 災害時の歯科医療救護活動に関すること。② 遺体の検案の協力に関すること。③ 県歯科医師会並びに各医療機関との連絡調整に関すること。
飯塚薬剤師会	(災害応急対策・復旧) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。 ② 医薬品の調達、供給に関すること。 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡活動に関すること。
行 政 区	(災害応急対策・復旧) ① 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること。 ② 出火防止及び初期消火に関すること。 ③ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。 ⑤ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。
福 岡 嘉 穂 農 業 協 同 組 合	(災害応急対策・復旧) ① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ② 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ③ 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 ⑤ 災害時における食料及び物資の供給に関すること。
桂 川 町 商 工 会	(災害応急対策・復旧) ① 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ② 災害時における水道の復旧活動の協力に関すること。 ③ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。 ④ 加盟各事業者との連絡調整に関すること。 ⑤ 被災者に対する炊き出し及び支援に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
桂川町建設業組合	(災害応急対策・復旧) ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること ② 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。 ③ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。 ④ その他災害時における復旧活動の協力に関すること。 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整に関すること。
九郎丸生産森林組合土師生産森林組合	(災害応急対策・復旧) ① 林野火災対策の実施に関すること。 ② 災害対策用材と復旧対策用材の供給に関すること。
プロパンガス協会飯塚石油販売組合	(災害予防) ① 高圧ガス、石油施設の整備と防災管理に関すること。 ② 高圧ガス、石油供給設備の耐震化の確保に関すること。 (災害応急対策)
	① 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に 関すること。② 災害時における高圧ガス、石油等の供給確保に関すること。
	(災害復旧)① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。② 加盟各事業者との連絡調整に関すること。
桂川町社会福祉協議会	(災害応急対策・復旧) ① 災害時のボランティアの受け入れに関すること。 ② 要介助者への救助及び生活支援活動の協力に関すること。 ③ 県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付の受付・申込に 関すること。
飯塚地区防犯協会 飯 塚 地 区 交 通 安 全 協 会	(災害応急対策・復旧) ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること。 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること。 ③ その他災害応急対策の業務の協力に関すること。
危険物・有毒物等 保 有 施 設	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること。
病院等	(災害予防) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 (災害応急対策・復旧) ① 災害時における負傷者の医療と助産、救助に関すること。
社会福祉施設	(災害予防) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 (災害応急対策・復旧) ① 災害時における入所者の保護に関すること。
金融機関	(災害応急対策・復旧) ① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
西鉄バス筑豊株式会社	 (災害予防) ① 輸送施設等の防災管理に関すること。 ② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。 ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。 (災害応急対策・復旧) ① 災害時における車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

第 12 町民・事業所

	区	分		事務又は業務の大綱
町			民	町民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って日ごろから 自主的に自然災害に備えるものとする。また、災害時には自主的な総 合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力す るものとする。
				(災害予防) ① 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのため地域 において相互に協力すること。 ② 平常時から食品、飲料水、生活必需品(3日分程度)の備 蓄を行うこと。
				(災害応急対策・復旧) ① その他県及び町が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧 対策に協力し、自己の生命、身体及び財産の安全の確保に努 めること。
事	業		所	企業等は、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域への 貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努め る。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行 う防災活動と連携・協力するものとする。
				(災害予防) ① 事業活動にあたって、地元企業としての責任を自覚し、災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力を払うこと。
				(災害応急対策・復旧)① 災害発生後において、従業員、来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全確保に協力すること。② その他県・町が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策に協力すること。

第3節 町の概況

第 1 自然的条件

1 位置、面積

本町は、九州北部、筑豊地域の南西部に位置し、東西約4km、南北約8kmで、面積は20.07km²である。

2 気象

九州北部に位置する嘉穂郡は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区に区分される。この気候区では、年平均気温は15~16℃、1月の平均気温は6℃以下で九州のほかの地域に比べて低い。年降水量は、1,700mm前後で、福岡県南部の山沿いに比べて降水量は少ない。この地域の最大の特徴は、冬季に北西の季節風を受けて風の強い日が多いことである。

飯塚測候所による気象観測結果 (1936年~2012年までの77年間) では、年降水量の平均値は 1,974.5mm、年平均気温は15.3℃である。月ごとの降水量の変化では、梅雨と台風の影響で、6月~9月の期間で降水量が多い。

■飯塚測候所における気象記録(2012年)

単位 [気温: ℃、降水量: mm]

											- •		
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
気	平均	4. 1	4.0	9.0	14.8	18.9	21.9	26.7	27.5	23.1	16.8	10.9	5.7
	最高	13. 1	14.7	22.2	29.4	29.9	30.8	35.0	35.9	32.9	26.0	20.3	16.9
温	最低	-3.8	-3.8	-2.6	1.3	9.0	14.9	16.9	19.9	14.6	6.4	-1.0	-2.8
降	総雨量	33	154	136	83	39	322	456	191	208	44	84	104
水	最大日雨量	16	25	58	30	9	138	140	89	40	27	28	32
量	最大時間雨量	3	9	13	10	4	21	45	50	38	8	9	5

資料: 気象統計情報(気象庁)

3 地形、地質

本町は、地形的には南東部に長谷山、南西部に弥山岳、北に大将陣山がある他は、高山性の山はない。馬見山系を水源とする泉河内川が町のほぼ中央を南から北へ貫流し、穂波川と合流して遠賀川に注いでいる。泉河内川沿いに平野、段丘が広がり、南部は丘陵、山地へと続く。

地質的には、嘉穂郡を構成する基盤岩類は、古生代堆積岩類、三郡変成岩類(古生代)、白亜 紀火成岩類、古第三紀堆積岩類である。

嘉穂郡西部から南部にかけての山地には、三郡変成岩類、白亜紀火成岩類が分布している。丘陵は、主に古第三紀堆積岩類であるが、嘉穂郡東部の丘陵に古生代堆積岩類がわずかに分布している。各河川周辺には第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は、10~20mほどの沖積層と呼ばれる軟弱な地層である。

4 活断層

福岡県内にはM6.8以上の地震を引き起こす可能性のある活断層として、小倉東断層、福智山断層帯、西山断層帯、宇美断層、警固断層帯、日向峠-小笠木峠断層帯、水縄断層帯の7つの断層(系)が確認されている。このうち、本町を走向している西山断層帯の嘉麻区間での平均的なずれの速度、過去の活動は不明とされている。また、本町から朝倉郡東峰村にいたる区間が1つの区間として活動した場合、M7.3程度の地震が発生する可能性があり、嘉麻峠-小石原断層に沿って左横ずれを主体として3m程度のずれを生じる可能性があると報告されている。

出典:福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 県内の活断層の位置及び評価(平成 26 年 3 月 27 日)、 西山断層帯の評価(一部改訂)(平成 25 年 2 月 1 日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会)

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口(国勢調査:平成22年10月31日現在)は13,863人、世帯数は5,216世帯で、1世帯あたりの構成人員は2.66人である。本町は、炭鉱開発とともに発展し、昭和28年には最高の24,805人まで達したが、昭和30年代以降の相次ぐ炭鉱閉山に伴って人口が激減し、昭和50年の国勢調査時には11,769人となった。その後、昭和55年の国勢調査以降は増加に転じ、その傾向を引き継ぐ状態で人口が微増し、平成12年には14,760人まで増加したが、再び微減傾向が続いている。世帯当たりの人員数は、平成12年以降、3人以下となり、世帯規模の縮小が進んでいる。

人口の年齢構成においては、少子高齢化が急速に進展しており、平成17年には、0~14歳の割合が12.9%まで低下し、高齢化率は23.7%に上昇している。これにより、若年層の減少と高齢者の増加という要因で、高齢化が急速に進行していることがわかる。

また、高齢者及び高齢者予備軍が多く、20歳代以下の人口が少なく、減少傾向を示すことから 今後も高齢化社会が続いていくことが予想される。

2 土地利用の変遷

本町では、昭和28年以降、丘陵部の市街化が進んでいるが、丘陵の低所(谷底平野など)への 市街化はみられず、災害特性の大きな変化はみられない。若干、水田の市街化がみられるが、水 田では地震被害が大きくなりやすいうえ、浸水危険性が高いので、今後、水田地域の宅地利用に は注意が必要である。

3 建物

本町の年代別建物棟数とその特徴は、次のとおりである。

木造(~1972年)	木造(1973~)	非木造(~1981)	非木造(1982~)	総棟数
1,712	4, 518	294	825	7, 349

資料:固定資産税台帳(平成25年4月)

- 建物全体の85%が木造建物であるが、大半が新しい木造建物となっている。
- 土師地区に、全町の半数近くの建物が集中している。
- 内山田地区で古い木造建物棟数が新しい木造建物棟数を上回っているほか、土師地区でも その他の地区に比べて、古い木造建物の構成率が高い。

第4節 災害危険性

第1 災害り歴

1 嘉穂郡の風水害

嘉穂郡においては、明治・大正時代にはたびたび堤防を決壊する大規模な洪水があったが、昭和20年代後半から30年代前半にかけて遠賀川などの主要河川の堤防整備が進み、しだいに河川の氾濫は減少した。

■災害履歴年表

西暦	発生年月日	災害要因
1935年	昭和10年6月26日から7月2日	梅雨前線
1941年	昭和16年6月25日から29日	梅雨前線
1949年	昭和24年6月21日	デラ台風
1949年	昭和24年8月16日	ジュディス台風
1951年	昭和26年7月12日から16日	ケイト台風
1953年	昭和28年6月24日から29日	梅雨前線
1954年	昭和29年7月16日から20日、29日から31日	集中豪雨
1955年	昭和30年7月7日	集中豪雨
1955年	昭和30年7月29日	台風22号
1956年	昭和31年8月17日	台風 9 号
1956年	昭和31年8月27日から29日	停滞前線
1957年	昭和32年7月1日から4日	梅雨前線
1959年	昭和34年7月13日から16日	梅雨前線
1967年	昭和42年7月9日	台風7号
1972年	昭和47年7月9日から11日	梅雨前線
1973年	昭和48年7月30日から31日	梅雨前線
1976年	昭和51年9月7日から13日	台風17号
1979年	昭和54年6月26日から7月2日	梅雨前線
1980年	昭和55年8月29日、30日	停滯前線
1983年	昭和58年7月15日、16日	梅雨前線
1985年	昭和60年6月25日から29日	梅雨前線
1988年	昭和63年6月24日から28日	集中豪雨
1991年	平成3年7月27日	集中豪雨
1991年	平成3年9月27日から28日	台風19号
1995年	平成7年7月1日から3日	梅雨前線
1997年	平成9年6月27日から29日	台風8号
1997年	平成9年7月5日から12日	梅雨前線
2003年	平成15年7月19日から21日	集中豪雨
2009年	平成21年7月24日から26日	集中豪雨
2010年	平成22年7月13日から15日	集中豪雨
2012年	平成24年7月11日から14日	集中豪雨

2 嘉穂郡の地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、平成17年に震度6弱の福岡西方沖地震が発生し、甚大な被害を被った。

近年、嘉穂郡に被害を与えた地震はないが、歴史をさかのぼれば地震によって被害が発生した例があり、中でも679年には筑後地域でマグニチュード7クラスの地震(筑紫の大地震)が発生し、地割れが発生したことが記録されている。

3 本町の災害履歴

本町における災害ごとの被害状況は、次のとおりである。

(1) 昭和5年7月

17、18日に、大暴風雨により、(当時の)村内に多大な被害を被った。被害量は、次のとおりである。

圧死	負傷者	全壊	半壊
1人	17人	26棟	95棟

(2) 昭和7年7月

「近年まれにみる大洪水あり」と土師駐在所に記録がある。詳細な被害は、不明である。

(3) 昭和 24 年8月

ジュディス台風によって、甚大な被害がもたらされた。

(4) 昭和 28 年8月

正午過ぎから降り出した大雨により、甚大な被害がもたらされた。被害量は、次のとおりである。

全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	堤防決壊
1 棟	0棟	20棟	200棟	6 箇所

(5) 昭和 47 年7月

豪雨により、各地で被害が発生した。被害量は、次のとおりである。

床上浸水	床下浸水	田畑冠水	道路被害	河川被害	がけ崩れ
7 棟	220棟	120ha	3 箇所	1 箇所	4 箇所

(6) 昭和 60 年 6 月

集中豪雨により、田畑や道路に被害が発生した。田畑冠水10ha、道路被害9箇所。

(7) 平成3年7月

27日、集中豪雨により、各地で田畑冠水、道路損壊、家屋浸水などの被害が発生した。29日には、台風9号により樹木に被害が出たが、軽微な被害にとどまった。

(8) 平成3年9月

14日、台風17号による半壊は650棟である。続いて27日、台風19号により、屋根瓦などに被害が発生した。浸水被害は発生しなかった。台風19号による半壊は12棟である。

(9) 平成15年7月

集中豪雨により大きな被害を蒙った。被害状況は次のとおりである。

- ·住家 35戸(内訳)一部損壊 5戸 土砂流入 5戸 床上浸水2戸 床下浸水21戸 非住家 2箇所(神社)
- ・土木関係 45箇所(内訳)道路 18箇所 水路 9箇所 がけ崩れ等 18箇所

(10) 平成21年7月

集中豪雨により大きな被害を蒙った。被害状況は次のとおりである。

- ·住家11戸(内訳)全壊 1戸 一部損壊 2戸 床上浸水1戸 床下浸水7戸
- ・土木関係48箇所(内訳)道路損壊1箇所 道路冠水22箇所 がけ崩れ25箇所

(11) 平成22年7月

集中豪雨により大きな被害を蒙った。被害状況は次のとおりである。

- ・住家1戸(内訳)全壊 1戸
- ・土木関係10箇所(内訳)道路埋没2箇所 がけ崩れ3箇所 道路冠水5箇所

(12) 平成24年7月

九州北部豪雨により大きな被害を蒙った。被害状況は次のとおりである。

- ・住家12戸(内訳)一部損壊 1戸 床下浸水11戸
- ・土木関係153箇所(内訳)護岸ひび割れ1箇所 河川溢水3箇所 土砂崩れ144箇所 ブロック塀倒壊5箇所

第2 災害危険性

本町では、平成10年度防災基礎アセスメント調査(以下「アセスメント調査」という。)において、災害危険性を検討した。また、地震被害の予測結果については「地震に関する防災アセスメント調査報告書(平成24年3月)福岡県」を参照した。その概要は、次のとおりである。

1 水害

本町で想定される水害としては、①遠賀川水系河川の堤防決壊等による氾濫と②内水氾濫の2 種類が想定される。

①については、河川の整備が進められ、堤防決壊や著しい排水力不足による長期的な浸水の危険性は減ってきているものと推測されるが、計画規模以上の降雨が発生した場合は、平野及び谷底平野の一部で浸水の危険性がある。

国土交通省では、洪水に対して早めの避難を促し、被害の軽減を図るため、計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域図として示している。

②については、建物や道路等の舗装整備による雨水の地下浸透率の低下や、山地の保水能力低

第1章 総則 第4節 災害危険性

下による短時間での急激な水位上昇、及び、排水路の流下能力不足等により、内水の排水ができなくなり氾濫するものである。

以上のことを踏まえ、本町の水害の危険性を次に整理する。

- 全般に山地や段丘上に建物が多いため、浸水の危険性は低い。
- 堤防決壊などによる長期的な水害の危険性は低いが、河川計画規模以上の降雨が 発生した場合は、低地部が浸水する。
- 集中豪雨や排水路の流下能力不足等に起因する内水氾濫により、短時間の浸水が 頻発する可能性はある。
- 市街地化が著しい土師地区の中央部では内水氾濫を起こしやすい。
- 土師地区では丘陵・段丘面上の谷底平野に建物が建てられている場所も見られ、 雨などの際に谷に集中する雨水により湛水する危険もある。

※資料編参照 【1-1浸水想定区域図】

2 土砂災害

近年発生した自然災害(大規模地震を除く)のうち、死者・行方不明者のかなりの部分は、土砂災害によるものであり、福岡県ではこうした土砂災害の危険箇所を調査している。

本町では、主に北部、南部の丘陵地、山地に土石流、急傾斜地崩壊の危険箇所があり、豪雨時には注意が必要である。

3 地震災害

本町の地震災害における危険性については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書(平成24年3月)福岡県」のうち、本町の被害が想定される西山断層、警固断層(南東部)、基盤一定について以下にまとめた。

(1) 断層の諸元

これまでの国などにおける調査結果による西山断層と警固断層(南東部)の諸元を示す。

西山断層の諸元

項目	調査結果			
断層長さ	約31 km			
断層延長の方向	北西-南東方向			
断層の型	西側上がりの高角の左横ずれ断層			
活動の規模	M = 7.3			
平均的な活動間隔	不明			
最新の活動時期	約12,000 年前以後、概ね2,000 年前以前			
今後30 年以内に地震が発生する確率	不明			

警固断層(南東部)の諸元

項目	調査結果
断層長さ	27 km
断層延長の方向	北西-南東方向
断層の型	左横ずれ断層
活動の規模	M = 7.2
平均的な活動間隔	約3,100年~5,500年
最新の活動時期	約4,300 年~3,400 年前
今後30 年以内に地震が発生する確率	0.3~6 %

(2) 想定地震

本町関連の想定する地震は、活断層に着目する想定地震モデルの設定として西山断層南東部と 西山断層全体を、地表での地盤特性に応じた地震動に基づく想定地震モデルの設定として基盤一 定を想定地震としている。

① 西山断層南東部

宮若市から飯塚市付近にかけての断層の長さ約31km のうち、震源断層の長さ31km、震源断層の幅15km (上端の深さ2km、下端の深さ17km)、地震の規模マグニチュード7.3 を想定した。

なお、前回アセスメント調査では、震源断層の長さ10km、震源断層の幅5km(上端の深さ5km、下端の深さ10km)、地震の規模マグニチュード6.5 を想定している。

② 西山断層全体

上記の西山断層は従来から北西側の玄界灘海底に連続していると考えられていたが、平成22年10月に海上保安庁がマルチビーム音響測深機を用いた詳細な地形計測を行い、延長海域において断層運動に伴って形成されたと考えられる地形を約30kmに渡って捉えることに成功した。ただし、これらの断層地形が直ちに地震に結びつくかは今後の調査を待つことになる。

本調査では、上記の最新の調査成果を踏まえ、福岡県周辺で起こりうる想定上最大限の地震と

第1章 総則 第4節 災害危険性

して、西山断層の延長部分を考慮した地震として、震源断層の長さ80km、震源断層の幅15km(上端の深さ2km、下端の深さ17km)、地震の規模マグニチュード8.0 を想定した。

③ 警固断層南東部

警固断層については、人口の集中する福岡市の中心部を通っている断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想される。平成19年3月に文部科学省地震調査研究推進本部により警固断層の長期評価が公表されており、この長期評価を踏まえ、想定地震を以下のように設定した。

想定地震モデルは福岡県西方沖地震の震源より南東側の福岡市(博多湾)から筑紫野市付近にかけての部分とし、断層の長さ27km 以上に対して震源断層の長さを27km、震源断層の幅を15km(上端の深さ2km、下端の深さ17km)、地震の規模マグニチュードを7.2 と想定した。

④ 基盤一定

地表に現れない未知の活断層の存在を考慮すると、県内どこでも地震が生じ得る。そこで、基盤上に一定の地震動を与え、表層地盤の増幅特性の相違のみを考慮して地表加速度及び震度分布図を作成した。

地震動設定の考え方としては、台地・丘陵等の良好な地盤上で震度 6 弱程度となるよう、マグニチュード 6.9、深さ10km と設定した。これは、特定の地震の発生を想定したものではなく、一市町村内での地震動の分布状況を把握し、市町村の地震対策に資することを目的として、入力地震の規模・深さを設定したものである。

(3) 予測方法及び予測結果

「地震に関する防災アセスメント調査報告書(平成24年3月)福岡県」における地震被害の地震動、液状化、予測方法及び本町の予測結果は、次のとおりである。

第1章 総則 第4節 災害危険性

○地震動

予測方法	実地震動の強震記録から震源と観測地点との関係を用いるが、断層面小領				
	域で発生した地震動のスペクトルを観測地点で重ね合わせ、観測波形のスペ				
	クトルを求め	る方法(翠川	・小林(19	980)の手法)	
予測結果				_	
	想定地震	破壊開始	区分	桂川町における予測結果	
		南東下部	加速度	400galを超える地域はない。	
		用果下部	震 度	震度6弱以上となる地域はない。	
	西山断層	中中工47	加速度	400galを超える地域はない。	
	(南東部)	中央下部	震 度	震度6弱となる地域がある。	
		小玉工如	加速度	400galを超える地域はない。	
		北西下部	震 度	震度6弱となる地域がある。	
	西山断層	****	加速度	400galを超える地域はない。	
		南東下部	震 度	震度6弱以上となる地域はない。	
		中央下部	加速度	400galを超える地域はない。	
	(延長)		震 度	震度6弱以上となる地域はない。	
		小玉工如	加速度	400galを超える地域はない。	
		北西下部	震 度	震度6弱となる地域がある。	
	甘 伽 一一	甘 伽 一	加速度	400galを超える地域はない。	
	基盤一定	基盤一定 基盤一定	震 度	震度6弱となる地域がある。	

○液状化

予測方法	地盤分類の	地盤分類のボーリング資料による加速度とPL値の関係を算定し、液状化の		
	危険度を評価	する方法		
予測結果				
	想定地震	破壊開始	桂川町における予測結果	
		古古下如	極めて高いと判定された地区、次いで高いと判	
		南東下部	定された地域はない。	
	西山断層	$+++\frac{1}{2}$	極めて高いと判定された地区、次いで高いと判	
	(南東部)	中央下部	定された地域はない。	
		小玉工物	極めて高いと判定された地区、次いで高いと判	
		北西下部	定された地域はない。	
		西山断層 中央下部	極めて高いと判定された地区、次いで高いと判	
			定された地域はない。	
	西山断層		極めて高いと判定された地区、次いで高いと判	
	(延長)		定された地域はない。	
		小玉工物	極めて高いと判定された地区、次いで高いと判	
		北西下部	定された地域はない。	
	甘 版几 一	甘机 一	極めて高いと判定された地区、次いで高いと判	
	基盤一定	基盤一定	定された地域はない。	

液状化現象とは、地下水を豊富に含んだ砂質地盤が、地震動によって高くなった地下水圧により、砂の粒子間の結合と摩擦力が低下し、液体のように緩んで動くことであり、流動化現象とも呼ばれる。このため、水・砂・泥を高く吹き上げる噴砂、噴泥によって地盤が盛り上がったり、不同沈下、陥没を生じたりするので建物や土木構造物の転倒、沈下、傾斜につながる。

液状化現象により次のような被害が生じる。

- ①地中のガス管・上下水道管・地下埋設物等、軽量構造物の浮上。
- ②杭等の深い基礎で支えていない建物、橋梁等の重量構造物の沈下・傾斜。
- ③堤防等、盛土の基礎地盤の液状化に伴う構造物沈下やすべり破壊の発生。
- ④護岸や擁壁の側方流動、押し出し。
- ⑤その他

○建物被害

予測方法

地震動による被害と液状化による被害を合わせて想定し、木造及び非木造ごとの被害の程度を判定する。基準は、自治省(現・総務省)消防庁の昭和45 年4月10 日付け通達「消防防第246 号災害による被害報告について」で定められた被害状況報告基準に基づき設定した。

建物現況

(桂川町)

構造別		~S25	S26∼S55	S56∼	小計
木造	棟	674	2, 571	3, 303	9, 548
小 坦	%	10.3	39. 3	50.4	100.0
SRC・RC造	棟	17	21	68	106
SNC·NC迫	%	16. 0	19.8	64. 2	100.0
S造	棟	_	68	395	2, 571
2년	%	_	14. 7	85. 3	100.0
軽量鉄骨造	棟	9	167	300	476
牲里 以 月 坦	%	1. 9	35. 1	63.0	100.0
その他	棟	1	350	138	489
- C V / TEL	%	0. 2	71.6	28. 2	100.0

^{※ %}は、主体構造別、築年別の全体棟数における割合

建物被害 の想定結 果

(桂川町)

地震想定		西山断層			甘帆 🗁	
	破壊開始		南東下部	中央下部	北西下部	基盤一定
木造被害数	全均	喪	0	11	112	1
(棟)	半其	喪	0	49	113	14
	ana nait	大破	0	0	0	0
	SRC・RC造	中破	0	0	0	0
	G)#h	大破	0	0	0	0
	S造	中破	0	0	0	0
非木造被害数	軽量鉄骨造	大破	0	0	3	0
(棟)		中破	0	1	4	0
		大破	0	0	4	0
		中破	0	2	5	0
	1 =1	大破	0	0	7	0
	小計	中破	0	3	9	0
٨٩١	全壊・	大破	0	11	119	1
合計	半壊・	中破	0	52	122	14
[. \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	hh (0/)	全壊	0.0	0. 2	1. 7	0.0
木造建物	被害率(%)	半壊	0.0	0. 7	1. 7	0.2
	ht == (0/)	大破	0.0	0.0	0. 5	0.0
非木造建物	被害率(%)	中破	0.0	0. 2	0.6	0.0

○地震火災被害

予測方法

○出火危険の想定手法

建物被害の想定により得られる建物全壊棟数を用いて、建設省(現・国土交通省)総合プロジェクトの手法(以下、「総プロの方法」という。)の手法により、全出火件数、炎上出火件数を求める。

取り扱う情報の入出力項目は次のとおりである。

入力項目(メッシュ別・市町村別)	出力項目(メッシュ別)
・建物全壊率	• 全出火件数存在確率值
	• 上出火件数存在確率值

○消火の想定手法

消防力及び水利量を考慮して、炎上出火に至る出火がどの程度消火可能か想定する。 その際、消防は担当区域内の消火にあたるとし、メッシュ別担当地区別に消火できない件数を把握した。

取り扱う情報の入出力項目は次のとおりである。

入力項目(出火想定結果から・メッシュ別)	出力項目(メッシュ別)
・炎上出火件数存在確率値	• 消火不能出火件数存在確率值

○焼失棟数の想定手法

メッシュ毎に、消火不能出火件数に焼失率を乗じて焼失棟数を想定する。焼失率は、 不燃領域率から想定する。

出力データは次のとおりである。

入力項目(出火想定結果から・メッシュ別)	出力項目(メッシュ別)
• 消火不能出火件数存在確率值	・焼失棟数存在確率値

消防力•消 防水利量

消防本部名・消防団名	消防本部	消防団
何例本部名· 何例凹名	飯塚市	桂川町
普通消防ポンプ自動車	9	4
水槽付消防ポンプ自動車	6	0
化学消防車 (泡消火型)	1	0
小型動力ポンプ付積載車	0	0
車両に積載していないもの	0	13

地震火災 被害の想 定結果

(桂川町)

地震想定		西山断層		
破壞開始	南東下部	中央下部	北西下部	基盤一定
全出土	0	0	1	0
炎上出火	0	0	0	0
消火件数	0	0	0	0
延焼出火	0	0	0	0
消失棟数	0	0	0	0

予測方法	人的被害の分類と予測手法は以下のとおり。					
	分類	定義		予測方法		
	死者	建物の被害及び彩 崩壊による死者を 象とする。避難生 における心労・疲 による死者は含ま い。	全壊棟数から列 (死者数) = 0.05 (デ (デ 対面崩壊による列 斜面崩壊による列	三者数 三者数を求める推計式 569×(全壊棟数) 池田・中林(1996)		
	負傷者	建物の倒壊等によ重傷者・軽傷者	る 建物倒壊による負近年の建物倒壊 負傷者数を求め (負傷者数) = 20	懐による負傷者が発生した地震の全壊棟数か かる推計式 O× (全壊棟数) ^{0.6}		
			負傷率(死傷者 (負傷者数)=(る被災建物棟数に一棟当りの人口と在宅率及 者のうち、負傷者の割合)を乗じて想定 被災建物棟数)×(一棟当り人口)×0.42×0.		
	現場	倒壊建物のうち建 が完全に倒壊した 場数	-現 建物が完全に低数は全壊建物数	 対壊した現場を要救出現場数と設定。倒壊建 数の内の約40%に相当。 = (全壊建物棟数)×0.4		
	要救出者	要救出現場におけ 在宅人口のうち逃 遅れた人		平救出者数 = (要救出現場数)×(一棟当り人口)×(在宅 ×(逃げ遅れ率) 逃げ遅れ率は100%		
			斜面崩壊による	受救出者数(救出現場数) 5 要救出者数は、斜面崩壊による被災建物数 ☆在宅率を乗じて想定。在宅率は、夕方 5 時 ご率約42%		
	要後方 医療搬 送者	後方医療による搬 が必要な重傷者	改送 重傷者数を後方医	ミ療搬送者数とし、負傷者数の1割		
	避難者	建物の倒壊(住宅 被災)等により、 面の住居を失う者	当 (避難者数)=(って避難所に避難する人口を想定 全壊建物棟数+焼失建物棟数) ※(一棟当り人)		
	要救援 者	食料、給水、生活 資の支障により救 を要する人		(飲料水の供給)、生活物資(生活必需品)(対象人口を想定。		
礎資料	. —	東当たりの人口	(人口)* ¹ / (建物棟数)	*2		
	(桂川町		(ノくロノ / (注刊の本教)			
		人口*1 (人) 14, 185	(建物棟数)*2	1棟当たりの人口 (人/棟) 1.76		
	<u></u>	,	8,082 3 月31 日現在の住民基			

第1章 総則 第4節 災害危険性

人的被害・ 要救援者の 想定結果 人的被害の想定結果:桂川町

地震想定		西山断層		
破壊開始	南東下部	中央下部	北西下部	基盤一定
死者	0	1	8	0
負傷者	0	84	352	20
要救出者数:要救出現場数	0	4	48	0
要救出者数:要救出者数	0	3	36	0
要後方医療搬送者数	0	8	35	2
避難者数	0	19	209	2

要救援者の想定結果:桂川町

地震想定	西山断層		警固断層(南東部)				
破壊開始	南東	中央	北西	南東	中央	北西	基盤一定
(収場) 別	下部	下部	下部	下部	下部	下部	
食料供給対象人口	0	2, 342	8, 430	0	234	703	1, 405
給水対象世帯	0	1,000	3, 599	0	100	300	600
生活物資供給対象人口	0	19	209	0	0	0	2

○ライフライン

\bigcirc

予測方法

上水道の地中埋設管、電柱・電話柱について、地震時における施設被害の想定。各ライフラインの予測方法は以下のとおり。

分類		予測方法				
地中埋設管	過去の地震における地震動	過去の地震における地震動・液状化と被害率の関係から、被害量を想象				
	入力項目(メッシュ別・テ	5町村別) 出力項	目(メッシュ別)			
	• 管種管径別管延長	・埋設管被	医害箇所数、被害率			
電柱、電話柱	ここで、Rf SI 標準被害率Rfは、沖積 被害率に相当するもの	県南部地震における被 25 ×SI-0.51≦1.5 : 標準被害率 (箇所/kr : 地表のSI値 (カイン: 地盤のうち液状化可能 とし、被害率に相当す 失管 (口径100~125mm) 管径・液状化危険度が 、液状化補正係数CLを 害想定を行う。	害率の関係から求 n) = c m/秒) 性の低い場所による管種は次のとよ 異なる。) での被 、過去の地震被害			
	被害重を想定。 取り扱う情報の入出力項目	は次のとおりである。				
	入力項目(メッシュ別・市	5町村別) 出力項	目(メッシュ別)			
	・電柱・電話柱本数					
	○ 地盤液状化の影響: 助い液	地震による震度階別の こよる標準被害率(A)	被害率に着目。 を評価。 「無による被害程』			
	電柱・電話柱の被害率					
	震度 標準被害率 (A)	液状化補正係数 (B)	被害率 (A×B)			
	5強以下 無被害	-	無被害			
	6弱 0.13%	$0.98 + 0.014 \times PL$	0.13 + 0.0018			

第1章 総則 第4節 災害危険性

ライフライ ン被害の想

定結果

桂川町

(生川町								
地震想定		西山断層			警固断層(南東部)			
破壊	開始	南東 下部	中央 下部	北西 下部	南東 下部	中央 下部	北西 下部	基盤一定
上水道管	被害数 (箇所)	0	10	36	0	1	3	6
被害	被害率 (箇所/km)	0.00	0.08	0.30	0.00	0.01	0.02	0. 05
電力	被害本数 (本)	0	0	1	0	0	0	0
(電柱)	被害率 (%)	0.00	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
電話	被害本数 (本)	0	0	0	0	0	0	0
(電話柱)	被害率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※資料編参照 【1-2地盤振動特性評価図】※資料編参照 【1-3液状化危険度】※資料編参照 【1-4地震による建物被害想定図(木造全壊棟数)】

4 地区別の防災評価

災害種類ごとの地区別の防災評価は、次のとおりである。

大字名	地震動	液状化	水害	土砂災害	その他
土居	0	0	Δ	Δ	
吉隈	0	0	Δ		
瀬戸	0	0	Δ	0	
寿命	0	0	Δ	0	
中 屋	0	0	Δ		
豆 田	0	0	Δ		
九郎丸	0				
内山田	0			0	交通障害の危険性
土 師	0	0	0	0	延焼危険性

◎:特に注意が必要。影響範囲が広い。

〇:注意が必要。

△:危険要因はある。

第5節 防災ビジョン

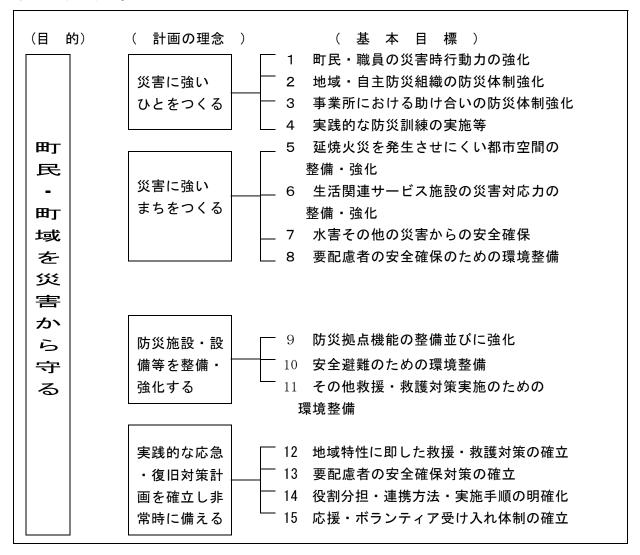
第1 計画の理念

町の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画の策定及び運用の指針として、次の点を本計画の理念とする。

- 災害に強いひとをつくる。
- 災害に強いまちをつくる。
- 防災施設・設備等を整備・強化する。
- 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える。

第2 基本目標

町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。



第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

第2節 災害に強いまちづくり 第3節 応急活動体制の整備

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項目	担当
●防災組織の整備	総務課、保険環境課、健康福祉課、消防本部、 社会福祉協議会
●自主防災活動の推進	総務課
●防災訓練	総務課、関係機関
●防災知識の普及	総務課
●調査・連携	総務課

第1 防災組織の整備

1 町

(1) 桂川町防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき、桂川町防災会議を設置し、町域の災害特性及び地域特性に対応した防災計画を作成し、防災対策を推進する。

■防災会議の役割

- 桂川町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する こと。
- 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

■防災会議の構成

○ 会長:町長

○ 委員:指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者

県知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者

県警察の警察官のうちから、町長が任命する者

町長が、その部内の職員のうちから指定する者

町議会議長

副町長

教育長

飯塚地区消防組合消防長及び消防団長

指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者 町長が防災上必要と認める者

※資料編参照 【6-1桂川町防災会議条例】

(2) 桂川町災害対策本部

町は、地域防災計画に基づき職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、「桂川町防災初動マニュアル」等により、職員への周知を図る。

また、各課等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

※資料編参照 【6-2桂川町災害対策本部条例】

2 消防団

消防団は、災害対策本部、飯塚地区消防本部等と連携をとりながら、適切な消火・救助活動を 実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

3 自主防災組織

町は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅延するような事態に対し、町民が的確に行動し、 被害の防止・軽減することができるよう、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防本部 と連携しながら、自主防災組織を組織化・育成する。

町民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、町内の 防災・減災に寄与するよう努める。

■自主防災に係る主な組織

【自主防災組織】

○ 自治会、校区等で地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

【施設、事業所等の防災組織】

○ 高層建築物、劇場等多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において管理者が 自主的に組織し、設置するもの。

【公共的団体等の防災組織】

○ 民間の防火組織(自衛消防隊)、婦人会、アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織 し、設置するもの。

4 防災関係機関

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。また、非常事態発生時における応急対策実施のため、必要な組織を整備し、絶えずその改善を図る。

なお、指定地方行政機関等の長は、市町村又は都道府県が実施できなくなったときは、応急措置のうち救助・救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置を代行する。

防災関係機関は、次のとおりである。

町域を所管する、又は町内にある次の機関

○ 指定地方行政機関(国の機関)

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

- 指定公共機関(公共的機関、公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定)
- 指定地方公共機関(公共的機関、公益的事業を営む法人で、県知事が指定) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自 ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業 務に協力する。
- 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図る とともに、災害時には災害応急措置を実施する。

5 事業所

町は、地域の安全と密接な関係のある事業所について、従業員、利用者の安全を確保するとと もに、災害を拡大することのないよう事業所の防災体制の強化を図る。

企業等は、災害時における事業活動の継続的実施並びに国及び地方公共団体が実施する防災に 関する施策への協力に努め、官民が一体となって災害対策に取り組む。

また、町は災害応急対策又は災害復旧についての協力を得ることを必要とする事態に備え、物 資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の提供を業とす る者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。)との協定の締結 や、その他必要な措置を講ずる。

6 ボランティア

(1) ボランティアの定義

災害時におけるボランティアは、専門的知識・技術や特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)及びそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)とに区分できる。

- (2) ボランティアの役割と協働
 - ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。
 - ① 生活支援に関する業務(一般ボランティア)
 - ア被災者家屋等の清掃活動
 - イ 現地災害ボランティアセンター運営の補助
 - ウ 避難所運営の補助
 - エ 炊き出し、食料等の配布
 - オ 救援物資等の仕分け、輸送
 - カ 高齢者、障害者等の介護補助
 - キ その他被災地での軽作業(危険を伴わないもの)
 - ② 専門的な知識を要する業務(専門ボランティア)
 - ク 救護所等での医療、看護
 - ケ被災宅地の応急危険度判定
 - コ 外国人のための通訳
 - サ 被災者へのメンタルヘルスケア
 - シ 高齢者、障害者等への介護・支援
 - ス アマチュア無線等を利用した情報通信事務

- セ 公共土木施設の調査等
- ソ その他専門的な技術・知識が必要な業務

(3) ボランティア受け入れ体制の整備

町は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、計画やマニュアル等を整備するとともに、 災害ボランティアセンターの運営訓練を実施する。また、社会福祉協議会、NPOやボランティア 団体との平時からの協力・連携体制の構築に努め、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られ るよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努めるものとする。

町の地域防災計画においては、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等(災害時における現地災害ボランティア本部(現地受入窓口)や連絡体制)を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。

(4) ボランティアの育成・支援

町は、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努めるものとする。

社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努めるものとする。

町は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及 啓発に努める。

第2 自主防災活動の推進

町民が「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことを目的として自主防災組織の育成を促進する。また、町広報紙やパンフレットの作成等を通じ、町民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーの養成を図る。また、防災訓練の実施や資機 材の整備等について支援及び助成を行う。

また自主防災組織は、当該地区における防災活動に関する計画(地区防災計画)を地域防災計画に定めることを町防災会議に提案することができる。この場合、提案を受けた防災会議は、必要に応じ、町地域防災計画に当該地区防災計画の内容について定めることとする。

■自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 自主防災組織の防災計画書の作成
- 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資器材の整備・点検
- 自主防災地図(防災マップ)の作成
- 地域内の多組織との連携等

[発災時]

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達
- 救出・救護の実施及び協力
- 集団避難の実施
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 要配慮者の安全確保等

第3 防災訓練

1 総合防災訓練

町、飯塚地区消防連絡協議会は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災 関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、各訓練を総合的に実施する。 また、実施にあたっては、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボラン ティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦 等要配慮者に十分配慮するものとする。

■訓練種目

- 情報の収集・伝達、
- 災害対策本部設置、運営
- 〇 被災地偵察
- 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- 救出・救助、救護・応急医療
- ライフライン復旧
- 各種火災消火
- 交通規制及び交通整理
- 道路復旧、障害物排除
- 〇 緊急物資輸送
- 無線による被害情報の収集伝達
- 給水給食等

2 各種訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。なお、訓練は以下の要領で実施するものとする。

- ①町、関係機関の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)等の確認を行う。また、 協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。
- ②訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング (個人において災害対応の初動時から の活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練)、課単位で の図上演習、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等種々考えられる。
- ③町は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施する。

また、町は地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。 なお、図上訓練への実施指導、技術的支援を県から受け、住民向け図上訓練のモデル事業を実施する。

さらに、モデル事業の結果等を踏まえ、図上訓練の実施手引書を作成し、その普及に努めるものとする。

(2) 組織動員訓練

町は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。また、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の初動体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も合わせて実施する。

(3) 非常通信訓練

町及び関係機関は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。また、大規模な災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

(4) 消防訓練

町は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。 また、飯塚地区消防組合と連携し、災害時の二次災害拡大の防止のため、町民や事業所を対象として初期消火訓練を実施する。

(5) 施設における防災訓練

災害時に幼児、児童、生徒、傷病者、障害者、高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等は、避難訓練を中心とする防災訓練を定期的に実施する。

(6) 住民等の訓練

町は、自主防衛組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

■防災知識の普及事項

0	出火防止訓練	0	応急救護訓練
0	初期消火訓練	\bigcirc	災害図上訓練
0	避難訓練	\bigcirc	その他の地域の特性に応じた必要な訓練

(7) その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備 資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。

なお、防災関係機関・事業所等訓練を必要とする各団体は、それぞれが定めた防災計画に基づいて訓練を行う。

(8) 訓練の検証

町は、防災訓練を準備する過程から訓練を通じて、把握された問題点・課題を訓練後に整理・ 検証し、その結果を次回訓練や地域防災計画の改正に活用する。

第4 防災知識の普及

町は、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害の未然防止、被害の拡大防止、被 災者の救護等を円滑に実施しなくてはならない。このため、町職員は、防災に関し知識を深める とともに、責務を理解し、訓練及び研修等に積極的に参加する。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、町及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

1 町職員に対する防災教育

(1) 研修の実施

町及び防災関係機関は、平常時の的確な地震防災対策の推進と災害時における適正な判断力を 養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により町職員に対する防災教育の普 及徹底を図る。

教育の方法	(1)新任研修 (2)職場研修 (3)研修会、講習会、講演会等の実施 (4)見学、現地調査等の実施 (5)防災活動手引等印刷物の配布 なお、新任研修、職場研修は、以下の要領で実施する。 ア 新任研修 任命権者は、あらたに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。 イ 職場研修 各職場においては、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。 (ア)各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認 (イ)各職場の初動時の活動要領の確認
教育の内容	(1)災害に関する知識 ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識 イ 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度 ウ 過去の主な被害事例 (2)福岡県地域防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担 (3)職員として果たすべき役割(任務分担) (4)初動時の活動要領(職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等) (5)防災知識と技術 (6)防災関係法令の運用 (7)その他の必要な事項

(2) マニュアル (活動要領) の作成・整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その 成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、町及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくととも に、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを作成・整備しておくものとする。

2 町民に対する防災知識の普及

町、自主防災組織及び防災関係機関は、町民に対し、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

■町民に対する一般啓発

啓発の内容	ア 災害に関する基礎知識、災害発生時に具体的にとる	らべき行動に関する知
	識	
	イ 過去に発生した災害被害に関する知識	
	ウ 備蓄に関する知識	
	(ア)3日分の食料、飲料水等の備蓄	
	(イ)非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、	乾電池等) の準備
	エ 住宅等における防災対策に関する知識	
	(ア)住宅の補強、防火に関する知識	
	(イ)家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、	冷蔵庫等の転倒防止
	や棚上の物の落下による事故の防止、ガラス	スの飛散防止、火災予
	防等の家庭における防災対策に関する知識	
	オ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)	で災害発生時にとる
	べき行動	
	カ 山・崖崩れ危険予想地域、浸水想定区域等に関する	知識
	キ 防災気象情報、避難指示等の意味合い	
	ク 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識	
	ケ 避難生活に関する知識	
	コ 応急手当方法等に関する知識	
	サ 早期自主避難の重要性に関する知識	
	シ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する	知識
	ス 災害時の家族内の連絡体制の確保	
	セ その他の必要な事項	
	アーテレビ、ラジオ及び新聞等の活用	
啓発の方法	ア テレビ、ラジオ及び新聞等の活用 イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用	
	1	
	ノ 映画、ピケオテーノ寺の利用 エ 各種相談窓口の設置	
	-	
	カ 講演会、講習会の実施 キ 防災訓練の実施	
	ャー奶灰訓練の美旭 クーインターネット(ホームページ)の活用	
	ク インターネット (ホームペーシ) の店用 ケ 各種ハザードマップ等の利用	
	コ 広報車の巡回による普及	

■社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。啓発の内容は、町民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

■学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ 継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに 防災教育が実施されるならば大きな効果をあげうる可能性を有している。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会(防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等)を通じて、災害に関する基礎的知識や 災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

第5 調査・連携

防災対策を有効なものとするために、災害の事例等を科学的に調査・研究する。また、広域的な連携に基づき町の地域特性に応じた地域防災計画の改訂に役立てる。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

町の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査を実施し把握したが、今後とも必要に 応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 防災関係機関等との情報交換

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

3 情報交換、活動調整

本町では、近隣市町と定期的に情報交流会を開催し、防災対策の情報交換に努めるとともに、 応援、医療、輸送、備蓄、清掃活動等の各対策活動に関して、必要に応じて関係機関と連携して 共同調整を行うよう努める。

4 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調整研究を継続的に実施又は推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

第2節 災害に強いまちづくり

項目	担当
●風水害対策	建設事業課、産業振興課
	総務課、建設事業課、産業振興課、消防本部、消防団
●土砂災害対策	建設事業課
●市街地の整備	企画財政課、建設事業課
●道路・橋梁の整備	建設事業課
●ライフライン施設の整備	水道課、関係機関
●建物の耐震化	建設事業課
●液状化対策	建設事業課、水道課、関係機関
●火災予防対策	消防本部、消防団
●林野火災予防対策	産業振興課、消防本部、消防団
●農業災害予防対策	産業振興課
●鉱山災害予防対策	産業振興課

第1 風水害対策

1 河川の改修

本町にはアセスメント調査で整理したように、想定氾濫区域や重要水防箇所等が分布する。 今後とも関係機関と連携、協力し、穂波川など遠賀川水系の大小河川の改修(護岸・築堤・横 断工作物など)を継続的に推進し、危険箇所の改善・解消を図り、洪水・氾濫を防止する。

※資料編参照 【3-1重要水防箇所一覧】※資料編参照 【3-2災害危険河川区域一覧】

2 水防施設の整備

水防倉庫は、保守点検を図るとともに、必要に応じて新たな施設の整備を検討する。 水防用資機材は、毎年出水期前に点検し、在庫品に不足を来す場合は、速やかに補充する。

3 雨水流出抑制対策の推進

所管する道路及び施設の排水施設整備に伴う雨水流出抑制施設の導入を検討する。また、山林 地などについては、植林や適切な維持管理により、保水能力の低下防止に努める。

4 ため池対策

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、老朽化し、危険度の高いものから優先的にため池の整備事業を実施する。

5 水防体制の強化

災害による被害を最小限にとどめるために、災害が発生した場合の迅速かつ適切な対応能力の 向上に努める。

- 河川情報の的確かつ迅速な把握・分析が可能となるよう観測施設の整備・管理、 情報連絡体制の整備等を図る。
- 水防訓練を通じての水防意識の向上、水防活動の指揮系統の徹底、水防技術の向上、 水門等の操作の習熟に努める。

6 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

ア 浸水想定区域の指定

町は、浸水想定区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

イ 浸水想定区域における避難措置の住民への周知

浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達 方法等について、印刷物(洪水ハザードマップ)の配付等により住民に周知する。

7 平常時の巡視

暴風雨の場合の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視する。

第2 土砂災害対策

本町にはアセスメント調査での整理、及び県が、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域を、土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域として指定を行ったように、多数の土砂災害が発生するおそれがある危険箇所が分布する。

町及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険箇所について、災害防止対策を実施する。

なお、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。

1 土石流対策

(1) 土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域(土石流)の定義

この計画において「土石流危険渓流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流で、資料編【3-4土石流発生危険箇所一覧】に掲げるものをいう。

「土砂災害警戒区域(土石流)」とは、土砂災害防止法により指定された区域で、資料編「3-10土砂災害警戒区域(土石流)」に掲げるものをいう。

(2) 対策

①避難体制等の整備

町及び関係機関は、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置するものとする。

ア 土石流危険渓流の周知

町地域防災計画に、砂防指定地と土石流危険渓流と土砂災害警戒区域(土石流)を掲載するとともに、関係機関に危険箇所を記載したマップを常設し、関係住民に危険箇所を周知する。

さらに各危険渓流には、危険渓流標識等を設置し、周知の徹底を図る。

イ 警戒避難雨量の設定

警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、土砂災害警戒区域ごと、もしくは地域ごとに設定する。

②避難路の整備等

避難路の整備等については本章第3節「応急活動体制の整備」第6「避難体制の整備」による。

③情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

町及び関係機関は、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておくものとする。

イ 情報の伝達

- (ア) 町及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に務めるものとする。
- (4) 町及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により 被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意するものとする。
- (ウ) 町は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、土石流危険渓流周辺や土砂災害警戒区域における防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮するものとする。

④防災知識の普及

町及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生する恐れのある時期(梅雨期・台風期)に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に務めるものとする。

ア 土石流災害の特性

イ 警戒避難すべき土石流の前兆現象

- (ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (4) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- (ウ) **降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合** (上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため)
- (エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (オ) **渓流の付近の斜面において落石や斜面の**崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合 ウ 災害時の心得
- (ア) 気象予警報や土砂災害警戒情報等の聴取方法
- (イ) 避難の時期、方法、場所
- (ウ) 飲料水、非常食糧の準備
- (エ) その他災害特性に応じた措置
- ⑤砂防工事の実施(県)

砂防堰堤や渓流保全工などの砂防事業の実施により、土石流対策に努める。

※資料編参照 【3-3砂防指定箇所一覧】

【3-4土石流発生危険箇所一覧】

【3-10土砂災害警戒区域(土石流)】

2 地すべり対策

(1) 現況

現在、地すべり防止区域に指定されている区域及び地すべり危険箇所は、資料編【3-6地すべり危険箇所一覧】のとおりである。

また、土砂災害警戒区域(地すべり)は、資料編【3-11土砂災害警戒区域(地すべり)】のとおりである。

(2) 対策

①行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害したり、助長し、もしくは誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。

②避難体制等の整備

町は、住民が安全な避難を行えるよう、町地域防災計画に、地すべり防止区域と地すべり危険 箇所と土砂災害警戒区域(地すべり)を掲載し、また関係機関に危険箇所を記載したマップを常 設し、関係住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

③地すべり防止工事の実施(県)

地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。

※資料編参照 【3-6地すべり危険箇所一覧】

【3-7地すべり防止区域指定一覧】

【3-11土砂災害警戒区域(地すべり)】

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現況

現在急傾斜地崩壊危険区域として指定、また危険箇所として選定している区域は資料編【3-5急傾斜地崩壊危険箇所一覧】のとおりである。

また、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)は、資料編【3-12土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)】のとおりである。

(2) 対策

①避難体制等の整備

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

町地域防災計画に、急傾斜地崩壊危険箇所と土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)を掲載するとともに、関係機関に危険箇所を記載したマップを常設し、関係住民に 危険箇所を周知する。

イ 避難に係る警報装置等の整備

町及び関係機関は、土砂災害警戒区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、 警報装置等を整備する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)の防災パトロール及び点検の実施

町は、地元警察署と連携して、急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を 図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地 表水の危険雨量等について的確に把握しておく。

エ 情報の収集及び伝達体制の整備

(ア) 情報の収集

町及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報や土砂災害警戒情報等の情報の収集に努める。

(イ) 情報の伝達

町は、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域に対する気象予警報や土砂災害警戒情報等の情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。

(3) 急傾斜地崩壊対策工事の実施(県または町)

急傾斜地崩壊対策事業の実施により、がけ崩れの防止に努める。

※資料編参照 【3-5急傾斜地崩壊危険箇所一覧】

【3-12 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)】

4 山地災害対策

(1) 山地災害危険地の定義

山地災害危険地とは、「山地災害危険地区調査について(平成53年7月17日付け53林野治第1817号)」に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家または公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区で、資料編【3-8山腹崩壊危険地区一覧】、【3-9崩壊土砂流出危険地区一覧】に掲げるものをいう。

(2) 対策

①山地災害危険地区の周知

町地域防災計画に山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知を図る。

②防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び町と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

※資料編参照 【3-8山腹崩壊危険地区一覧】

※資料編参照 【3-9崩壊土砂流出危険地区一覧】

5 安全性を重視した土地利用の確保

土砂災害危険性のある地域について、本町の諸計画との整合を図りながら、安全性が確保されるよう土地利用を適切に誘導する。

- 危険箇所の周知
- 安全な土地利用の検討
- 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第39条による災害危険区域の指定、住宅等 の建築制限

6 災害防止に関する指導・監督

建築基準法、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。

- 造成地開発許可・確認の審査及び施行に対する指導・監督
- 造成後の巡視等による違法開発行為の取り締まり

7 災害危険区域の指定・整備

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)、砂防法(明治30年法律第29号)、宅地造成等規制法等を有効に活用し、土砂災害からの安全化対策の推進に努める。

※資料編参照 【3-3砂防指定地指定箇所一覧】

第3 市街地の整備

アセスメント調査では、市街地の中に木造住宅の密集地等で延焼火災の危険性が高い地区が幾つか認められた。このような地区では、出火・延焼すると、消火活動が困難な場合が多く、地震が発生した場合には、避難活動の支障となることも考えられる。

防災上の観点から、地区の居住環境、防災等の機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

町は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

4 建築物不燃化の推進

(4) 対策

①公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、逐次耐火構造に建替えを推進する。町営木造及び簡易耐火構造の住宅についても、建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導する。また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

②住環境整備事業の推進

町は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。県は、その計画の指導を行う。

第4 道路・橋梁の整備

道路・橋梁は、人や物を輸送するだけでなく、火災の延焼防止や災害時の避難、緊急物資の輸送ルートなど多様な機能を有している。このため、各道路管理者は、道路の整備、橋梁の架け替え、補修を推進する。

道路の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に 健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行なうものとする。

1 緊急輸送道路ネットワーク

(1) 緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、 又は防災拠点を総合に連携する道路を選定し、安全性の強化に努めるものとする。

2 **I**

(1) 道路の整備

風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施 し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

①道路法面、盛土欠落危険地調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土欠落危険地調査」を実施する。

②道路の防災補修工事

(1) の調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。

(2) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。

第5 ライフライン施設の整備

水道、電気などのライフラインの被災により、町民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

震災時にライフライン施設が被害を受けると生活機能が麻痺するおそれがあり、応急対策を実施するうえでも大きな支障となるため、耐震性の強化を図り、地震に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

震災時には、地盤の液状化等によって低地での埋設管の被害が発生しやすい。配水施設については耐震性の向上を推進し、浄水の確保に努める。また、被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るための資材の備蓄及び応援体制の強化に努める。

2 電気施設

電気施設は、過去の地震による教訓を生かして施設の耐震化に努め、設備の被災予防強化について措置を講ずる。

3 電話施設

建物設備については、建築基準法による耐震設計を行っており、耐震設計目標は、震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避するものである。また、震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

第6 建物の耐震化

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組むことが必要である。

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

アセスメント調査では、建物被害はごく軽微な被害が発生すると予測された。しかし、局地的な被害の発生や、家具の転倒などによる負傷も懸念される。突発的な地震災害に備えて長期的な視点で、建物の耐震化等を推進する。

1 公共建築物の耐震性の確保

(1) 町有施設の耐震性確保に関する方針

①新築建築物

新たに建設される町有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図るものとする。

②新耐震基準以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進するものとする。特に (ア)、(イ)及び(ウ)の施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

- ア 災害応急対策活動に必要な施設
- イ 避難所として位置づけられた施設
- ウ 多数の町民が利用する施設
- エその他
- ③新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性 に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。

- ア 災害応急対策活動に必要な施設
- イ 避難所として位置づけられた施設
- ウ 多数の町民が利用する施設
- (2) 既存町有施設等の耐震性確保に関する取組
- ①町有施設

福岡県耐震改修促進計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

- ②教育施設等
- ア 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。
- イ 既存の木造校舎については、順次耐震耐火構造による改築を図る。
- ウ 老朽施設については、更新、補強を図る。
- エ 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。
- ③公営住宅

町営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、公営 住宅長寿命化計画等の推進に努める。

④社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

2 一般建築物の耐震性の確保

- (1) 既存建築物の耐震化対策
- ①民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。
- ②建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

3 その他の安全対策

(1) エレベーター閉じこめ防止対策

町は、定期報告制度等を通じて、所有者等に「P波感知型地震時管制運転装置」の設置を促す 等、既設エレベーターの安全確保に向けた取り組みを推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

(2)窓ガラス等の落下防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。

特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の告示(建設省告示第1622号)以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に必要な改善指導等を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に対し 啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック 塀等の巡回指導等を行う。

(4) 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

(5) 建物内の安全対策

①学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の 転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全 と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

②社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、 職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

③庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

④民間建築物

建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの 飛散防止等を行う。

特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。

⑤長周期地震動対策

超高層建築物(高さが60m(20階建て程度)を超えるもの)については、長周期地震動による影響が大きいことから、長周期地震動に備え、キャスター付きの什器や家具などに対する転倒防止策の実施や、エレベーター停止や配水管等の復旧の遅れも予想して3日分以上(1週間程度分)の備蓄を実施するよう周知するよう努める。

(6) 公共施設及び危険物施設の点検整備等

町及び施設管理者は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾 斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の 点検整備を行うものとする。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の 整備等を促進するものとする。

(7) その他の対策

自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。 既存建物への対策として、耐震性を向上させるための耐震診断及び耐震改修を促進する。

第7 液状化対策

福岡県のアセスメント調査では、穂波川、馬敷川沿いの平野部等で危険性が高いと予測された。 公共土木構造物や、道路・地中埋設管等のライフライン施設について、液状化対策を実施し、 地震時の機能障害を最小限にするよう努める。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震(1995年)においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

福岡県においては、2005年福岡県西方沖地震による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。近年、埋め立て造成された博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水がわき出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場などで起こった。

過去の被害では、1898年の糸島半島の地震の際に糸島半島の付け根の地域で、土地に生じた 亀裂から水や砂、塩水が噴出したとされており、液状化が発生していたと考えられる。

2 液状化対策

(1) 総論

町並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

(2) 液状化対策の調査・研究

町並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

(3) 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

①液状化発生の防止(地盤改良)

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

②液状化による被害の防止(構造的対応)

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

③代替機能の確保(施設のネットワーク化)

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(4) 液状化対策の普及・啓発

町並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して液 状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

第8 火災予防対策の推進

町及び消防機関は、火災の防止に関し、基本的重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、 火災の拡大防止等の多面的な対策を実施するものとする。

1 消防力の強化

(1)消防施設の強化

町は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の拡充強化を図るものとする。

- ①地域の実情に応じて、化学消防自動車、救急自動車等を配備するものとする。
- ②初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報 システム及び個人装備等を進める。
- (2) 消防水利の強化
- ①町は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽の 充実を図る。

今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

- ②消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設 及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。
- (3) 消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、町は、現 有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維 持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

(4)総合的な消防計画の策定

町は消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

(5) 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、 施設、車両及び防火水槽等を整備する。

(6)消防団の体制整備

消防団組織の整備と防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員(全ての活動に参加)の確保を基本とした入団促進を行う。

(7) 消防職団員の教育訓練

- ①消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させる。
- ②町は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学 校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。
- (8)消防計画の策定

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。

(9)市町村相互の応援体制の強化

町は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第21条の規定に基づき消防に関し他市町村相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図るものとする。

2 火災予防対策

(1) 火災予防査察の強化

飯塚地区消防組合・消防機関は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、 地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するととも に、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(2) 防火管理者制度の推進

飯塚地区消防組合・消防機関は、消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図るものとする。

(3) 住民に対する啓発

飯塚地区消防組合・消防機関は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器(住警器)の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障害者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

(4) 車両火災予防の推進

消防機関は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を 策定するものとする。

(5) 火災予防運動の推進

消防機関は、以下のことについて、火災予防運動を推進するものとする。

- ①春秋火災予防運動の普及啓発
- ②報道機関による防火思想の普及
- ③講習会、講演会等による一般啓発
- ④婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の育成

3 地震時の火災の予防

地震発生時において最も被害を大きくするものが火災の発生及び延焼である。これらを防ぐため、まず第1に、火災の発生を押さえ、次いで火災が発生した場合にその延焼を最小限にとどめるよう初期消火を行うことによって被害の軽減を図っていくことが重要である。そのための火災予防対策を実施する。

(1) 出火防止措置

地震発生時における火災の発生を予防するため、次にあげる対策を推進する。

一般家庭に対する指導	○ 行政区、自主防災組織等を通じて家庭に対し、火気使用の 適正化及び消火器具等の普及並びに取り扱い方法についての 指導を図る。○ 「すばやい火の始末」などの出火防止知識の啓発・指導を 行い、地震時の心得の普及や徹底を図る。
防火対象物の防火管 理体制の確立	○ 防火管理者への指導・講習を行う。○ 防火対象物について地震に対する事前対策と発災時の応急 対策が効果的に行われるよう指導を強化する。
予防査察の指導強化	○ 飯塚地区消防本部は、消防法第4条の規定による立ち入り 検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な 査察を実施し、地域の状況の把握に努めるとともに火災発生 危険の排除に努める。
危険物施設の保安監 督要員の指導	 ○ 消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者に対する教育を計画的に実施するよう指導する。 ○ 消防法第16条の5の規定による立ち入り検査と災害予防上必要な指導、助言を実施する。 ○ 火災予防条例による少量危険物、指定可燃物の管理及び取り扱いについて所有者、管理者に対して必要な助言、指導を行う。
化学薬品等の出火防 止	○ 化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立ち入 り検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。
建築同意制度の活用	○ 建築物の新築、改築等の許可、確認の同意については、防 災の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規 定する建築同意制度の効果的運用を図る。

(2) 初期消火の指導

地震火災による延焼拡大を防止するためには、消防機関だけでなく、町民や自主防災 組織による初期消火が必要となる。そこで、次のような初期消火の指導に努める。

- 各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- 自主防災組織、行政区に対する初期消火の訓練・指導を行う。
- パンフレットなどにより消火方法・知識の普及を図る。

(3) 文化財の防火対策

町は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図るものと する。

- ①文化財に対する町民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
- ②所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- ③火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。
- ア防火管理体制の整備
- イ 環境の整備
- ウ 火気の使用制限
- エ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
- オ 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
- カ 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- ④防火施設等、次の事項の整備の推進とそれに対する助成措置を行う。
- ア 消火施設
- イ 警報設備
- ウ その他の設備
- ⑤倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- ⑥古墳、遺跡等の点検整備を行う。

文化財に対する防火対策として、次の事項を実施する。

- 簡易消火用具及び屋内消火栓の設置の促進
- 文化財施設内への防火水槽の設置の検討
- 文化財管理者による防火設備の運用体制の整備

4 消防力の整備

消防資機材の充実、消防技術の向上等消防力を整備する。

(1) 消防資機材等の整備及び点検計画

消防車両、資機材等の整備の充実を図る。なお、整備にあたっては国や県の補助制度を活用する。また、出動の後、直ちに活用できるよう性能点検の要領を定めておく。

(2)消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努めるとともに、特に女性消防団員の加入を推進する。

(3)消防水利の整備

計画的な防火水槽の設置を図るとともに、消防水利を確保できるよう地域の実状に応じて、自然水利の活用の検討など消防水利の充実を推進する。

第9 林野火災予防対策の推進

1 監視体制の強化

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

- 気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令、町民・ 入山者への周知等、必要な措置を講ずる。
- 火入れにおける森林法 (昭和26年法律249号) 第21条に基づく町長の許可においては、消防機関との十分な調整並びに隣接市町村への事前通知を行う。
- 気象条件によっては、入山者に火を使用しないよう指導する。

2 予防施設の整備

防火水槽や自然水利利用施設の増強、ヘリポート・補給基地の整備を推進する。

3 林野火災対策用資機材の整備

消防力強化のために、消火作業用機器等の整備、消火薬剤等の備蓄を推進する。

4 防火思想の普及

火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

- 山火事防止月間 (3月1日~31日、11月1日~30日) における広報紙等を活用 した周知徹底
- 登山口、林道、樹木等へポスター、標識板等を設置し、防火思想の普及を図る。

第 10 農業災害予防対策の推進

暴風・豪雨等による農作物等への災害を未然に防止する。

1 防災思想の普及

福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備等に努める。また、農業関係団体等を活用して、農家に対する防災思想の普及や指導に努める。

2 農作物の風害防止対策

強風による作物被害、土壌浸食に対し、農業協同組合等を通じ予防対策を指導し、被害の 軽減を図る。

第3節 応急活動体制の整備

項目	担当
●情報収集・伝達体制の整備	総務課
●応援体制の整備	総務課、関係各課
●救急・救助体制の整備	総務課、保険環境課、健康福祉課、消防本部、消防団
●応急医療体制の整備	健康福祉課、関係機関
●緊急輸送体制の整備	総務課、建設事業課
●避難体制の整備	総務課、保険環境課、健康福祉課、建設事業課、教育委員会
●避難行動要支援者対策	保険環境課、健康福祉課
●給水体制の整備	水道課
●備蓄体制の整備	総務課、関係各課
●衛生・清掃体制の整備	保険環境課

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 通信施設の整備

(1)無線通信施設の整備

災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合にも、情報の収集及び連絡体制が確保できるよう機器の整備に努める。町民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線の同報系屋外子局を活用する。また、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備を活用する。

①防災行政無線

防災行政無線(又はコミュニティ放送)とは、町が、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、町において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- ア 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立。
- イ 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災行政無線等の整備、充実。
- ウ 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実。
- エ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備、充実。
- オ 主要防災関係機関への通信回線を設置する。
- カ 防災行政無線と全国瞬時警報システム(J-ALERT)との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築。

(2)避難所との通信手段の整備

避難所の開設時には、町職員が派遣される。町役場との被害情報等の収集伝達手段として、非 常通信体制の整備を図る。

(3)情報通信設備の耐震化

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の固定等の耐震化を推進する。

(4)新しい情報通信設備の検討

情報通信技術の高度化にしたがって、パソコン通信による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話の活用など、災害時に有効な通信手段の導入を検討する。

2 情報通信体制の整備

災害時に円滑な情報連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により 通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

非常通信訓練の実施	災害時等における非常通信の適正な運用と防災関係機関相互の 協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行 い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	無線機器運用マニュアルの作成や研修の機会を通じて、町職員の中で無線従事者を確保する。

(2) 非常時通信運用の検討

災害が発生したとき又は発生が予測されるときに、住民等への情報提供や災害情報の収集など 非常時の通信の円滑な運用方法を検討する。情報伝達の基準の設定、発生災害別の通信項目について検討する。

第2 応援体制の整備

1 他市町村との相互協力体制の整備

平常時から、福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するともに、近 隣の市町村との大規模災害時に備えた相互を締結するよう努めるものとする。

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

3 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 共通

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、町及び防災関係機関は、 応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連 携を強化しておくものとする。 また、町等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

4 広域応援拠点等の整備

町は、県及び関係機関と協議して、全県的な立場から円滑な広域応援活動を実施する上で適当と思われる場所、施設等を広域応援拠点として選定、整備するものとする。

町は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備するものとする。

第3 救急・救助体制の整備

災害時に同時多数の傷病者に対処できるよう県、日赤県支部、医師会、町民、その他関係医療機関等に協力を求め、救急・救助の体制づくりを実施する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟や体制整備の支援を行う。

2 要配慮者に対する救急・救助体制の整備

要配慮者の安全確保を検討し、避難計画の検討及び必要な施設の整備をするとともに、行政区、事業所等防災組織の協力により、地域ぐるみの救急・救助体制の充実を図る。

3 救急・救助情報通信体制の整備

消防本部と救急指定病院及び周辺の病院等との相互情報通信機能を確保し、空きベット数などの医療情報を常時把握できるように体制を整備する。

4 消防団の救急・救助活動能力の向上

消防団は、救急・救助活動を効率的に実施するための教育指導を受け、災害時の救急・救助活動能力の向上に努める。

第4 応急医療体制の整備

1 医療体制の整備

傷病者の災害現場からの救助及び医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、県、日赤県支部、医師会、その他関係機関に協力を求め、必要な体制整備を図る。

(1)通信体制の構築

町及び医療機関は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に かんがみ、通信手段を確保するとともに、その多様化に努めるものとする。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

災害等による傷病者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、 町内及び周辺地域の収容医療機関のネットワーク化を図る。

(3) 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療やこころのケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2 医療資器材・医薬品の準備

応急医療活動に必要な医療資器材・医薬品を地域の保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会等 と連携して、備蓄配備を推進するとともに、災害時の調達手段を講じておく。

3 医療救護施設の耐震性の確保

災害時に救護所、後方医療施設となる学校、公民館等の施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行う。また、ライフラインが停止した場合に備え、自家発電装置の整備や災害時協力井戸の登録等を行う。

第5 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送路の確保

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送 体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

町民には広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2 物資集配拠点の整備

災害時における救援物資の受け入れ、一時保管及び町内各地区への供給を行うために物資集配拠点を指定する。指定された施設については、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について検討する。

3 臨時ヘリポート予定地の指定

災害時の自衛隊、県のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポート予定地を指定しておく。 設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、臨時ヘリポート予定地 の整備に努める。

※資料編参照 【4-2臨時ヘリポート一覧】

4 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

(1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

建設業組合等と事前に協議し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように 協力体制を整備する。

(2) 緊急輸送車両等の調達体制の整備

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送 体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

第6 避難体制の整備

1 避難所の整備

(1)避難所の指定

避難所の指定は、次の考え方を基本とする。

- 危険区域ごとに安全な避難所を選定、確保する。
- 安全な避難所としては、2階建て以上の堅牢建物が望ましい。
- 身近な集会所等の地域コミュニティ施設は、安全性で問題がある場合が多い。
- 大規模災害時に避難所に職員を派遣し常駐させることを考慮した場合、人数の 制限から多数の指定は困難である。
- 適当な避難所が存在しない場合は、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所を 指定緊急避難場所として、避難生活を送るための避難所と別に指定する。

以上から、町の避難所は、次のように位置づける。

■指定避難所

- 小・中学校及びそれに匹敵する公共施設
 - ⇒ 住民の安全を確保するための、指定避難所とする。
- 集会所、公民館等の地域コミュニティ施設
 - ⇒ 危険性がなくなった後の収容施設として、その都度適切な施設を指定する。
- ■指定緊急避難場所
 - ⇒ 切迫した災害の危険から逃れるための避難場所を、洪水や津波など異常な現象の種類 ごとに分けて、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として 避難生活を送るための避難所と別に指定する。

※資料編参照 【4-3避難所一覧】

(2) 避難所の整備

大規模災害の発生時には、避難所を長期にわたって使用することも予想される。

①連絡手段の整備

町は、災害対策本部と避難場所・避難所との間の連絡手段を確保するため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。

②施設等の整備

避難場所・避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努める。

- ③避難所の管理・運営体制整備
- ア 避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制を整備する。
- イ 避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

(3) 福祉避難所の確保

要配慮者専用の福祉避難所として、福祉関連施設、その他集会施設を確保する。

※資料編参照 【4-4福祉避難所一覧】

2 避難路の整備

地域住民や観光客等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について 避難路の整備に努める。その内容は、次のとおりである。

- 広い幅員を確保し、歩道を整備する。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、 避難路沿道の安全化の促進を図る。
- 誘導標識、誘導灯、誘導索を設け、その維持に努める。
- 避難路上の障害物件を除去する。

3 避難体制の整備

災害の状況や、避難行動要支援者、来訪者等、被災者の状況に応じた避難方法の検討とともに、 適切な避難誘導を行うために自主防災組織等との連携の強化を図り、避難体制の整備に努める。

(1) 避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町地域防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行うよう努める。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとする。

- ①避難指示等を行う基準、伝達方法
- ②避難指示等に係る権限の代行順位
- ③避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ④避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- ⑤高齢者、障害者等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、避難指示、高齢者等避難等について、「避難指示等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。

また、避難手段の一つとして、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」 の考え方も必要に応じて検討する。

- 町民や観光客等への避難情報の連絡体制を検討する。
- 安全な避難誘導のため、警察署等防災関係機関との応援協力体制を確立する。
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じて住民の理解を 得る。

(3) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

①避難支援計画(避難支援プラン)の策定

町は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)や県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要支援者の避難支援計画の策定に努める。

②地域住民等の連携

町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

③高齢者等避難の伝達体制整備

高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達体制整備に努める。

- 視聴覚障害者に対する伝達方法・手段の検討
- 高齢者・障害者・幼児等への安全な避難誘導体制の検討
- 町役場、行政区内での避難行動要支援者への対応者の確保
- 外国人に対する広報手段の確保

(4) 施設管理体制の整備

- ①避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制を整備する。
- ②避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

災害時の避難所の開設及び運営を円滑に行うために、次の事項について検討する。

- 門・建物の鍵等の管理を施設、町、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等避難所運営に必要な書類を整備する。

4 避難所の周知

町は、避難路・避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。

- (1) 広報誌紙、インターネットによる周知
- (2) 案内板等の設置による周知
 - ①誘導標識
 - ②避難場所·避難所案内図
 - ③避難場所·避難所表示板
- (3) 防災訓練による周知
- (4) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- (5) 避難計画に基づく避難地図(洪水ハザードマップ等)の作成、配付による周知
- (6) 自主防災組織等を通じた周知

第7 避難行動要支援者対策

災害に援護を必要とする高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの避難行動要支援者の安全確保に一層努める。

特に、当該機関が相互に連携し、近隣住民をはじめとした地域社会で避難行動要支援者を支援 する体制づくりを推進し、災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るものとする。

1 在宅避難行動要支援者に対する対応

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

町は、「桂川町災害時避難行動要支援者名簿作成要領」にしたがい、災害時避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)及び災害時避難行動要支援者個別計画(以下「個別計画書」という。)を作成する。

名簿及び個別計画書は、行政、各自主防災区、行政区、民生児童委員、社会福祉協議会、 消防団等が事前に情報を把握しておくことにより、災害時に自力で避難することが困難な高 齢者や障がい者等の避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、避難誘導や安否 確認、その他適切な救助活動を速やかに行うことを目的に、名簿への記載及び開示に関し本 人の同意を得た上で作成する。

ただし、名簿は防災訓練、救助活動といった作成目的以外には利用しない。

①避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備えることとし、 避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整備し、管理する。また、在宅 の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り 把握する。

②要支援登録対象者

要支援登録対象者とは、家族等の支援が受けられない(施設入所者を除く)在宅で生活をする以下の人とする。

- ア 自力で避難することが困難な75歳以上で一人暮らし及び75以上のみの世帯の人
- イ 自力で避難することが困難な障がい者
- ウ 自力で避難することが困難な難病者
- エ その他町長が「避難支援が必要な人」と認める人

③個別計画書の記載事項

個別計画書には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 要支援者情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号)
- イ 避難支援者への情報提供に関する同意
- ウ 要支援の区分 エ 緊急連絡先
- オ 身体の状況等 カ 避難時に必要な器具等
- キ 既往症 ク かかりつけ医療機関・常備薬
- ケ 避難支援者名 (該当者なしの場合は、隣組名を記入)

※避難支援者(避難の手助けをする人)の選定は、要支援者が支援者の同意を得て決定し、 支援者が選定されていないときは、隣組全体を支援者として支援体制を作る

コ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

第2章 予防 第3節 応急活動体制の整備

④名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 要支援者氏名 イ 年齢 ウ 性別 エ 生年月日 オ 住所
- カ 隣組名 キ電話番号 ク緊急連絡先 ケ 避難時に必要な器具等
- コ 特記事項

⑤避難行動要支援者名簿の利用及び提供

町は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意がえられた場合について、平常時から消防機関、都道府県警察、各自主防災区、行政区、民生児童委員、社会福祉協議会、消防団、その他避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し名簿の提供をするものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。

なお、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した名簿情報の内、同意を得ていない名簿情報 は回収する。

⑥避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

町は、避難行動要支援者名簿の定期更新を行い、名簿情報の最新管理に努める。また、名簿の更新が行われた場合、町は名簿情報の提供に同意した要支援者の情報について、避難者支援等関係者に提供し、情報の共有を図る。

⑦名簿及び個別計画書に係る情報の適正管理

町及び避難支援等関係者は、「桂川町避難行動要支援者名簿の利用及び管理に係る個人情報の保護に関する協定書」にもとづき、事前に提供を受けた、また災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において知り得た避難行動要支援者名簿情報を厳重に保管し、また外郎漏えいの未然防止に十分注意する。

※資料編参照 【14-5 桂川町災害時避難行動要支援者名簿作成要領】

(2) 避難時の支援体制の整備

避難行動要支援者に配慮した応急活動を行うため、次のような支援体制を確立する。

避難行動要支援者対策	○ 災害時における情報伝達手段の検討○ 介護福祉士、社会福祉士、児童相談員、カウンセラー等の
の整備	避難行動要支援者に対応する人員の確保
避難体制の整備	○ 地域全体での避難行動要支援者支援体制づくり○ 避難誘導方法の確立○ 町内施設における災害時の受け入れの明確化

(3) 設備等の整備

避難行動要支援者の安全を確保するために、次の設備の整備を検討する。

- 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム
- 聴覚障害者等への災害情報伝達を効率的に行うための文字放送受信装置
- 自動消火装置及び火災報知器等

(4) 避難施設等の備品整備

避難行動要支援者が避難所で生活するために、次の備品等の整備を図る。

- 車椅子、簡易ベット等の障害者・高齢者用備品の整備
- ミルク等乳幼児、児童用の備品の整備
- 避難所施設内におけるバリアフリーの検討
- パーテーションの整備等避難施設内のプライバシーの保護方法の検討

(5)被災した避難行動要支援者等の生活の確保

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において介護福祉士、社会福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行うよう努める。

- 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

(6) 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、 地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努 める。

2 社会福祉施設における対策

(1) 防災組織体制の整備

①町の役割

町は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等との連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制を整備する。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

②社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備を行う。

さらに、町、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

社会福祉施設には、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るよう 指導する。また、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボラ ンティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備するよう指導す る。

(3) 防災資器材の整備、食料等の備蓄

①町の役割

町は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄(水、電力、医薬品、非常用電源等)の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

②社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設 そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資 及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急 通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

(4) 防災基盤の整備

町は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び、社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

町は、消防本部と連携して、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練の実施や防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練に参加するよう指導する。

また、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

3 外国人・観光客等に対する対応

(1) 外国人の支援対策

①外国人に対する防災知識の普及対策

町は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

町は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化(平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマークや国土交通省において定められた洪水関連図記号)に努める。

②通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、県の対策(県は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努めるとともに、海外派遣経験のある職員(国際交流専門員)の体制整備を図る。)に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

③防災知識の普及・防災訓練の実施

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人のうち、特に日本語の理解が十分でない外国人を避難行動要支援者として位置づけ、震災時に的確な対応ができるよう次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。また、地域の防災特性や避難所等についての知識のない観光客等の外来者についても、パンフレットの配布等を通じて防災対策の周知に努める。

- 多国語による避難所・避難路標識等の表示板の明示
- 外国人を含めた防災訓練・防災教育の推進
- 防災パンフレット等の配布

④避難所等における対応

避難所や観光地等において外国人に対する情報の提供を行うため、通訳者の確保、通訳ボランティアの協力体制づくりを行う。

(2) 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このためホテル・旅館等の施設管理者は、町等と連携し、災害の状況に応じた避難場所、 経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるものとする。

また、町は、災害発生時に旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

第8 給水体制の整備

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、 町は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

水道施設の機能停止時における町民への水の供給や、防災関係機関、町、病院等、防災拠点となる施設の機能維持に必要な浄水を確保するため、給水体制の整備を進め、第3章第12節第1「需要調査と給水計画」(P141)に示す給水の目標水量を供給できるよう準備する。

1 補給水利等の把握

町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被 災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や涌水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急 遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

2 給水用資機材の確保

町は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、 給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の 確保を図る。

3 貯水槽等の整備

(1)計画方針

災害時において、被災者1人当り1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、 貯水槽の設置等の整備増強を行う。

(2) 整備項目

- ①広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- ②学校等の浄水機能を備えた鋼板プール建設

4 給水体制の多重化

(1) 民間の井戸の活用

町内にある民間の井戸を調査し、災害時協力井戸として登録することを検討する。

(2) 家庭における備蓄の促進

町民・行政区・事業所等に対して広報等により、各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。

(3) 検水体制の整備

井戸、プール、防火水槽、ため池、沈澱池、河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を保健所等関係機関と連携して整備する。

浄水処理した水を水道の水源として利用する場合や飲み水として応急的に利用する場合は、水道法の水質基準を満たす必要があり、水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準に適合することとする。水質基準の項目と基準値を以下に示す。

水質基準項目と基準値(51項目)

項目	基 進	五年他(DI切日) 項目	基 進
	1mlの検水で形成される集落数が	7	-
一般細菌	100以下	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下
カドミウム及びその化合 物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以 下	アルミニウム及びその化合 物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L以下	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
シアン化物イオン及び塩 化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態 窒素	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以 下	塩化物イオン	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以 下	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	蒸発残留物	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチ レン及び トランス-1,2-ジクロロ エチレン	0.04mg/L以下	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	有機物(全有機炭素(TOC) の量)	3mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L以下	pH 値	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L 以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下	色度	5度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	濁度	2度以下
臭素酸	0.01mg/L 以下	(空白)	(空白)

5 危機管理体制の整備

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段及び応急給水活動体制等の整備に努める。

6 水道施設の応急復旧体制の整備

町は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

7 災害時への備えに関する啓発・広報

町は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分(3リットル/人・日)以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

8 協力体制の整備

災害時のために、町民及び自主防災組織等に対して、緊急時の給水方法や、貯水・給水の目標 水量等に関する広報を行う。

また、水道工事事業者等と協力体制を確立し、災害時の給水に対応する。

第9 備蓄体制の整備

災害時には流通機構が混乱し、必要物資が入手困難となることも予想される。このため、流通機構がある程度回復するまでに必要な食料、生活物資、応急活動用資器材の調達並びに備蓄体制の整備を図る。

こうした必要物資は、具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式を協議、調整していく。

1 食糧供給体制の整備

町及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による 食糧の供給体制を整備する。

この場合、災害時により混乱・途絶していた町場流通がある程度回復するまでの間の食糧を、 平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備し ておく。

(1) 給食用施設・資機材の整備

町は、野外炊飯に備えて炊飯器具を避難所等備蓄施設に整備する。

(2)食糧の備蓄

①町の備蓄

町は、食糧の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の 性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食糧の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及び食事療法を要する者等に特に配慮するものとする。

②町民の備蓄

町民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3 日分相当の食糧の備蓄を行うよう努める。

(3) 災害時民間協力体制の整備

①関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食糧関係業者(弁当等)との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食糧の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

②農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

③LPガス業者等との協力体制の整備

ア 避難所等へのLPガスの供給体制の構築

町は、避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、(社)福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制を構築する。

イ 給食施設等の応急復旧体制の整備

町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、LPガス事業者との間で協力体制を整備する。

(4) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- ①町は、住民及び事業所等に対し、3日分以上の食糧の自主的確保を指導する。
- ②町は、在宅の避難行動要支援者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識 を醸成する。

2 生活必需品等供給体制の整備

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。

そのため、町は、災害により混乱・途絶した町場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 生活物資の備蓄

①町の備蓄

町は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や女性、乳幼児等の 避難行動要支援者を重視する

②町民の備蓄推進

町民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、 3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

(2) 災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(3) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

①町は、住民及び事業所等に対し、3日分以上の生活物資の自主的確保を指導する。

②町は、在宅の避難行動要支援者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

3 血液製剤確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。

4 機材供給体制の整備

災害時には、ライフラインの被害等により、避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、 その他機材が必要となるため、迅速な供給ができるよう、平常時からの備蓄及び業者との供給協 定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1)機材の備蓄

町は、機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障害者、女性等にも配慮にもするとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

(2) 災害時民間協力体制の整備

町は、レンタル機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

5 義援物資の受入体制の整備

町は、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

6 防災用倉庫の整備

災害に備えて必要な物資を備蓄するため、防災用倉庫の整備を図る。

第 10 衛生・清掃体制の整備

災害時には、大量のごみやがれき等が発生し、また、処理施設が被害を受けることが予想される。こうした事態への対応のため、関係衛生施設組合等と連携し、分別処理等に配慮したごみの一時集積場所など処理体制を検討していく。

さらに、水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレの確保など の体制を整備する。

1 ごみ処理体制の整備

(1)趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)を適 正に処理する体制を整備する。

(2) ごみ処理要領への習熟と体制の整備

町は、第3章第14節第5「ごみの処理」に示したごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) ごみの仮置場の選定

災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- ①他の応急対策活動に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④分別、焼却、最終処分等を考慮した場合に便利なこと。

2 し尿処理体制の整備

(1) 趣旨

災害時に発生するし尿を適正に処理する体制を整備する。

(2) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、第3章第14節第4「し尿の処理」に示したし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 災害用仮設トイレの整備

町は、発災時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

(4)素掘用資材の整備

町は、災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

3 災害廃棄物処理体制の整備

(1)趣旨

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下、 「災害廃棄物」という。)を適正に処理する体制を整備する。

(2) 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

町は、第3章第14節第6「災害廃棄物の処理」に示した災害廃棄物処理活動の要領・内容に 習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(3) 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分等が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、 災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- ①他の応急対策活動に支障のないこと。
- ②環境衛生に支障がないこと。
- ③搬入に便利なこと。
- ④分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

(4) 応援協力体制の整備

町は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方(建設業者、各種団体)については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておくものとする。

第3章 風水害等応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請・受け入れ
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 消防・救出・救急活動
- 第7節 各種災害の防止対策
- 第8節 医療・救護活動
- 第9節 交通対策·緊急輸送
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者対策
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 衛生・清掃対策
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 文教対策
- 第18節 災害警備活動
- 第19節 大規模事故対策

第1節 応急活動体制

区分	項目	担 当 班
応急活動体制 の確立	●職員の動員配備	総務班、関係各班
の強立	●災害警戒本部の設置	総務班、関係各班
	●災害対策本部の設置	総務班、関係各班
	●災害対策本部の運営	総務班、関係各班

第1 職員の動員配備

町は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立するものとする。

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【風水害等】

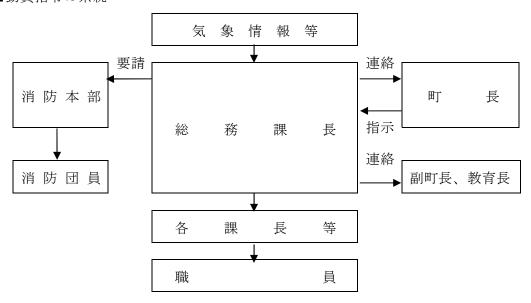
本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害数	風害第1 休制	○ 気象警報が発表され、 風、降雨、河川の水位の 状況により警戒が必要 になったとき。	○ 災害情報の収集、伝達	風水害等第1配備 要員(防災担当職 員)
警戒本部	風害第配体 水等 2 備制	○ 比較的軽微な規模の 災害が発生したとき。○ 局所的な災害が発生 したとき。	○ 災害情報の収集、伝達○ 災害又は二次災害の注意、警戒	風水害等第2配備 要員(防災担当職 員、主な災害応急 対策関係職員)
災害対策力	第3配備体制	○ 全庁的な警戒体制が 必要になったとき。○ 相当規模の災害が発生したとき。○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき。	○ 局地的な応急対策活動 (災害情報の収集、伝達、 負傷者等の救出救護、避 難所の開設、災害広報等)	第3配備要員 (職員の約1/2)
部	第 4 配備 体制	○ 大規模な災害が発生したとき。○ 航空機事故など重大な事故が発生したとき。	○ 町の組織及び機能のす べてによる応急対策活動	第4配備要員 (全職員)

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、 当該職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統

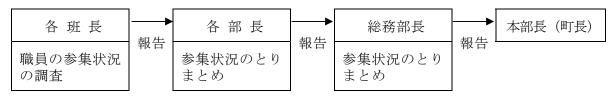


3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外を問わず、各自の所属先に参集する。 なお、災害現場及び所属先以外へ直行する指示を受けた場合は、この限りではない。

4 参集の報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて参集報告を行う。



※資料編参照 【8-1参集記録票】

※桂川町災害対策本部組織図及び構成表を参照(P86~87)

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

第3章 風水害等応急 第1節 応急活動体制

■桂川町の災害時の配備体制表【風水害等】

平常時課名	災害対策本部 体制の班名		災害警戒	本部体制		災害対策本部体制	
LIBERINGE		風水害等第1配備	風水害等第2配備	地 震 第1配備	地 震 第2配備	第3配備	第4配備
総務課	総務班	0	0	0	0		
企画財政課	総務班 経理班		0		0		
議会事務局	総務班		0		0		
監查委員事務部局	経理班		0		0	職	全
出納室	経理班						
保険環境課	援護班 救護衛生班					員	
健康福祉課	援護班 救護衛生班						
住民課	援護班					Ø	職
子育て支援課	救護衛生班						
建設事業課	建設班	0	0	0	0		
税務課	建設班					約	
産業振興課	産業班	0	0	0	0		
水道課	水道班		0	0	0	1/2	員
学校教育課	教育班						
共同調理場	教育班						
社会教育課	教育班						
消防本部·消防署		※ 消防の定める計画による					

第2 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、 災害警戒本部を設置する。

- 気象警報が発表され、暴風、降雨、河川の水位の状況により警戒が必要になったとき。
- 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。
- 局地的な災害が発生したとき。

2 設置、指揮の権限

総務課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、緊急にやむを得ない事情がある場合は、 企画財政課長もしくは、議会事務局長のいずれかがこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- 気象情報等の収集・伝達
- 水害、土砂災害等に対する警戒活動
- 町域の被害情報の収集
- 県及び関係機関への被害状況の伝達
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務課長は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。 また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合、災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

町長は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本 部を設置する。

- 全庁的な警戒体制が必要になったとき。
- 相当規模の災害が発生したとき。
- 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき。
- 大規模な災害が発生したとき。
- 航空機事故など重大な事故が発生したとき。

※資料編参照 【6-2桂川町災害対策本部条例】

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所に関しては、次のとおりとする。

- 災害対策本部は、庁舎内に置く。
- 災害対策本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「桂川町災害 対策本部」等の標識を掲示する。
- 町役場が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長(町長)の判断により、災害対策本部を移設する。

3 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じた場合、現地災害対策 本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

4 災害対策本部の廃止

本部長(町長)は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知

総務部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 部 • 班	庁内放送及び無線又は一般電話等
防災関係機関	無線又は一般電話
地域住民	防災行政無線、広報車並びに報道機関を通じて公表
報道機関	一般電話及び口頭又は文書等

第4 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

町長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、町長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおりとする。

第1順位 副町長 第2順位 総務課長

2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	町長	災害対策本部の事務を総理し、所属の 職員を指揮監督する。
副本部長	副町長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あると きは、その職務を代理する。
本部付	消防団長、消防副団長	本部長と連携し、町の応急対策活動に 協力する。
本部員	各課長のうちから本部 長が定める。	本部長の命を受け、災害対策本部の事 務に従事する。
班長	本部長が定める。	本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班に属すべき職員	本部長が定める。	上司の命を受け、災害対策事務に従事 する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、節末の「桂川町災害対策本部の組織図及び構成表」 (P86~87) に示す。

3 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各班の連絡・調整を行う。

L La A ave BB NU a la Un	O Wash I like I limen mu ()
本部会議の開催時期	○ 災害対策本部設置後○ その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○ 本部長(町長)○ 副本部長(副町長、教育長)○ 本部員○ その他本部長が任命する職員○ 本部付(消防団長、消防副団長)
事務局	〇 総務班
報告事項	○ 各部・班の配備体制○ 緊急措置事項
協議事項	 ○ 被害状況の把握に関すること。 ○ 応急対策に関すること。 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。 ○ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること。 ○ 避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関すること。 ○ 災害救助法の適用に関すること。 ○ 激甚災害の指定に関すること。 ○ 町民向緊急声明の発表に関すること。 ○ 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ○ 国、県等への要望及び陳情等に関すること。 ○ その他災害対策の重要事項に関すること。

4 防災関係機関連絡室の設置

必要に応じて、次の関係機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を 図る。

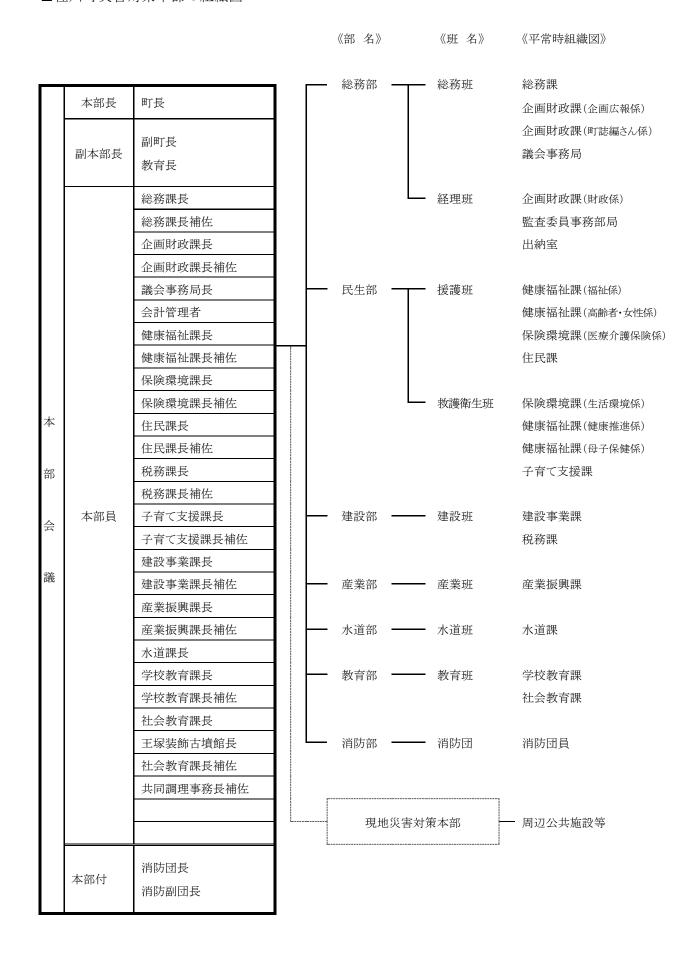
0	自衛隊	0	警察署	\circ	農林事務所
\circ	土木事務所	\bigcirc	ライフライン機関	\bigcirc	医師会、歯科医師会
0	その他				

5 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「桂川町災害対策本部の事務分掌」 (P88~89) のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

第3章 風水害等応急 第1節 応急活動体制

■桂川町災害対策本部の組織図



■桂川町災害対策本部の構成表

部 名	正	副 部 長 名	班 名	正	副班長名	班員
総務部	部 長 副部長 """"""""""""""""""""""""""""""""	総務課長 企画財政課長 議会事務局長 総務課付課長 総務課長補佐 企画財政課長補佐 会計管理者	総務班	班 長	庶務係長 人事係長 デジタル化推進係長 総務課付係長 企画広報係長 町誌編さん係長 議会事務局係長	庶務係 人事係 デジタル化推進係 総務課付係 企画広報係 町誌編さん係
			経理班	班 長 副班長	財政係長 会計係長	財政係 会計係 監査委員事務部局
民生部	部 長 副部長 " " " "	保険環境課長 健康福祉課長 住民課長 子育て支援課長 保険環境課長補佐	援護班	班 長 副班長 "	福祉係長 高齢者・女性係長 医療介護保険係長 住民年金係長	福祉係 高齢者・女性係 医療介護保険係 住民年金係
	" " "	保険環境保安補佐 健康福祉課長補佐 住民課長補佐 子育て支援課長補佐	救 護衛生班	班 長 副班長 " " " "	生活環境係長 健康推進係長 母子保健係長 子育て支援係長 保育所係土師保育所園長	生活環境係 健康推進係 母子保健係 子育て支援係 保育所係土師保育所
建設部	部 副部長 " "	建設事業課長 税務課長 建設事業課長補佐 税務課長補佐	建設班	班 長 副班長 """"""""""""""""""""""""""""""""	事業係長 管理鉱害係長 管財契約係長 滞納整理係長 収納係長 税務係長	事業係 管理鉱害係 管財契約係 滞納整理係 収納係 税務係
産業部	部 長副部長	産業振興課長 産業振興課長補佐	産業班	班 長副班長	農林振興係長 商工統計係長 農業委員会係長	農林振興係 商工統計係 農業委員会
水道部	部 長	水道課長	水道班	班 長	水道係長	水道係
教育部	部 長 副部長 " " "	学校教育課長 社会教育課長 王塚装飾古墳館長 学校教育課長補佐 社会教育課長補佐 共同調理場事務長補佐	教育班	班 長	教務係長 社会教育係長 文化財振興係長 図書館係長 隣保·人権同和教育係長 共同調理場係長 桂川幼稚園教務主任	教務係 社会教育係 社会体育係 文化財振興係 隣保·人権同和教育係 共同調理場 桂川幼稚園
消防部	部 長	消防副団長	消防団	消防団員		

■桂川町の災害対策本部の事務分掌

部名	班 名	事 務 分 掌
総務部	総務班	1 職員の動員配備に関すること。 2 災害対策本部の設置・廃止及び庶務に関すること。 3 本部会議の開催に関すること。 4 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関すること。 5 災害応急対策全般の調整に関すること。 6 気象及び地震情報等の収集伝関すること。 7 防災行政無線の管理、統制に関すること。 8 関係機関等からの被害情報の収集に関すること。 9 被害情報のとりまとめに関すること。 10 被害情報の見、関係機関への報告に関すること。 11 自衛隊派遣要請に関すること。 12 県、他市町村への応援要請及び連絡調整に関すること。 13 住民組織(自主防災組織等)との連絡調整に関すること。 14 見舞者等への応接及び秘書に関すること。 15 災害救助法の適用に関すること。 16 警戒区域の設定に関すること。 17 避難の勧告・報に関すること。 18 住民への広報に関すること。 19 報道機関への協力要請及び対応に関すること。 20 災害に関すること。 21 車両等の確保、配分に関すること。 22 災害復興の企画立案に関すること。 23 り災証明に関すること。 24 議会との連絡調整に関すること。
	経 理 班	1 職員の給食及び衛生管理に関すること。2 災害応急対策に係る財政措置に関すること。3 義援金の受け入れ、配分に関すること。4 災害復興の企画立案の補佐に関すること。
民生部	援護班	1 行方不明者リストの作成に関すること。 2 被災者相談等への対応に関すること。 3 応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 4 要配慮者の安全確保と安否確認に関すること。 5 避難所の要配慮者に対する応急支援に関すること。 6 福祉避難所等の確保と移送に関すること。 7 要配慮者に対する各種支援措置に関すること。 8 要配慮者に対する福祉仮設住宅等での支援措置に関すること。 9 ボランティアの活動支援に関すること。 10 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。 11 災害弔慰金等の支給に関すること。
	救護衛生班	1 園児の安全確保と安否確認に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 救急医療及び助産に関すること。 4 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 5 救護所の設置に関すること。 6 医薬品、資器材の確保に関すること。 7 被災者の健康と衛生管理に関すること。 8 心のケア対策その他保健医療に関すること。 9 被災地の防疫に関すること。 10 仮設トイレの設置に関すること。 11 し尿の処理に関すること。 12 生活ごみの処理に関すること。 13 動物の保護、収容に関すること。 14 納棺用品等の確保に関すること。

部 名	班名	事 務 分 掌
		15 遺体の収容、安置に関すること。 16 遺体の埋葬に関すること。
建設部	建設班	1 臨時ヘリポートの設置に関すること。 2 本部長指示による被災地の現地調査に関すること。 3 民間建物の被害調査、整理に関すること。 4 水防活動に関すること。 5 土砂災害危険箇所等の警戒及び応急対策に関すること。 6 交通情報の収集、道路規制に関すること。 7 緊急輸送路の確保に関すること。 8 被災建物の応急危険度判定に関すること。 9 被災住宅の応急修理に関すること。 10 応急仮設住宅の建設に関すること。 11 福祉仮設住宅の供給に関すること。 12 住家、道路、河川等の障害物の除去に関すること。 13 災害廃棄物の処理に関すること。 14 自衛隊の受け入れ及び連絡調整に関すること。 15 広域応援の受け入れ及び連絡調整に関すること。 16 鉱害対策に関すること。 17 り災証明の補佐に関すること。
産業部	産業班	1 食料、生活物資、資器材等の緊急輸送に関すること。 2 食料の確保、供給に関すること。 3 炊き出しの実施、支援に関すること。 4 生活物資の確保、供給に関すること。 5 物資集配拠点の設置に関すること。 6 調達及び救援物資の受け入れに関すること。
水道部	水 道 班	1 飲料水の確保、供給に関すること。 2 水道施設の応急復旧に関すること。
教育部	教 育 班	1 避難所の開設に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 避難所での広報に関すること。 4 幼児、児童、生徒の安全確保、安否確認に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。 6 文化財の保護に関すること。 7 炊き出しの実施、支援の補佐に関すること。
消防部	消防団	1 消火活動に関すること。 2 救出活動に関すること。 3 救急活動に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。
各耳	班 共 通	1 班内職員の動員配備に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 民間団体への協力要請及び連絡調整に関すること。 4 本部の指示に基づく各班の応援に関すること。

第2節 情報の収集・伝達

区分	内 容	担 当 班
気象関連情報 等の伝達	●気象関連情報の伝達	総務班、関係機関
寺の仏廷	●火災気象通報・火災警報	関係機関
	●水防警報等の発令	関係機関
	●異常現象発見者の通報	発見者
	●通信体制の確立	総務班、関係各班
情報収集	●初動期の情報収集等	総務班、建設班、関係各班
被害の調査	●民間建物の被害調査	建設班
	●所管施設の被害調査	関係各班
	●被害情報のとりまとめ	総務班
被害の報告等	●県への被害報告	総務班
	●防災関係機関への被害情報伝 達	総務班

第1 気象関連情報の伝達

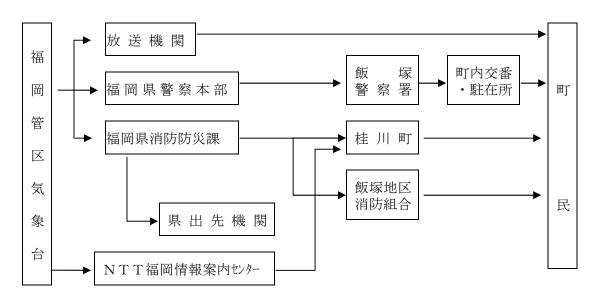
1 気象関連情報の発表

福岡管区気象台から発表される気象関連情報の種類、内容は、次のとおりである。 なお、注意報・警報の細分区域は、県内では福岡地方、北九州地方、筑豊地方、筑後地方に区 分され、本町は、筑豊地方に該当する。

種類	内容
注 意 報	福岡管区気象台が災害が起こるおそれがあると予想される場合、注意を喚起するために発表する。
警報	福岡管区気象台が重大な災害が起こるおそれがある場合、警戒を喚 起するために発表する。
気象情報	気象官署が気象等の予報に関係のある台風、その他異常気象等についての情報を具体的・速やかに発表するもので、注意報・警報の情報価値を高める機能をもつ。

※資料編参照 【7-1注意報及び警報の種類並びに発表の基準】

2 伝達系統



3 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用

災害時には、防災・行政情報通信ネットワークを活用し、気象情報、水防情報、災害現場の映像等を収集するとともに、発災・被害情報等を入力し、迅速な初動体制の確立に努める。

防災・行政情報通信 ネットワーク 衛星系通信回線と地上系無線回線の2ルートを備え、災害時 に詳細で多面的な防災情報の伝達、収集が可能なシステム (平成12年3月から運用開始)

第2 火災気象通報・火災警報

1 火災気象通報

消防法第22条第1、2項に基づく火災気象通報については、次のとおりである。

福岡管区気象台長	火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を火災気象通 報として県知事に通報する。
火災気象通報 の発令基準	○ 実効湿度が60%以下で、かつ最小湿度が40%以下となり、最大 風速が 7 m/sを越える見込みのとき。○ 平均風速10m/s以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのと き(降雨中は通報しないこともある)。
県 知 事	気象台から通報を受けたとき、直ちにこれを市町村長に通報しな ければならない。

注)発令基準は、福岡県地域防災計画による。

2 火災警報の発令

消防法第22条第3項に基づく火災警報の発令については、次のとおりである。

|第3 水防警報等の発令

県知事は、福岡管区気象台の気象情報等から遠賀川水系で洪水のおそれがあると認めたときは、 水防警報を発令し、関係水防管理者に通知する。九州地方整備局は、遠賀川水系で洪水のおそれ があると認めたときは、水防警報を発令し、県を通じて関係水防管理者に通知する。

また、九州地方整備局と福岡管区気象台は、遠賀川水系で洪水のおそれがあると認めたときは、 共同して洪水予報を発表し、県を通じて関係水防管理者に通知する。

水防管理者(町長)は、水防警報、洪水予報の通知を受けたとき、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

なお、水防警報等の詳細は、第7節第2「水防警報等の発令」(P118)を参照。

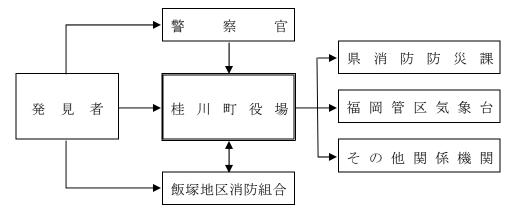
第4 異常現象発見者の通報

1 通報義務

災害対策基本法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅 滞なくその旨を町長、消防本部、警察官等に通報しなければならない。

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県消防防災課及びその他関係機関に通報しなければならない。

■通報の流れ



2 通報を要する異常現象

通報を要する異常現象は、次のとおりである。

事 項	現象
気象に関する事項	○ 大雨、竜巻、強い降ひょう等○ 群発地震、地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	○ 放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

第5 通信体制の確立

1 通信機能の確保と統制

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、町は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

- 重要通信の優先の原則
- 簡潔通話の実施の原則
- 専任通信担当者の設置

2 窓口の統一

防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を 確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線(以下「非常通信」という。)を行うことができるので、次の計画の定めるところにより活用するものとする。

①利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

②非常通信の依頼先

福岡県非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合 あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

③非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- オ その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して 緊急措置を要するもの
- 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすいが、それでも困難な場合は、次の非常・緊急通話の利用方法による。

災害時優先電話又は一般の電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、オペレーターへ次のことを告げて申し込むこととする。

- 非常扱い通信又は緊急扱い通話の申し込みであること。
- 町名と「非常・緊急通話」として事前登録された電話番号
- 相手の電話番号(災害時優先電話であることが必要)及び伝える内容等なお、相手等の通信設備の被害状況などによって、利用できない場合がある。

(2) 非常・緊急電報の利用

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- ①あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号
- ②本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)
- ③用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名) 及び電話番号を記入する。

非常・緊急通話と同様な場合、NTT西日本に非常・緊急電報を頼信する。

- 頼信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記す。
- 電話により頼信する場合は、自己の電話番号、頼信責任者名を申し出る。

(3) 非常無線通信の利用

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法(昭和22年法律第131号)第52条第4項の規定による非常通信として非常通信協議会の無線を利用する。

(4) 他機関の無線設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電機通信設備もしくは無線設備を使用することができる。

\bigcirc	警察通信設備	\bigcirc	消防通信設備	\circ	電力通信設備
\bigcirc	水防通信設備	\bigcirc	気象通信設備	\bigcirc	自衛隊通信設備

(5) アマチュア無線の活用

アマチュア無線ボランティア等に町域内での通信を確保するため、協力を要請する。アマチュア無線ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- 災害情報の収集
- 情報の伝達(本部~避難所・被災現場)

第6 初動期の情報収集等

1 警戒活動

次の場合、河川、がけ地等について巡視、警戒を行うとともに、危険があると認められる箇所については、当該管理者に通報、又は必要に応じ消防団などを警戒配置する。

- 河川等の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき。
- 堤防、がけ地等に異常を発見したとき。

2 情報収集活動

災害初動期の情報収集活動は、次のとおり行う。

なお、市町村だけでなく、都道府県の機能も低下する場合には、指定行政機関が所掌事務に関する災害の情報収集にできる限り務める。

担当		情報収集の方法	
各職員	勤務時間内 初動期の活動中に見聞きした内容を報告する。		
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。	
総 務 班	行政区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。		
	消防本部に町民通報の状況を問い合わせ、殺到している場合は、 その状況を県消防防災課及び総務省消防庁に報告する。		
	自衛隊、警察本部、近隣消防機関等の保有するヘリコプターによ る情報の把握に努める。		

※資料編参照 【8-2参集途上の被災状況記録票】

3 被害調査活動

被災地の実態を把握するため、必要に応じて現地調査を行う。 なお、調査内容の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 人、住家被害(火災・土砂災害等の発生状況)

第2順位 公共施設被害

第3順位 農業、土木、商工、林業、水産被害

4 調査の報告

町は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとする。

- (1) 人的被害
- (2) 建物被害
- (3) 避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況
- (4)避難の状況
- (5) 防災関係機関の防災体制(配備体制等)
- (6) 防災関係機関の対策の実施状況
- (7) 交通機関の運行・道路の状況
- (8) 電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況
- (9) 市町村からの要請及び防災関係機関への要請

5 情報の収集・伝達の要領

次の点に留意し、的確に収集伝達するものとする。

- (1)情報項目
- ①災害の原因
- ②災害が発生した日時・場所又は地域
- ③被害の状況
- ④とられている対策
- ⑤今後の見込及び必要とする救助の種類
- (2) 町は災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と密接に連絡する。
- (3)被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう 留意し、調整する。
- (4) 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、り災人員についても、平均世帯により計算し即報する。
- (5) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速や かに調査する。

初動活動期の調査内容は、急を要する場合は、口頭又は電話で総務班へ報告する。その後、文書(被害発生状況連絡票)により速やかに報告する。総務班は、被害状況、応急対策の概要を災害箇所一覧表に整理する。

※資料編参照 【9-1被害発生状況連絡票】

※資料編参照 【9-2災害箇所一覧表】

第7 民間建物の被害調査

1 被害調査

民間建物の被害調査については、特に調査班を編成し、実施する。

- 原則として二人一組で調査する。
- 住宅地図等を携行する。
- 被害の認定にあたっては、格差が生じないよう留意する。

2 り災台帳の作成

被害調査の結果は、り災台帳として整理する。

※資料編参照 【9-3り災台帳】

第8 所管施設の被害調査

1 各班の調査内容

各班は、所管する施設について被害状況の調査を行い、調査結果は、総務班に報告する。

	班	名	主 な 調 査 事 項
総	務	班	被害状況調査の調整・総括
経	理	班	町庁舎
援	護	班	社会福祉施設
救	護衛	生 班	保育所、医療施設、清掃施設、衛生施設、火葬場
建	設	班	道路、橋梁、河川、がけ地、公営住宅、公園
産	業	班	農林業施設、商工・観光施設
水	道	班	水道施設
教	育	班	学校教育施設、社会教育施設、文化財
消防本部・消防団		消防団	災害原因及び被害状況

注) 町外の施設等については、電話等で被害状況を把握する。

※資料編参照 【9-4人的被害報告】

※資料編参照 【9-5住家被害報告】

※資料編参照 【9-6その他の被害報告】

2 調査の基準

調査の基準は、福岡県災害調査報告実施要綱に示された被害の判定基準による。

※資料編参照 【7-3被害の判定基準】

第9 被害情報のとりまとめ

各班が調査した情報を、次の点に留意してとりまとめる。

活 動 期	留 意 点
初動活動期	○ 災害の全体像の把握○ 現在の被害の状況○ 未確認情報の把握
応急活動期	○ 町全体の被害の状況○ 各事項ごとの詳細な内容の整理

また、被災者支援のため、当該台帳作成に必要な範囲で被災者に関する個人情報を活用し、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成する。

第 10 県への被害報告

1 県に対する報告

災害情報及び被害状況を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。

2 報告の種類、内容等

報告の種類、内容等については、次のとおりである。

報告の種類	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即 報)	○ 被害発生後、直ちに報告○ 報告内容に変化があればその 都度報告	第1号	電話又は無線等	県地方本部 又は 県災害対策
被害状況報告 (即 報)	○ 被害状況が判明次第、報告 ○ 以後、毎日10時、15時までに 報告	第2号	文書(2部)	本部
被害状況報告 (詳 報)	〇 災害発生後、5日以內	第2号 第3号		
被害状況報告 (確定報告)	○ 応急対策終了後、15日以内に 報告			

3 県への報告ができない場合

県への報告ができない場合、町は、直接、国(総務省消防庁)に報告する。

※資料編参照 【9-7災害概況即報(県様式第1号)】

※資料編参照 【9-8被害状況報告(県様式第2号の1)】

第 11 防災関係機関への被害情報伝達

被害情報をとりまとめた後、直ちに防災関係機関へ通報する。

- 警察署
- ライフライン機関
- その他の関係機関

※資料編参照 【2-1災害時の連絡先一覧】

第3節 災害広報

区分	項目	担 当 班
広報活動	●住民への広報活動	総務班
●避難所での広報活動		教育班
	●報道機関への協力要請及び対 応	総務班
	●防災関係機関の広報	関係機関
広聴活動	●被災者相談等への対応	援護班、関係各班

第1 住民への広報活動

1 町の広報

町は、災害応急対策の第一次的実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直 ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。

- (1) 災害に関する注意報・警報及び指示等に関すること。
- (2) 避難指示等に関すること
- (3) 災害時における住民の心がまえ
- (4) 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- (5) 災害応急対策実施の状況に関すること
- (6) 電気・ガス・水道等の供給に関すること
- (7) 安否情報に関すること
- (8) 避難所の設置に関すること
- (9) 応急仮設住宅の供与に関すること
- (10)炊き出しその他による食品の供与に関すること
- (11) 飲料水の供給に関すること
- (12) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること
- (13) 災害応急復旧の見通しに関すること
- (14) 物価の安定等に関すること
- (15) その他

2 広報の実施方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。

- (1) 同報系通信による地域広報
- (2) 報道機関による広域広報
- (3) 広報車等による現場広報
- (4) 自主防災組織等における個別広報
- (5) 避難所・避難地等における派遣広報
- (6) 広報紙の掲示・配布等における広報

災害広報は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報を行う。

時	期	手 段		内容
災害発生	直後	広報車 現場による指示等	000000	避難の指示 気象情報 被害の状況 電話自粛 住民のとるべき措置 自主防災活動の要請
応急対策活	動時	広報車 テレビ・ラジオ 災害広報紙・チラ シ 等	000000	被害の状況、気象情報 交通状況・ライフライン施設の被害状況 応急対策の概況、復旧の見通し 住民のとるべき防災対策 食料・飲料水の供給等に関する情報 その他必要な事項

第2 避難所での広報活動

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。なお、障害者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

- 災害広報紙の配布
- 避難所広報板の設置
- 避難所運営組織による口頭伝達

第3 報道機関への協力要請及び対応

1 協力要請

報道機関に対し、必要に応じて避難指示等災害情報の報道を要請する。

ただし、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむをえない場合を除き県を通じて行う。

2 情報提供

報道機関に対し、適宜、記者会見等により災害情報の提供を行う。 その際には、情報の不統一を避けるため、広報ルートの一元化を図る。

発 表 者	記者会見場	内容
本部長又は副本部長	201・202 会議室	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況○ 災害応急対策の状況

第4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、次の内容について広報活動を行う。

機関	広 報 内 容
警 察 署	避難、交通規制、二次災害発生防止
九州電力	被害状況、復旧情報
NTT西日本	通信の途絶、利用の制限
交通機関他	被害状況、復旧情報、運行状況

第5 被災者相談等への対応

1 相談窓口の設置

町は、被災者のための相談窓口を設け、町民からの相談または要望事項を聴取し、その解決を 図ることとする。

安否情報の照会があったときは、当該地方公共団体の個人情報保護条例の規定にかかわらず、 被災者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる範囲内で、照会をした家 族等に安否情報を回答する。

また、罹災証明書については、災害対策基本法に基づき、遅滞なく、被災者に対して交付する。

2 対応事項

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

相談窓口で 扱う事項	 ○ 安否確認 ○ 捜索依頼の受け付け ○ 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報 り災証明書の発行 ○ 埋葬許可証の発行 ○ 各種証明書の発行 ○ 仮設住宅の申し込み ○ 住宅の応急修理の申し込み ○ 災害見舞金、義援金の申し込み ○ 生活資金等の相談 ○ その他相談事項
---------------	---

第4節 応援要請・受け入れ

区分	項目	担 当 班
応援要請	●自衛隊派遣要請	総務班
	●県、他市町村等への応援要請	総務班
	●民間団体等への協力要請	関係各班
応援受け入れ	●自衛隊の受け入れ	建設班
	●広域応援の受け入れ	建設班
ボランティア	●ボランティアの活動支援	援護班、関係各班、社会福祉協議会

第1 自衛隊派遣要請

災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生した場合には、町長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。町長の判断を仰ぐことができない場合は、第1順位副町長、第2順位総務課長が、代理依頼する。ただし、町長は、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

1 派遣要請の方法

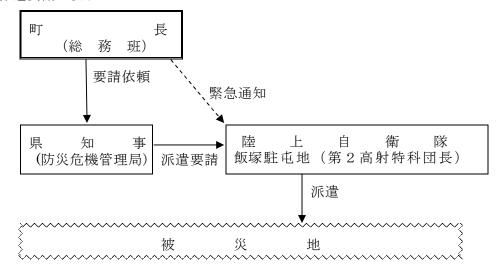
町長は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(防災危機管理局)に依頼するものとする。なお、 事後速やかに依頼文書を提出する。

要請先	県知事(防災危機管理局)		
	通信の途絶等により県知事に対して依頼ができない場合は、その旨及び状況を陸上自 衛隊飯塚駐屯地 (第2高射特科団長) に通知。		
要請伝達方法	電話又は口頭(事後速やかに文書提出)		
要請內容	○ 災害の状況○ 派遣を要請する事由○ 派遣を希望する期間○ 派遣を希望する区域及び活動内容○ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項		

※資料編参照 【10-1自衛隊災害派遣要請依頼書】

※資料編参照 【10-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書】

■自衛隊派遣要請の流れ



2 支援活動の内容

支援活動の内容は、次のとおりである。

災害発生前

○ 連絡班及び偵察班の派遣

○ 出動準備体制への移行

災害発生後

- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 被災者の捜索活動

- 〇 水防活動
- 〇 消火活動
- 道路又は水路の応急啓開
- 応急医療、救護及び防疫 人員及び物資の緊急輸送
- 炊飯及び給水の支援
- 危険物の保存及び除去 その他

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援 が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を 待つことなく、以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行 う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合 に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) その他災害に際し、上記(1)から(2)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついと まがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡 調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の 後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施す ることとする。

4 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは当該部隊が活動した地域の市町村の 負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は関係市町村が協議して負担割合を定めるも のとする。

- (1)派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)
- (2)派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- (3)活動のため現地で調達した資器材の費用
- (4) その他の必要な経費については事前に協議しておくものとする。

5 撤収要請

- (1) 町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、指定部隊等の長に自衛隊の撤収を要請する。
- (3) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、 速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

第2 県、他市町村等への応援要請

1 県への要請

町長は、必要に応じて県知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は 地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

応援要請に関する伝達方法等は、次のとおりとする。

伝達方法	文書各1部(緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付)
伝達事項	○ 災害の状況○ 応援を必要とする理由○ 応援を希望する物資等の品名、数量○ 応援を必要とする場所・活動内容○ その他必要な事項

2 国の機関への要請

町長は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第29条の規定に基づく職員の派遣を要請する。また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、 災害対策基本法第30条の規定に基づく斡旋を求める。

派遣要請・斡旋に関する伝達方法等は、次のとおりである。

伝達方法	文書各1部(緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付)
伝達事項	○ 派遣を要請する(斡旋を求める)理由○ 派遣を要請する(斡旋を求める)職員の職種別人員数○ 派遣を必要とする期間○ 派遣される職員の給与その他の勤務条件○ その他職員の派遣について必要な事項

3 他市町村への要請

町長は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、 又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

応援要請に関する伝達方法等は、県への要請と同様とする。

4 消防広域応援要請

消防広域応援に関する要請は、次のとおりである。

他の消防機関	福岡県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し消防応援を求め、 災害対策に万全を期する。 また、代表消防機関(飯塚地区消防組合)を通じて応援要請を行う。
	航空応援が必要と認めた要請側の消防長は、直ちに町長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

第3 民間団体等への協力要請

関係各班は、次のとおり民間団体等へ協力要請を行う。

要請先	内容
卸売業者、スーパー、デパート、農水産業団体、事業所、その他	食料(生鮮品を含む)、生活物資、飲料水、資材置場、 車両、防災資機材、医薬品、仮設住宅、応急復旧資機 材等

第4 自衛隊の受け入れ

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	派遣自衛隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。 町の連絡窓口は総務班とする。
作業計画	○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。○ 必要な資機材を確保する。○ 作業に関係のある管理者の了解をとる。○ 臨時ヘリポートを開設する。
受け入れ場所	○ 第一町民グラウンド・全天候型ゲートボール場

第5 広域応援の受け入れ

応援隊の派遣が確定したときは、次のとおり応援隊の受け入れ体制を準備する。

連絡窓口	応援隊に対し連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。 町の連絡窓口は総務班とする。
作業計画	○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。○ 必要な資機材を確保する。
受け入れ場所	○ 桂川町いきいきセンター「桂寿苑」

第6 ボランティアの活動支援

1 ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会に対し、ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの設置、運営を 要請する。

2 活動内容

ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

- ボランティアニーズの把握及び情報提供
- 一般ボランティアの受け入れ・受付及び募集
- 活動に関するオリエンテーション (活動形態・宿泊・活動内容)
- ボランティア活動の集約・管理
- 災害対策本部との連絡調整
- 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ボランティア保険の受付・申込

3 ボランティアの活動連絡

ボランティア活動の支援を必要とする班は、ボランティアセンターの代表者と、毎日1回、ボランティアの活動内容等について打ち合わせを行う。

4 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- 清掃及び防疫
- 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分、救援物資の受け入れ、仕分け
- 被災地外からの応援者に対する地理案内
- 被害調査、安否調査、生活相談の補助
- 軽易な作業又は事務補助
- その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務

5 専門ボランティアの対応

(1) 受け入れ

専門ボランティアは、各担当班が受け入れ等の対応を行う。

(2)活動内容

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- 医療ボランティア (医師、看護婦、助産婦等)
- 救急・防災ボランティア (災害救助訓練者、救急法又は蘇生法指導員)
- 通信ボランティア (アマチュア無線通信技術者)
- 通訳ボランティア (外国語の堪能な者)
- 建築ボランティア (応急危険度判定士、建築士)
- 福祉ボランティア(社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等)
- 保健ボランティア (保健婦、栄養士、精神医療カウンセラー)
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5節 災害救助法の適用

項 目	担当班
●災害救助法の適用申請	総務班
●災害救助費関係資料の作成及び報 告	援護班、関係各班
●災害救助法の適用基準	_
●救助業務の実施者及び内容等	_
	●災害救助法の適用申請●災害救助費関係資料の作成及び報告●災害救助法の適用基準

第 1 災害救助法の適用申請

災害救助法は、市町村等が実施するり災者に対する救援活動・措置を主に費用面で援助するためのものである。災害救助法は要件を満たせば災害発生時に逆上って適用されることになるが、被災市町村にとっては実際に適用されることが判明するまでは費用的な心配から思い切った対策が実施できない懸念がある。

そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより速やかに所定の手続きを行う。

1 災害救助法の適用手続

町域内の災害が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- (1) 町長は、町における災害による被害の程度が後記第3の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込がある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 町長は、後記第3の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態で被災者が 現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。
- (3) 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、 法による救助に着手し、その状況について速やかに情報提供を行うものとする。
 - 災害発生の日時及び場所
 - 災害の原因及び被害の状況
 - 適用を要請する理由
 - 適用を必要とする期間
 - 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
 - その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちにその旨を県知事に情報提供する。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は、県知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

町長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて、福岡県災害救助 法施行細則第22条に示された、簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

関係各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県災害対策本部に報告する。

第3 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1~4号の規定による。本町における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内 の住家が滅失した世帯の数	県 2,500世帯以上 かつ 町20世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち町内の住家が滅失した世帯の数	県12,000世帯以上 かつ 町多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである 等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じた場合	*	第1項第4号

注)※印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 上記(4) に係る事例

ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため生活必需品等の補給が極めて困 難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

注3) 上記(5) に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、 その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

- ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
- イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ 山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

2 滅失世帯の算定

住家が減失した世帯の数の算定に当っては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の減失した一つの世帯とみなす。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家	全壊(全焼・流失)	1世帯
1 世帯	半壊 (半焼)	2世帯
	床上浸水	3世帯

3 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う基準は、次のとおりであるが、その他詳細は、福岡県災害調査報告実施要綱に示された被害の判定基準による。

被害の区分	認定の基準
住家の全壊	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床 面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害 額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の床上浸水	上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した 程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住すること ができない状態となったもの。

注)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で 居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの 等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

※資料編参照 【7-3被害の判定基準】

注2) 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第4 救助業務の実施者及び救助の内容等

1 実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、県知事は救助を迅速に行うため、 政令で定めるところにより、救助事務の一部を町長が行うこととすることができる。また、町長 は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

実施者	救助の種類
県 知 事	○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与○ 応急仮設住宅の供与
町	 ○ 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与 ○ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供与 ○ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ○ 医療及び助産 ○ 災害にかかった者の救出 ○ 災害にかかった住宅の応急処理 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与 ○ 学用品の供与 ○ 埋葬 ○ 遺体の捜索及び処理 ○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれてきた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ○ 応急仮設住宅の供与

2 救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、同法第23条の規定に基づき福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方法及び期間による。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

第6節 消防・救出・救急活動

区分	項目	担 当 班
消防活動	●消防体制の確立	消防本部、消防団
	●消防活動の実施	消防本部、消防団
救出活動	●救出活動の実施	消防本部、消防団、警察署、自衛隊
	●行方不明者リストの作成	援護班
救急活動	●傷病者の搬送	消防本部、警察署

第1 消防体制の確立

1 消防の組織構成

本町の消防に係わる組織には、飯塚地区消防組合と桂川町消防団があり、相互に協力、連携して消防活動を実施する。

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うととも に、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(1)消防組合 飯塚地区消防組合 消防本部 飯塚消防署 庄内元吉 岩崎 山田 片島分署 嘉麻分署 桂川分署 出張所 出張所 出張所 (2)消防団 本部分団 女性消防班 第1分団 豆田班、九郎丸班、瀬戸班、中屋班、寿命班 消防団本部 第2分団 下土師班、上土師班、土師四班、八王寺班、二塚班、内山田班 第3分団 土居一班、土居二班、吉隈一班、吉隈二班、吉隈三班

2 通常の警備体制

災害により軽微な被害が発生したときは、通常の警備体制において対処する。

3 非常警備体制

消防長は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常警備を発 令し、非常警備体制を確立する。

4 非常召集

消防長は、勤務中の職員以外の職員を対象として非常召集命令を発令し、必要な職員を参集させ、非常警備体制を確保する。

5 消防団の警備体制

消防団長は、災害により必要と判断した場合は、団員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

6 応援要請

町長は、必要に応じて次のとおり消防応援を行う。

県内市町村	○ 大規模な災害が発生した場合、町長は必要に応じて「福岡県消防相
への要請	互応援協定」に基づき、他の市町村長に対して消防応援を求める。 ○ 応援要請を行った場合は、その旨を県知事に通報する。
県・国への 要請	○ 大規模な災害が発生した場合、町長は必要に応じ、県知事を通じて 消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動等を要請する。○ 航空応援が必要な場合は、「福岡県広域航空消防応援実施要綱」に 基づき、応援を要請する。

※資料編参照 【5-1福岡県消防相互応援協定書】

※資料編参照 【5-2福岡県広域航空消防応援実施要綱】

第2 消防活動の実施

1 危険区域の消防活動

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上 悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努める とともに、別に予備部隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不測の事態に備える。

2 異常時の消防活動

平均風速10m/秒を越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることに鑑み、火勢の状況を把握することに努め、主流に対しては、側面攻撃の態勢で防圧にあたり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼防止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備部隊を編成待機せしめるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

3 危険物火災

大量の危険物による火災には、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて延焼危険度を考慮し、注水消火を行うほか、注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除去消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

4 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い、危険区域を設定し、防護装備をした者以外の立ち入りを禁止し、注水消火を行う場合は、消火に使用した水の汚染度により、危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講じる。

5 消防団の活動

消防団は、災害時に次のような応急対策活動を行う。

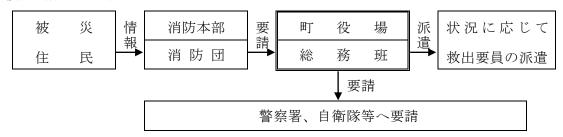
出火防止	○ 状況に応じて町民に対し、出火防止の広報を行う。 ○ 出火時には、町民の協力を得て、初期消火を行う。
消火・救急救助	○ 火災時には、消防本部と協力し、消火活動を行う。○ 火災のおそれがないときは、救急救助活動を行う。
避難誘導	○ 避難指示がなされたときは、町民に伝達するとともに、 関係機関と連携し、避難誘導を行う。

第3 救出活動の実施

1 救出隊の編成

消防本部、消防団は、行方不明者、要救助者が発生した場合、救出隊を編成する。それでも対応できない場合は、警察署、自衛隊に応援を要請する。

■応援隊要請までの流れ



2 救出資機材の確保

救出資機材の確保は、次のとおりとする。

- 初動期の救出資機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
- 救出資機材等に不足が生じた場合は、県や民間業者から調達する。

3 救出・捜索の実施

消防本部、消防団は、警察署、自衛隊等と協力しながら、行方不明者リスト等に基づき、救出・ 捜索活動を行う。

なお、災害救助法による救出活動は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方法 及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

第4 行方不明者リストの作成

所在の確認できない町民に関する問い合わせや行方不明者の捜索依頼・届け出の受付を行い、 行方不明者のリストを作成する。

- 町役場に相談窓口を開設し、行方不明者の届け出窓口とする。
- 届け出を受けたときは、行方不明者に関する以下の点について可能な限り詳細に聴き取り記録する。

○住所 ○氏名 ○年齢 ○性別 ○身長 ○体重 ○着衣 ○その他の特徴

- 「届け出」については、まず避難者名簿で確認し、不明者については、行方 不明者リストを作成する。
- 行方不明者リストについては、警察署長宛に1部送付する。

※資料編参照 【11-1要搜索者名簿】

第5 傷病者の搬送

1 消防本部

消防本部は、傷病者の搬送に関し、次のような対応措置を行う。

区 分	対 応 措 置
緊急搬送	○ 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。○ 搬送は、消防本部、町所有の車両等を使うほか、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターを要請し行う。○ 救護所等から後方医療施設への移送は、第8節第5「後方医療施設への搬送」(P126)を参照のこと。
傷病者多数 発生時の活動	○ 災害の状況などを判断し、安全で活動容易な場所に現場救護所を設置し、救出隊、医療救護チームと連携を図り救護活動を行う。○ 救護能力が不足する場合は、救護所、医療機関への輸送力を強化し、効率的な活動を行う。

2 警察署

警察署は、救出救護活動及び負傷者の搬送に関し、次のような対応措置を行う。

対 応 措 置

- 救出救護活動は、倒壊流失家屋の多発地区及び病院、学校等多人数の集合する場所を重点に行う。
- 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を 使用して医療機関に搬送する。

第7節 各種災害の防止対策

区分	項目	担 当 班
水害	●水防体制の確立	総務班
	●水防警報等の発令	関係機関
	●水防活動の実施	関係各班、消防団
土砂災害	●土砂災害警戒体制の確立	総務班、建設班
	●土砂災害救助活動の実施	総務班、建設班、消防本部、消防団
林野火災	●林野火災の応急対策	消防本部、消防団
各種の危険物 施設	●各種危険物施設等の応急対策	消防本部、各施設保安管理者等
鉱山災害	●鉱山災害の応急対策	建設班

第1 水防体制の確立

1 水防計画

洪水により水害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。

本町の水防活動は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき県知事から指定された指定水防管理団体である本町が、同法第33条の規定に基づき定めた「桂川町水防計画」に基づいて実施される。

2 水防体制

水防管理者(町長)は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険が除去するまでの間、水防本部を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、水防本部は災害対策本部の指揮下に入る。

3 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに水防本部に参集し、水防本部長(町長)の指導を受ける。

第2 水防警報等の発令

水防管理者(町長)は、関係機関より水防警報、洪水予報の通知を受けたとき、消防団に待機 又は出動の措置を行う。

1 水防警報(県知事発令)

水防法第16条第1項の規定により、県知事は、福岡管区気象台の気象情報等から遠賀川水系で 洪水のおそれがあると認めたときは、次の水防警報を発令し、関係水防管理者に通知する。

区分	種類	内容
第1段階	待機	はん濫注意水位に達すると思われるとき。
第2段階	準備	はん濫注意水位を突破すると思われるとき。
第3段階	出動	はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みのあるとき。
第4段階	解除	はん濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき。

2 水防警報(国土交通大臣発令)

水防法第16条第1項の規定により、九州地方整備局は、遠賀川水系で洪水のおそれがあると認めたときは、水防警報を発令する。水防警報の種類は次のとおりであり、県を通じて関係水防管理者に通知される。

種類	内容
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が 出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防関係の出動期間が 長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えがないが、水防活動をやめる ことはできない旨を警告するもの。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送 の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告 するもの。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、 水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示 するもの。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による 一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

3 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項の規定により、 九州地方整備局と福岡管区気象台は、遠賀川水系において洪水のおそれがあると認めたときは、 共同して洪水予報を発表する。洪水予報の種類は次のとおりであり、県を通じて関係水防管理者 に通知される。

種類	内 容
洪水注意報	洪水により災害が起こると予想されるとき、注意を促すために発表される。
洪水警報	洪水により相当大きな災害が起こると予想されるとき、厳重に警戒をする必要があると警告するために発表される。
洪水情報	注意報、警報とともに、雨量、水位、流量、気象など、洪水に関係のある状況が発表される。

第3 水防活動の実施

水防管理者(町長)は、洪水等のおそれがあるときは、関係各班及び消防団に命じて、次の水 防活動を行う。

- 気象情報の収集、連絡
- 雨量の観測、通報
- 水位の観測、通報
- 堤防、ため池等の警戒、巡視
- 土砂災害危険箇所の警戒、巡視
- 工事中箇所の警戒

- 〇 水防作業
- 水防資器材の補給
- 水門の操作
- 住民の避難誘導
- 被害状況の報告

第4 土砂災害警戒体制の確立

1 気象情報等の収集

総務班は、関係機関と連携し、気象情報及び雨量情報の収集、伝達に努める。

(1) 災害原因情報の収集・伝達経路

町及び関係機関は、綿密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとするが、特に、大雨注 意報・警報、土砂災害警戒情報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

(2) 前兆現象(異常現象)の把握

町及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

2 情報収集

建設班は、降雨その他により必要があると認めるときは、消防本部、消防団、警察署等と連携 し、次の危険箇所に対し巡視等の警戒を行い、前兆現象等の把握に努める。

危険箇所	把握する前兆現象(異常現象)等
 ○ 土石流危険渓流 ○ 地すべり危険箇所 ○ 急傾斜地崩壊危険区域、 急傾斜地崩壊危険箇所 ○ 土砂災害警戒区域 (土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊) ○ 山地災害危険箇所 ○ その他必要と認める箇所 	○ 渓流等の濁り、急激な減水等○ 斜面の湧水、亀裂の状況○ 斜面の竹木等の傾斜状況○ その他必要と認める情報

3 警戒体制

総務班、建設班及び産業班は、雨量情報等に基づき、必要に応じて次のような警戒体制の確立 を図る。

区分	警戒体制	雨量の目安
第 1 次警戒体制	○ 防災パトロールを実施する。○ 行政区長、自主防災組織等に警戒活動を要請する。○ 必要に応じて警戒区域の設定を行う。	 ○ 前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合で当日の日雨量が50ミリを超えたとき。 ○ 前日までの連続雨量が40~100ミリあった場合で当日の日雨量が80ミリを超えたとき。 ○ 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100ミリを超えたとき。

区分	警戒体制	雨量の目安
第 2 次警戒体制	○ 必要に応じて住民等に避難準備を行うよう広報を行う。○ 必要に応じて災害対策基本法に基づく避難指示を行う。	○ 前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合で当日の日雨量が50ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき。 ○ 前日までの連続雨量が40~100ミリあった場合で当日の日雨量が80ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき。 ○ 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100ミリを超え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降り始めたとき。

注) 雨量の目安は、福岡県地域防災計画及び消防庁通達(昭和44年8月20日消防第328号) による。

第5 土砂災害救助活動の実施

1 救助活動

消防本部、消防団は、土砂災害による人的被害が発生した場合、直ちに救助隊を編成し、救助活動を行う。

町は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

この際次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- (1)被災者の救出
- (2) 倒壊家屋の除去
- (3) 流出土砂・岩石の除去
- (4) 救助資機材の調達
- (5) 関係機関の応援体制

2 災害報告

土砂災害が発生したときは、次のとおり県へ報告する。

	報告者 報告先		報告者		報告先	内 容
関	係 各	班	所管事務所	地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土 砂災害及び警戒避難体制記録等により報告する。		
総	務	班	県消防防災課	被害状況を報告する。		

3 応急対策

土砂災害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、直ちに応急対策工事を行う。

建	設	班	次の点を考慮した応急対策実施計画を策定し、実施する。
---	---	---	----------------------------

第6 林野火災の応急対策

大規模な林野火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

- (1) 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- (2) 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- (3) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 県又は他の市町村に対する応援要請

1 情報伝達

林野火災の発見者は、直ちに消防本部、町役場等へ通報する。 町は、隣接市町村、警察署等へ通報するとともに、地区住民、入山者等に対し周知を図る。

2 県への通報

火災の規模等が次の基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、県消防防災課に通報を 行う。

通報基準	○ 焼損面積10ha以上と推定されるもの。○ 空中消火を要請又は実施したもの。○ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの。○ 人的被害が発生したもの。
------	--

3 活動体制の確立

林野火災は、消火活動が極めて困難である点を考慮し、次のような活動体制を確立する。

現場指揮本部の設置	消防本部は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関 と連携、協力して防御にあたる。
現地対策本部の設置	火災が拡大し、町単独では対処できないと認めるときは、関 係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。
関係機関への応援要請	地元消防機関で消火困難と認めるときは、広域消防相互応援 や自衛隊の派遣要請により広域的な応援体制をとる。

4 空中消火の実施

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利が利用不能な場合が多いので、必要に応じて空中消火を行う。

空中消火の要請	地上消火が困難と認めるときは、県消防防災課へ通報し、自 衛隊等の空中消火を要請する。		
空中消火の支援体制	自衛隊等の空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。 陸空通信隊の編成林野火災用防災地図の作成空中消火補給基地の設定ヘリポート等の設定空中消火用資機材等の点検、搬入		

5 報告·記録

町は、焼損面積20ha以上の場合、林野火災調査資料(昭和53年3月11日付け消防地第81号)を 作成し、県に報告する。

関係機関は、今後の対策樹立のため、措置した事項を整理、記録する。

第7 各種危険物施設等の応急対策

大規模な危険物等災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は次のと おりとする。

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整
- (2)被災者の救出、救護(搬送・収容)
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (5) 死傷病者の身元確認
- (6) 県又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 危険物等に関する規制

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設の管理者、保安監督者等は、災害が発生した場合、 火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、速やかに必要な応急対策を講ずる。 消防本部等は、これら施設の管理者、保安監督者等に対し、その安全管理を指導する。

区 分	応 急 対 策
危険物施設	○ 危険物取扱作業の緊急停止と安全点検○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立○ 消防、警察等防災関係機関への通報○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措置
毒物・劇物保有 施設	○ 施設等の安全確認○ 汚染区域の拡大防止措置
火薬類貯蔵施設	○ 施設等の安全確認○ 火薬類の数量等の確認○ 危険な場合の警告、通報措置
高圧ガス施設	○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認○ 落下防止、転倒防止等の安全措置○ 火気使用禁止の広報や危険な場合の警告、通報措置
放射性物質保有 施設	○ 施設等の安全確認○ 危険な場合の警告、通報措置

鉱山災害の応急対策 第8

鉱山における災害時に速やかに応急復旧を行い、被害拡大防止、二次災害防止を図る。

1 災害内容

主な鉱山災害として、次のものがある。

- \bigcirc 地下採掘に伴う地表の変動(沈下、傾斜など)
- \bigcirc
- 地下採掘に伴う地下水の変化ボタ山の崩壊、地すべり、流出 \bigcirc
- ボタ山の自然発火、有毒ガスや酸性不良水の発生

2 情報収集

鉱山災害の発見者は、直ちに、鉱山事務所、町役場、消防本部等へ通報する。 町は、県、隣接市町村、警察署等へ通報する。

3 応急対策

鉱山災害が発生したときは、県及び関係機関と連携し、応急措置を行う。

- 災害状況の把握 \bigcirc
- 消防機関の出動 \bigcirc
- 日赤その他医療機関への協力要請 \bigcirc
- \bigcirc 自衛隊の災害派遣要請
- \bigcirc 車両、資器材等による協力
- 災害救助法の適用申請 \bigcirc
- り災者に対する救護措置 \bigcirc
- 国との連絡

第8節 医療・救護活動

区 分	項目	担 当 班
応急医療	●医師会等医療関係機関への出 動要請及び連絡	救護衛生班
	●救護所の設置	救護衛生班
	●救護所での医療救護活動	救護衛生班、医療救護チーム
	●後方医療施設の確保	救護衛生班
	●後方医療施設への搬送	救護衛生班、消防本部、警察署、自衛隊
	●医薬品・資器材の確保	救護衛生班
保健医療	●心のケア対策	救護衛生班

第1 医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡

町は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、 可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を 取りながら、災害の状況に応じ適切な医療(助産を含む)救護を行う。

1 出動要請

必要により、次のように医療関係者による医療救護チームの出動を要請する。

状 況	要請・出動
災害により多数の 傷病者が発生	○ 医師会に、医療救護チームの出動を要請する。○ 災害の状況に応じ県知事に対して必要な措置を要請する。
医療関係者が自ら 必要と認めたとき	○ 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する。○ 直ちに本部長に通報する。

2 医療救護チームの編成

医療救護チームの編成は、次のとおりである。

班名	編成機関	1チームの構成人員(目安)	備 考
医療救護チーム	飯塚医師会	医師1、看護婦3、補助員1	必要により運転手1

3 医療情報の収集

県及び医師会等との連携のもと、次の医療情報を収集する。

- 医療機関の被害状況、医療従事者の確保状況、診療応需状況
- 負傷者の発生状況
- 転送が必要な入院患者数、診療機会を喪失した人工透析患者等の慢性的患者数
- 被災地及び近隣地域における診療可能医療機関の状況・空床状況
- 近隣県における受入れ可能医療機関(名称、位置、診療科目等)
- ライフラインの機能状況、道路交通状況
- 搬送用ヘリコプターの運航計画
- 医薬品等の調達可能量、不足する医薬品の種類・量
- 避難所、医療救護所及び医薬品集積所の開設状況及び開設計画

第2 救護所の設置

町は、地震により被災地の医療機関では対応しきれない場合に、避難所あるいは避難所の近く 等に医療救護所を設置する。

原則として避難所となる学校に救護所を設置するとともに、状況に応じて災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療所にも設置する。また、病院等と協力して救護所の医療環境を整える。

※資料編参照 【11-2 救護所開設状況報告】

|第3 救護所での医療救護活動|

町長は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、避難所等に派遣する。

1 医療救護班の編成

医療救護班は、原則として医師、薬剤師、看護師、補助員で構成する。

2 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを利用し、知事及び市町村長 が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

3 連絡指令方式

- (1) 町長は、地区医師会長の協力の下、町医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請 を行い、必要に応じて県知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等(以 下「広域支援」という。) を要請する。
- (2) 県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに県知事へ連絡する。
- (3) 県知事は、独自の情報収集、町長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。

医療救護チームは、救護所で次のとおり医療救護活動を実施する。また、状況によっては、重 傷病者等を病院又は診療所に搬送し、治療を実施する。

- 疾病度合によるトリアージ(トリアージタッグを使用)等
- 〇 医療救護
- 助産救護
- 〇 死亡確認
- 〇 死体検案
- 注)トリアージタッグ:傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容医療機関への緊急 連絡事項等を簡単に記したメモのこと。また、クラッシュ症候群(手足等の圧迫から 起こる全身障害)は、一見して重傷にみえないので注意が必要である。

なお、災害救助法による医療活動は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方法 及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

第4 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療施設に搬送して収容、治療を行う。

- 1 基幹拠点病院及び災害拠点病院
- (1) 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- (2) 重症者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (4) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

※災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあっては、近隣の医療圏との相互補完に より対応する。

2 救急病院・診療所

災害時において当該施設の機能に応じた被災者収容、治療等を行う。

一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する医療機関を確保する。

第5 後方医療施設への搬送

1 方針

災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。

2 災害拠点病院等への患者搬送

被災現場から災害拠点病院等への患者搬送は、町(消防機関)が行う。被災地域外災害拠点病院等への搬送は県又は市町村が緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行うものとする。

3 ヘリコプターによる広域搬送

町は、災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣に選定されたヘリコプター離着陸場等を活用 し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。

また、複数機によるヘリコプター搬送のルート調整については、防災関係機関が相互に協力 して行う。

4 ドクターヘリ

ドクターへリは、消防機関や医療機関からの要請に基づき出動する。

救護所での診断により、後方医療施設への収容が必要とされる重傷者については、適切な手段 により搬送を行う。

搬送者 (協力者)	主な搬送手段	主な搬送範囲
消防本部	救急車	町内、町外
救護衛生班、警察署、ボランティ ア	町所有の緊急車両、その他の 協力団体の緊急車両	救出現場周辺、 町内
自衛隊、警察署	ヘリコプター	町外

第6 医薬品・資器材の確保

大規模災害の医薬品等の供給の基本方針は以下のとおりとする。

- 1 町は、医療救護所等で使用する医薬品を確保する。
- 2 町で供給が困難な場合、もしくは県が必要と認める場合には、県に供給斡旋の要請をすることとする。また、県内の医薬品卸売業者と連携し、医薬品等の確保を図ることとする。

1 医薬品、医療用資器材の確保

町の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、原則として町が調達する。 町は、次のとおり医薬品等を確保する。

- 医薬品販売業者から調達する。
- 入手が困難の場合は、県を通じて医薬品卸売業者に要請する。
- 医薬品等が不足する場合は、医療救護チームが携行したものを使用する。この場合、費用は、町が実費弁償する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、日赤県支部に供給を依頼する。また、必要に応じて町民へ献血の 呼びかけを行う。

第7 心のケア対策

大規模な災害の発生後は、精神科医、保健師、児童相談所職員等の協力により、災害にかかわった人たちの心的外傷への対策を行う。

対象者例	○ 精神科治療中の患者、治療歴のある患者○ 復旧活動の従事者、ボランティア(抑うつ状態、燃え尽き症候群)○ 被災者の子供、避難所生活者等
対策の方法	○ 病院等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施○ 相談窓口で心のケアについて対応○ 心的外傷に関する広報活動の実施○ 専門ボランティアの受け入れ

第9節 交通対策·緊急輸送

区 分	項目	担 当 班
交通対策	●交通規制の内容	関係機関
	●交通情報の収集と道路規制	建設班
	●緊急輸送路の確保	建設班
輸送対策	●緊急通行車両の確認	総務班
	●緊急輸送	援護班、救護衛生班、産業班
	●車両等の確保、配分	総務班
	●物資集配拠点の設置	産業班
	●臨時ヘリポートの設置	建設班

第1 交通規制の内容

1 各実施機関等の交通規制

(1) 警察(公安委員会)による交通規制等

- ①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通の安全と円滑を図り、 又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、 区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- ②災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは緊急通行車 両の先導を行う。
- ③緊急通行車両の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

(2) 道路管理者による通行の禁止、制限

道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、各道路管理者は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。

(3)相互の連携・協力

警察(公安委員会)及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

- ①被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- ②緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等 支援部隊の要請
- ③通行の禁止又は制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、又は緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通知する。

④指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄道事業者は、災害、事故発生時の状況及び、その後の運行体制についての連絡・通報をする。

(4) 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。

- (1)法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置
- ②迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるととも に必要な事項を周知させる措置

(5) 広報

通行の禁止又は制限の措置を講じた場合において、必要がある場合は、適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

各実施機関等は、災害時において交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するため、交通規制を 実施する。

区分	交通規制を行う状況及び内容 根拠法令	
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と 円滑を図る必要があると認められるときは、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法(昭和 35年法律第105号) 第4条
	県内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第 76条
		道路交通法第5条 又は第114条の3

区分	交通規制を行う状況及び内容 根拠法令	
警察官	警察官 車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、 緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害 応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある と認めるときは、当該車両その他の物件の移動、そ の他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第 76条の3
自衛官及び 消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区 域等において、災害対策基本法第76条の3に定めら れた職務を行うことができる。	災害対策基本法第 76条の3第3項及 び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危 険であると認められる場合、区間を定めて通行を禁 止し、又は制限することができる。	道路法(昭和27年 法律第180号)第46 条

第2 交通情報の収集と道路規制

1 情報収集

警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。また、 交通規制の実施の報を受けたときは、直ちにその内容を報道機関等の協力を得て周知に務める。

2 町道の交通規制

道路管理者として、町道の交通規制を実施する。

交通規制に際しては、警察署に連絡した後、消防団と協力して行う。

第3 緊急輸送路の確保

1 輸送路の確保

災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、次のように緊急輸送路を確保する。

- 道路の被害状況の調査
- 緊急輸送路の決定(応急、復旧)
- 本部長(町長)の指示に基づき、主要な路線から確保する。
- 主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線を確保する。
- 道路管理者、警察への復旧・交通規制の要請及び通報

2 道路の啓開措置

災害後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、次のように道路の啓開措置をとる。

- 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復を要請する。
- 放置車等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
- 運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- 緊急通行路の障害物の除去について道路管理者、桂川町建設業組合、消防本部及び 自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

第4 緊急通行車両の確認

1 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行った場合、災害対策活動 に従事する車両は、緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を受ける必要がある。

緊急通行車両であることの確認は、県又は公安委員会(各警察署)に対し所定の書類をもって申請する。

2 緊急通行車両の使用

緊急通行車両の確認を受けた場合、各車両ごとに確認証明書、標章の交付を受ける。標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

※資料編参照 【11-3緊急通行車両確認証明書】

3 事前届け出済み車両の証明書交付

事前届出を申請している車両については、県又は公安委員会(各警察署)に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

第5 緊急輸送

1 輸送の方法

緊急輸送は町有車両を使用するが、必要に応じて次のとおり応援要請する。

- 陸上輸送は、バス会社等に応援要請する。
- 鉄道輸送は、JR九州に要請する。
- 航空輸送は、自衛隊等のヘリコプターを要請する。

2 輸送の対象

輸送の対象は、次のとおりとする。

- 傷病者 要配慮者等の被災者 ○避難者 ○災害対策要員
- 各資機材 水、食料、生活必需品 ○救助物資 ○遺体 ○その他

3 各班による輸送

各班の主な輸送内容は、次のとおりとする。

産業班	食料、生活物資、各資機材の輸送を車両関係団体の協力を得て行う。	
援護班、救護衛 生班	バス等による避難者、要配慮者の輸送を行う。	

注) 傷病者の搬送については、原則的に消防本部が行う。

第6 車両等の確保、配分

- (1) 町は、あらかじめ定めた災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人 員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 町は、輸送車両等が不足する場合、市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。
- (3) 町は、必要な輸送車両等の確保が困難な場合、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。
- ①輸送区間及び借上げ期間
- ②輸送人員、物資品名、輸送量
- ③車両等の種類及び台数
- ④集結場所及び日時
- ⑤その他必要な事項

1 車両、燃料の調達

車両の借り上げ、燃料の調達について、次のとおりとする。

区分	内容
町有車両の把握	調達可能な町有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	町有車両では対応が困難な場合は、輸送業者等から借り上げ る。費用については、協議する。
燃料の調達	各班の町有車両及び借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調 達を行う。

※資料編参照 【4-1町有車両一覧】

2 配車手続等

各担当班の配車手続きの方法は、次のとおりとする。

- 各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、各班に配分 する。
- 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

第7 物資集配拠点の設置

必要に応じて、次のとおり物資集配拠点を開設する。

施設	桂川勤労者体育センター
役割	調達した物資や他県市町村等からの救援物資の受け入れ、保管、仕 分け等

※資料編参照 【11-4物品の受払簿(集配拠点用)】

第8 臨時ヘリポートの設置

必要に応じて、臨時ヘリポートを開設する。

※資料編参照 【4-2臨時ヘリポート一覧】

第10節 避難対策

区 分	項目	担 当 班
避難活動	●避難の指示等	総務班、警察署、自衛隊等
	●警戒区域の設定	総務班、消防本部、警察署、自衛隊
	●避難誘導	消防本部、消防団、警察署
避難所の開設	●避難所の開設	教育班
避難所の運営	●避難所の運営	教育班
	●避難者への配慮	援護班、救護衛生班、教育班

町は、災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合には、町民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させ、また、屋内での退避その他の避難の安全確保に関する措置をとらせるための避難の指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図るものとする。

第1 避難の指示等

1 避難の指示、高齢者等避難等及び周知

(1)高齢者等避難

町は、避難を要する地区の住民に対し、「高齢者等避難」を発令する。

避難を要する地区の住民に対し、避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル等に沿った高齢者等避難の伝達を行う。

(2) 避難の指示権者

町長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害の発生又はおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難の指示」を行う。また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急に安全を確保するための措置の指示を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、町長の判断を仰ぐいとまがないとき、又は町長が不在のときは、第3章第1節第4の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が町長の権限を代行(職務代理者として町長の権限を行使するもので、その効果は町長に帰属する)するものとする。

【避難の指示の発令権者及び時期・内容】

発令権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき 措置
町 長 (委任を受け た職員)	災対法 第60条 第1項、第3 項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める 地域の居移 者、滞在者、 その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の 指示(※1) ③安全確保措置の指示	県知事に報告 (窓口:防災危 機管理局)
知 事 (委任を受け た職員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該 災害により市町村がその全部又は 大部分の事務を行うことができな くなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務 執行法 第4条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と域では、・必のでは、・必のでは、・必のでは、・のでは、・のできるできるできる。・のできるできるできる。・のできるできるできる。・のできるできるできる。・のできるできるできる。・のできるできるできる。・のできるできるできる。・のできるできるできるできる。・のできるできるできるできる。・のできるできるできるできる。・のできるできるできるできるできるできる。・のできるできるできるできるできるできるできるできる。・のできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	①立退きの指示 ②立退き先の 指示 ③安全確保措 置の指示 ④避難の措置 (特に急を要 する場合)	災対法第61条 による場合 は、町長に通 知 (町長は知事 に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特 に急を要する場合	危害を受ける おそれのある 者	避難について 必要な措置(※ 2)	警察官職務執 行法第4条の 規定を準用
知 事 (その命を受 けた県職員)	地すべり等 防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認める とき	必要と認める 区域内の居住 者	立退くべきこ とを指示	その区域を管 轄する警察署 長に報告
知 事 (その命を受 けた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同 上	その区域を管轄する警察署 長に通知(※ 3)

^{※1} 立退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する。

なお、避難指示を行う場合は、「桂川町避難指示等の判断・伝達マニュアル」に従って行う。 「桂川町避難指示等の判断・伝達マニュアル」では、水害時と土砂災害時における発令基準が設 定されており、その発令基準を以下に示す。

^{※2} 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

^{※3} 水防管理者が行った場合に限る。

【水害時における発令基準】

河川名	穂波川(直轄区間)	水位観測所	秋松橋	
【警戒レベル3] 高齢者等避難	①洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき ②秋松橋の水位がはん濫注意水位 (3.70m) に到達 ③穂波川の実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき ④穂波川 (飯塚市) の流域雨量指数が洪水注意報基準 (=15) を超え、今後 増加することが予想されるとき			
【警戒レベル4】 避難指示	②秋松橋の水位がはん濫危険水位(4) とき ③穂波川の実績及び予測降雨を確認し	③穂波川の実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき ④穂波川(飯塚市)の流域雨量指数が洪水警報基準(=19)を超え、今後増		
【警戒レベル5 緊急安全確保	①洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき ②穂波川(飯塚市)の溢水・異常が発見されたとき ③穂波川(飯塚市)の破堤が発生したとき			

注)屋外での歩行等が危険な状態である場合(例:夜間、急激な降雨や浸水)や道路規制が行われている場合、事態の状況に応じて、指定避難所以外に自宅や近隣建物の2階など安全な場所へ緊急的に一時避難させることもある。

河川名	穂波川(指定区間)	水位観測所	豆田橋	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき ②豆田橋の水位がはん濫注意水位(1.40m)に到達 ③穂波川の実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき ④穂波川(桂川町)の流域雨量指数が洪水注意報基準(=12)を超え、今後 増加することが予想されるとき			
【警戒レベル4】 避難指示	②豆田橋の水位がはん濫危険水位(1) とき ③穂波川の実績及び予測降雨を確認し	③穂波川の実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき ④穂波川(桂川町)の流域雨量指数が洪水警報基準(=15)を超え、今後増		
【警戒レベル5】 緊急安全確保	- 1(2)穂波川(桂川町)(/)溢水・異宮が発見されたとき			

注)屋外での歩行等が危険な状態である場合(例:夜間、急激な降雨や浸水)や道路規制が行われている場合、事態の状況に応じて、指定避難所以外に自宅や近隣建物の2階など安全な場所へ緊急的に一時避難させることもある。

河川名	泉河内川	水位観測所	名代橋
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき ②名代橋の水位がはん濫注意水位(4.00m)に到達 ③泉河内川の実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき ④泉河内川(桂川町)の流域雨量指数が洪水注意報基準(=11)を超え、今 後増加することが予想されるとき		
【警戒レベル4】 避難指示	①洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき ②名代橋の水位がはん濫危険水位(4.48m)に到達することが見込まれる とき ③泉河内川の実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき ④泉河内川(桂川町)の流域雨量指数が洪水警報基準(=14)を超え、今後 増加することが予想されるとき		
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ①洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき ②泉河内川(桂川町)の溢水・異常が発見されたとき ③泉河内川(桂川町)の破堤が発生したとき			

注)屋外での歩行等が危険な状態である場合(例:夜間、急激な降雨や浸水)や道路規制が行われている場合、事態の状況に応じて、指定避難所以外に自宅や近隣建物の2階など安全な場所へ緊急的に一時避難させることもある。

河川名	その他(碇川)	水位観測所	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①洪水警報が発表 ②河川の実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき (主に降水ナウキャストを活用) ③河川の規格化版流域雨量指数が 0.7 を超え、今後増加することが予想されるとき (河川が含まれる規格化版流域雨量指数を活用)		
【警戒レベル4】 避難指示	①洪水警報が発表 ②河川の実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき ③河川の規格化版流域雨量指数が 1.0 を超え、今後増加することが予想されるとき		
【警戒レベル5】 緊急安全確保 ②河川の溢水・異常が発見されたとき ③河川の破堤が発生したとき		±	

- ※ 主に降水ナウキャストを活用
- ※ 河川が含まれる規格化版流域雨量指数を活用
- 注)屋外での歩行等が危険な状態である場合(例:夜間、急激な降雨や浸水)や道路規制が行われている場合、事態の状況に応じて、指定避難所以外に自宅や近隣建物の2階など安全な場所へ緊急的に一時避難させることもある。

【土砂災害時における発令基準】

発令	発令対象区域	発令条件
【警戒レベル3】 高齢者等避難		①~④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令する。 ①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】	・「土砂災害警戒区域」 ・「土砂災害特別警戒区域」 ・「土砂災害危険箇所」	①~④のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り・渓流の水量の変化等)が発見された場合
【警戒レベル5】		①~③のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発 令するものとする。 ①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害の兆候が明 確なとき ②土砂災害が発生した場合 ③山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

注)屋外での歩行等が危険な状態である場合(例:夜間、急激な降雨や浸水)や道路規制が行われている場合、事態の状況に応じて、指定避難所以外に自宅や近隣建物の2階など安全な場所へ緊急的に一時避難させることもある。

また、上記「発令対象区域」以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂 災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域も含めて、避難 の必要性について検討すること。

第2 警戒区域の設定

警戒区域を設定する場合は、次の事項に留意する。

災害が発生し、又は発生しそうな場合において、住民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し、住民の退去を命ずることができる。

【災害対策基本法及び他の法律に基づく警戒区域の設定権者とその内容】

	1	金字は及り 個の位件に金 ラく言 成色域の放足作句 ここの fi	
設定権者	代行者	設定の要件	根拠法令
	意思決定 代行順位 その他の 委任町吏員	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、町民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき。	災害対策基本法 第63条第1項
本部長(町長)	警察官	上記の場合において、町長もしくはその委任を受け た町職員が現場にいないとき、もしくは町長から要求 があったとき。	災害対策基本法 第63条第2項
	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、町長もしく はその委任を受けた町職員が現場にいない場合で、他 に職権を行う者がいないとき。	災害対策基本法 第63条第3項
	県知事	町長がその事務を行うことができなくなったとき。	
消防長 又は 消防署長	同左	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき。	消防法第23条 の2第1項
消防吏員 又 は 消防団員	同左	火災の現場において、消防警戒区域を設定したとき。	消防法第28条第1項

- 時機を失することのないよう、迅速に実施する。
- 設定範囲は、災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで 設定しないようにする。
- 対象区域内の住民に設置理由を周知する。 (解除時も同様)
- 区域は、道路、河川、町名等で設定する。
- 警戒区域は、縄張り等により標示し、必要に応じて警戒員を配置する。

第3 避難誘導

1 危険地域の避難誘導

避難誘導は、次のように行う。

○避難者の誘導

住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て町が実施する。

○避難者の移送

町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

2 避難者の携帯品

避難者の携帯品は、次を目安とする。

- 家族の名札(住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの)
- 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子(頭巾)、雨具類、必要に応じ防寒具

3 避難の誘導方法

避難誘導においては、次の点に留意する。

- 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難 な人を優先する。
- 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難させる。
- 自動車による避難及び家財の持ち出し等は、危険なので禁止する。

第4 避難所の開設

町は、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所の開設を行う。

避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じ、避難所の立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行う。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所開設を行う。さらに、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

この場合、町は以下の点に留意するものとする。

- (1) 開設避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- (2) 地元警察署等との連携
- (3) 避難所責任者の専任とその権限の明確化
- (4) 避難者名簿の作成
- (5) 避難行動要支援者に対する配慮
- (6)次の事項について県へ速やかなに報告する。
- ①避難所開設の日時及び場所
- ②収容状況及び収容人員
- ③開設期間の見込
- ④避難対象地区名

1 開設の担当

避難所の開設は、原則的には本部長の指示により、避難所派遣職員が施設管理者の協力を得て 実施する。

状況により、緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理責任者、勤務職員が実施する。

なお、災害救助法による避難所の供与は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、 方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【4-3避難所一覧】

※資料編参照 【7-4救助の程度、方法及び期間】

2 開設の手順

避難所開設は、次の手順で行う。

- 電話、無線等により避難所開設を施設の管理者(学校長等)に要請する。 また、夜間・休日は避難所派遣職員が行う。
- すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。
- 要配慮者専用スペースを確保し、案内する。
- 避難者収容スペースの決定・誘導

3 避難所内事務所の開設

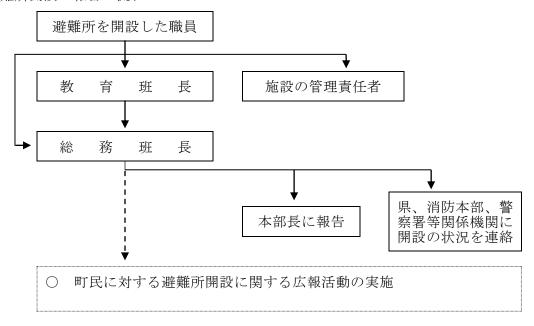
避難所内に事務所を開設し看板等を掲げて、避難所派遣職員(運営責任者)の所在を明らかにする。

なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード、事務用品等を準備する。

4 避難所開設の報告

避難所開設の報告は、次のように行う。

■避難所開設の報告の流れ



5 避難所の閉鎖

本部長は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び閉鎖を行う。

第5 避難所の運営

1 運営の担当者

避難所の運営は、避難所派遣職員が担当する。原則的に、避難者のとりまとめや運営等は、避 難者の代表者と連携をとり、自主運営の形態で行う。

また、ボランティア、自主防災組織と協力して運営を行う。

2 運営事項

避難所の運営事項は、次のとおりである。

- 避難者カード・名簿の作成
- 居住区域の割り振りと班長の選出
- 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- 運営状況の報告(毎日、その他適宜)
- 運営記録の作成
- 生活ルールの作成

3 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、その写しを教育班 を通じて総務班に送付する。

※資料編参照 【12-1避難者カード】

※資料編参照 【12-2避難者名簿】

4 居住区域の割り振りと班長の選出

(1) 居住区域の割り振り

行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

(2) 班長の選出と役割

避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長には次の事項への協力を依頼する。

- 町からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

5 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活必需品等の必要量を教育班を通じて産業班に請求する。 物資等を受け取ったときは、そのつど、物品の受払い簿に記入し、各居住区の班長と協力し、避 難者に分配する。

※資料編参照 【12-4物品の受払簿(避難所用)】

6 運営状況の報告及び運営記録の作成

避難所派遣職員は、避難所の運営について報告し、記録を作成する。

- 避難所の運営状況について、1日に1回教育班へ報告する。
- 傷病人の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告する。
- 避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

※資料編参照 【12-3避難所運営記録】

第6 避難者への配慮

1 避難長期化等への対応

避難所の開設が長期化する見通しの場合、町は以下の点に留意するものとする。

- (1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営
- ①グループ分け
- ②プライバシーの確保
- ③男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮
- ④情報提供体制の整備
- ⑤避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営の行うための避難所運営ルール (消灯時間、トイレ等の施設使用等)を定め、徹底する。

- ⑥避難所のパトロール等
- ⑦避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- ⑧福祉避難所(避難行動要支援者(社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。)が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所)の開設の検討と避難行動要支援者の移送・誘導等

(2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

町は以下の点に留意するものとする。

- ①自主運営体制の整備
- ②暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- ③避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営

(3) 保健・衛生対策

町は以下の点に留意するものとする。

- ①救護所の設置
- ②巡回健康相談、栄養相談の実施
- ③仮設トイレの確保
- ④入浴、洗濯対策
- ⑤食品衛生対策

避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。

対 策	配慮する事項
長期化対策	○ たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達○ 報道機関等の取材、立入の制限○ 防犯に努める他、避難者の精神安定に配慮○ 衛生管理(医療、風呂、トイレ、清掃、ごみ等)
要配慮者対策	○ ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力 ○ 避難スペースの優先的割当て、福祉仮設住宅への入居

2 被災者の移送、受け入れ

本部長は、被災者の移送、受け入れに関して次のとおり行う。

移送・受け入れ	状 況	対 処
被災者の他地区へ の移送	被害が甚大なため、町の避難所に 被災者を収容しきれないとき。	県知事に対して、他市 町村への移送を要請する。
他地区からの被災 者の受け入れ協力	県知事より他地区からの被災者を 受け入れるための避難所の開設の指 示を受けたとき。	本部会議等で検討のう え、関係各班に対応を指 示する。

第 11 節 要配慮者対策

区分	項目	担 当 班
要配慮者への対応	●要配慮者の安全確保と安否確認	援護班、救護衛生班
	●避難所への応急支援●福祉避難所等の確保と移送	援護班、救護衛生班
	●各種支援措置	援護班、救護衛生班
	●福祉仮設住宅の供給	援護班、救護衛生班 建設班
	●福祉仮設住宅等での支援措置	援護班、救護衛生班

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。

1 要配慮者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、町は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1)要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置を とる。
- ①避難所(必要と認められる場合は福祉避難所)への誘導・移送
- ②必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- ③居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス の提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災 後2~3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 高齢者及び障害者に係る対策

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及 び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、 新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者 及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を 行う。
- (3) 避難所等において、適温食と高齢者等に適した食事を工夫する。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。

- (5) 被災した高齢者及び障害者の生活確保に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の 物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (6) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (7) 避難所や住宅における高齢者及び障害者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの 派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

3 避難対策

4 生活の場の確保

町は、以下により、高齢者、障害者等の生活の場を速やかに確保することとする。

- (1) 応急仮設住宅の建設供与
- (2) 公営住宅・一般住宅の確保
- (3) 公的宿泊施設の確保

5 外国人等の支援対策

(1) 外国人の支援対策

町は、災害時に外国人が孤立しないよう配慮し、的確な手段による災害情報の提供を行う。

(2) 旅行者への対策

町は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に 努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際に は、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、 避難所等の情報を伝達する。

第1 要配慮者の安全確保と安否確認

1 安全確保

災害発生初期の緊急措置として、自主防災組織、行政区長、福祉関係団体、民生委員、消防団、 社会福祉協議会等に要請し、要配慮者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

2 安否確認

自主防災組織、行政区長、福祉関係団体、民生委員、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、 要配慮者の安否と所在地の確認を行う。

安否と所在地の確認は、次の方法でリストを作成し、実施する。

- 自主防災組織の調査に基づく報告
- 援護班、救護衛生班の調査に基づく報告
- 民生委員の調査に基づく報告
- 避難所の入所者名簿に基づく報告
- 各障害者等支援組織の調査に基づく報告
- 保健福祉環境事務所所その他防災関係機関の調査に基づく報告

第2 避難所への応急支援

1 介助支援者の把握

各避難所の要配慮者に対して、避難所担当班を通じて次の内容の介助支援者を把握し、必要な措置を講ずる。

- 必要となる介護・介助要員の種別・規模
- 車椅子・つえ等介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

2 応急ケアサービス

要配慮者への応急的なケアとして、次のサービスを実施する。

- 健康診断や各種相談業務
- ボランティア等による介護
- 避難スペースの優先的割当て
- 聴覚障害者向け掲示板等の設置
- 段差の解消、簡易ベッド確保、専用トイレの整備

|第3 福祉避難所等の確保と移送|

1 福祉避難所・病院の確保

避難所からの要配慮者支援要請に対して、必要と認める場合、要配慮者専用の福祉避難所又は 病院を確保する。

- 町の老人保健施設・障害者福祉施設への特別受け入れ要請
- 町内老人ホーム・障害者療護施設・病院等への特別受け入れ要請
- 県への他市町村老人保健施設への特別受け入れの要請
- 県(日赤、医師会等)への町外老人ホーム・老人病院への特別受け入れのあっせん要請
- あらかじめ指定した福祉避難所の確保(原則としてたたみがある施設)

なお、災害救助法による福祉避難所の設置は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【4-4福祉避難所一覧】

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

2 福祉避難所・病院への移送

福祉避難所・病院が確保されたときは、関係機関に要請して、速やかに要配慮者を次の方法で 随時移送する。

- 援護班及び救護衛生班による移送措置
- ボランティアセンターへの依頼による移送措置
- 障害者支援組織等による移送措置
- 避難所入所者の協力支援による移送措置
- バス会社、医師会、高齢者・障害者施設、自衛隊等への依頼による移送措置
- その他可能な手段による移送措置

第4 各種支援措置

1 巡回ケアサービス

避難所、その他の要配慮者の所在地において関係機関と協力し、要配慮者向け巡回ケアサービスとして、主に次のことを行う。

- ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- 医療救護チームによる健康チェック
- ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施

2 要配慮者向け広報活動並びに相談業務

要配慮者がサービスを支障なく受けられるよう関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、次の点に留意しながら広報活動、相談業務を行う。

- 要配慮者向け広報活動の実施(特に外国人、聴覚障害者への伝達等)
- 放送・拡声器等の音声情報に偏らない聴覚障害者向け伝達手段の併用
- 生活相談窓口及び外国人向け相談窓口の開設
- 年金・手当等受給に必要な証書類を紛失した場合における再発行手続の簡略化
- 周囲の町民の理解を得るための配慮

第5 福祉仮設住宅の供給

県と協力し、要配慮者向住宅として次の点に留意し、福祉仮設住宅を設置する。

- 要配慮者の住宅仕様別のニーズの把握
- 要配慮者の優先的な入居の配慮

なお、災害救助法による福祉仮設住宅の設置は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の 程度、方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

第6 福祉仮設住宅等での支援措置

1 福祉仮設住宅での支援措置

福祉仮設住宅では、次の支援措置を行う。

- 福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営
- 福祉仮設住宅団地居住環境の向上
- 医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころ のケア対策
- ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援 サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣等要配慮者向サービスの実施

2 要配慮者専用病院等での支援措置

要配慮者専用病院等では、次の支援措置を行う。

- 老人保健施設・通所施設に関しては、平常時体制への移行時期等について確定する。入所者については、その状況に応じて、必要な措置を講ずる。
- 障害者入所施設、老人病院に関して引き続き入院が必要な者は、必要な手続きをとり、退所・退院が可能な者は、福祉仮設住宅の提供その他退院後のケアサービスについて必要な引き継ぎを行う。

第 12 節 生活救援活動

区分	項目	担 当 班
飲料水、生活	●需要調査と給水計画	水道班
用水の供給	●給水活動の実施	水道班
需要把握	●食料、生活物資の需要把握	総務班
食料の供給	●食料の確保	産業班
	●食料の供給	産業班
	●炊き出しの実施、支援	産業班、教育班
生活物資の供 給	●生活物資の確保	産業班
市口	●生活物資の供給	産業班
救援物資等の 受け入れ	●物資の受け入れ	産業班

第1 需要調査と給水計画

町は給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応 急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

1 給水需要の調査

災害が発生し給水機能が停止すると判断される場合は、被害箇所を調査し、応急給水の需要を 把握する。

- 給水機能の停止区域、世帯、人口
- 給水機能の停止期間(復旧の見込み)

2 応急給水の目標水量

給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3リットル/人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、町の実態に即して給水レベルごとに、目標水量を設定する。

目標水量は、次のとおりである。

○ 発災直後~3日間:1人1日 3リットル(飲料水)

○ 10日目まで : 1人1日 20リットル (飲料水+炊事用水)

○ 21日目まで : 1人1日 100リットル(上記+洗濯水+避難所入浴用水)

3 資器材・人員の確保

- (1) あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。
- (2) 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。

保有する車両及び資器材を用いて給水計画を立案する。また、ポリタンク、バケツなどの資器 材は、町内小売業者などから調達する。

4 優先給水筒所

次の箇所を優先的に給水する。

○ 救護所 ○ 病 院 ○ 社会福祉施設 ○ 避難所

5 応援要請

町のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、水道班を通じて隣接市町村及び県に応援を要請する。

第2 給水活動の実施

1 給水所の設置

給水は、原則として給水所の設置による拠点給水方式で行う。

給水所の設置場所は、避難所とするが、必要に応じて他の施設等にも給水所を設置する。また、 給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示する。

2 給水の方法

(1)給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、浄水場などの水源からトラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できる場合は、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸の場合は、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水と して不適切な場合は、生活用水として利用する。

(3) 給水所での給水

給水所での給水は、避難所派遣職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て、町民が自 ら持参した容器により行う。不足する場合には、給水袋等を用意し、使用する。

(4) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間を要する場合は、状況により仮配水管や貯水槽の設置を行う。

3 周知•広報

給水所を設置した場合は、給水に関する広報を行い、住民への周知を図る。

○ 給水所の場所 ○ 給水する日時 ○ 給水方法

第3 食料、生活物資の需要把握

- (1)給食は、食糧供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者(高齢者、 乳児、食事管理を要する者等)に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあっては、学校給食共同調理場、保育所、組合等の給食施設で、被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・生パンの調達により給食を実施する。

なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各避難所等までの配送を含めて依頼 し、町等職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。

- (3)給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- (4) (3) 以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
- ①災害により孤立し、食糧調達に困難が予想される地域
- ②病院、社会福祉施設等の傷病人、災害時要配慮者関係の施設
- (5) 町民等においては以下のように対応する。
- ①2~3日間は、原則として、避難所に収容された以外の町民については、町民自身が備蓄 している食糧で対応する。
- ②町民相互で助け合う。
- (6) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。
- (7) あらかじめ災害時における食糧供給計画(輸送に関する計画を含む。)を策定し、被災者 の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及 び隣接市町村に対し応援を要請する。

1 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

- 避難所に収容された者
- 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 救助活動に従事する者(注:災害救助法の対象者にはならない。)

2 生活物資供給の対象者

生活物資供給の対象者は、次のとおりである。

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている人
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった人
- 災害応急対策活動従事者(災害救助法の実費弁償の対象外である)

3 需要の把握方法

食料、生活物資の需要は、各班等からの情報を通じて把握する。

- 避難所の必要数は、教育班を通じて把握する。
- 住宅残留者は、行政区長等の協力を得て把握する。
- 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務班が把握する。

第4 食料の確保

1 供給する食料

食料は、米飯の炊き出し又は弁当・パン等を供給する。 乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

2 業者からの調達

近隣の製パン業者、食料加工業者、スーパー等から、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、 野菜等を調達する。

3 国の米穀等の調達

災害救助法が適用され応急食料が必要な場合は、県知事に要請し、その指示に基づき、福岡地域センターから米穀を調達する。

第5 食料の供給

1 食料の輸送

食料の輸送は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで輸送を依頼する。

業者の輸送が困難な場合は、物資集配拠点に集積し、必要量に仕分けをした後、町有車両又は 輸送業者に要請して輸送する。

2 食料の分配

食料は、原則として避難所で供給し、分配にあたっては、次の点に留意する。

- 避難者(班長)、ボランティア等の協力を得て配布する。
- 高齢者、乳児、食事管理を要する者など要配慮者に対し優先的に配分する。
- 公平な分配に配慮する。
- 食中毒が発生しないよう衛生管理に注意する。

また、状況により各戸分配が必要と認める場合は、本部長の指示により、自主防災組織等の協力を得て、実施する。

第6 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの場所

炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる各学校の校庭、公民館等を使用する。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

- 炊き出しは、自衛隊、住民組織、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出しに必要な調理器具、燃料、食材を確保する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

なお、災害救助法による炊き出しその他による食料の供給は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

第7 生活物資の確保

町は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品(以下「生活必需品等」という。)を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時においては速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

1 方針

(1) 基本的な考え方

①生活必需物資の供給は、生活必需物資の欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性の ある要配慮者(高齢者、乳児、病弱者等)に対し優先的に実施する。

- ②当初にあっては、町備蓄の毛布の放出及び協定業者から生活必需物資を調達し、配付する。協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
- ③町民等においては以下のように対応する。
- ア 2~3日間は、原則として町民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。
- イ 町民相互で助け合う。

在宅の要配慮者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。

- ④事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画を たてて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施するも のとする。
- ⑤外来救援物資(義援物資)の取り扱い
 - → 第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第3節「義援 金品の受付及び配分等」

(2) 生活必需品等の範囲

- ①寝具(毛布、布団等)
- ②被服(肌着等)
- ③炊事道具(鍋、炊飯用具、庖丁等)
- ④食器(茶わん、皿、はし等)
- ⑤保育用品 (ほ乳びん等)
- ⑥光熱材料(マッチ、ローソク、簡易コンロ等)
- ⑦日用品(石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ)
- ⑧衣料品
- ⑨その他

町は、あらかじめ生活必需品等供給計画(輸送に関する計画を含む)を策定し、被災者の生活 必需品等の確保と供給に努めるものとし、必要量が確保できないときは、県及びその他市町村に 対し応援を要請する。

その際、応援を要請する町は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して、供給を促すこととし、物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

2 災害救助法に基づく措置

- (1)被服、寝具その他の生活必需品の供給又は貸与
- ①対象者
- ア 災害により住家に被害(全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水)を受けた者
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- ②被服、寝具その他生活必需品として認められる品目
- ア寝具、就寝に必要な毛布、布団等
- イ 外衣、普通衣、作業衣、婦人服、子供服等
- ウ 肌着、下着の類
- エ 身廻品、タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等の類
- オ 炊事道具、鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類
- カ 食器、茶碗、汁碗、皿、はし等の類
- キ 日用品、石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等の類
- ク 光熱材料、マッチ、ローソク、プロパンガス等の類
- ③給与又は貸与の方法
 - 一括購入し、又は備蓄物資から放出し町が分配する。

④費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

⑤給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

3 業者からの調達

近隣のスーパー、卸売り・小売り業者等から生活物資を調達する。

第8 生活物資の供給

1 生活物資の輸送

生活物資の輸送は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで輸送を依頼する。

業者の輸送が困難な場合は、物資集配拠点に集積し、必要量に仕分けをした後、町有車両又は 輸送業者に要請して輸送する。

2 生活物資の保管

調達した生活物資の保管が必要な場合は、原則として物資集配拠点で保管する。

3 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給し、分配にあたっては次の点に留意する。

- 避難者(班長)、ボランティア等の協力を得て配布する。
- 高齢者、乳児など要配慮者に対し優先的に配分する。
- 公平な分配に配慮する。

また、状況により各戸分配が必要と認める場合は、本部長の指示により、自主防災組織等の協力を得て、実施する。

なお、災害救助法による生活物資の供給等は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

第9 物資の受け入れ

1 物資の保管、仕分け、在庫管理

物資集配拠点でボランティア等の協力を得て、物資の保管、仕分け、在庫管理を行う。

2 救援物資の配布方法

救援物資の配布方法は、本部会議で協議のうえ決定する。

特に食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

第13節 住宅対策

区	分	項目			担	当	班
応急仮説	设住宅	●応急仮設住宅の需要把	握	総務班			
の設置		●応急仮設住宅の用地確	保	建設班			
		●応急仮設住宅の建設		建設班			
		●応急仮設住宅の入居者	選定	援護班			
被災住宅急修理	きの応	●被災住宅の応急修理		建設班			

第1 応急仮設住宅の需要把握

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、 一時的には県又は町の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及 び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

1 需要の把握

応急仮設住宅の入居希望者を、次のとおり把握する。

- 入居の資格基準及び該当者を広報で周知する。
- その後、希望者を役場内等の相談窓口や避難所で受け付ける。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。なお、被災者が災害時 に町内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

- 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- 居住する住家がない者であること。
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること。

第2 応急仮設住宅の用地確保

応急仮設住宅の用地を確保するときは、次の条件を考慮する。

- 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。
- 児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者 の生活圏内にあること。
- 交通の便がよいこと。
- 敷地が広大であること。
- 公有地であること。

第3 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、県知事が行うが、知事により救助事務を行うとされた場合または知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

2 建設の実施

応急仮設住宅の建設は、建設業者等の協力を得て、入居希望者の世帯構成や高齢者、障害者向けの仕様を考慮して実施する。

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。

1戸当たりの面積は29.7平方メートルを基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。

着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。

建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

なお、災害救助法による応急仮設住宅の供与は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の 程度、方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

3 福祉仮設住宅の設置

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。 この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

4 集会所の設置

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50 戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居者の選定

応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保する ことができない者とし、県と協議のうえ、町が入居者を選定する。

なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。

(1) 入居決定に当たっては、高齢者、障害者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期 化することも想定し、高齢者、障害者等が集中しないよう配慮する。

(2) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

入居者の選定方法(基準等)は、入居希望者の条件を十分調査し、本部会議にその決定を諮る。 なお、要配慮者が福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

2 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の建物の管理は、町の協力を得て県が行い、入居者の管理は、町が行う。 応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。 県が建設した応急仮設住宅の場合は、その管理に協力する。

第5 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1)被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は町長が行う。

2 救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- (1) 応急処理の対象は、住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。
- (2) 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
- (3) 修理の期間は、災害が発生した日から1ヵ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。
- (4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。
- (5) 修理を実施する住宅の選定は、県が町の協力を得て行う。
- (6) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

なお、災害救助法による被災住宅の応急修理は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の 程度、方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4救助の程度、方法及び期間】

3 公営住宅の応急修理

(1) 公営住宅の修繕・供給促進

町は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、町が建設し、管理するものとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理するものとする。

第 14 節 衛生·清掃対策

区分	項目	担 当 班
健康・衛生・	●被災者の健康と衛生管理	救護衛生班、保健福祉環境事務所
防疫対策 	●被災地での防疫活動	救護衛生班、保健福祉環境事務所
し尿対策	●仮設トイレの設置	救護衛生班
	●し尿の処理	救護衛生班、ふくおか県央環境広域施設組合
清掃対策	●生活ごみの処理	救護衛生班、ふくおか県央環境広域施設組合
災害廃棄物対策	●災害廃棄物の処理	建設班
障害物の除去	●各種障害物の除去	建設班
動物対策	●動物の保護、収容	救護衛生班

第1 被災者の健康と衛生管理

避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、避難所、仮設住宅等において保健衛生活動を行う。

1 被災者の健康管理

医師会、保健福祉環境事務所等との連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。

(1)健康・栄養相談の実施

①健康相談の実施

町は、保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

- ア 要配慮者(高齢者、障害者、難病患者、慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児等)に対する保健指導
- イ 避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- ウ 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- エ メンタルケアの実施
- ②栄養相談の実施

町は、栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- ア 要配慮者(高齢者、障害者、難病患者、慢性疾患(糖尿病、腎臓病、食物アレルギー等)、妊 産婦、乳幼児等)に対する栄養指導
- イ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2 被災者に対する衛生指導

被災者に対し、広報等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

3 入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

4 食品の衛生管理

食中毒が発生しやすい時期は、広報等で注意を呼びかけるとともに、食中毒等の予防のため、 被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

また、保健福祉環境事務所と協力し、食品調達業者等に食中毒の防止を指導する。

5 災害対策従事者の健康管理

災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

6 感染症対策

感染症対策として、次の措置を行う。

- 被災地及び避難所における感染症患者、病原体保有者の早期発見
- 手指の消毒等必要な指導及び逆性石鹸等の配布
- 広報の依頼

第2 被災地での防疫活動

町は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を 行う。

1 防疫チームの編成

保健福祉環境事務所の指導・指示、他市町村の応援協力を得て防疫チームを編成する。

町は、知事の指導・指示に基づき、防疫活動を実施する。また、防疫実施のため、次により防 疫班を編成する。

- ・衛生技術者(班長)1名、作業員2~3名、事務1名町の行うべき災害防疫業務は次のとおりである。
- (1)予防教育及び広報活動の強化
- (2)消毒等の実施
- (3) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (4) 生活用水の使用制限及び供給等
- (5) 避難所の衛生管理及び防疫指導
- (6) 臨時予防接種の実施

2 防疫用薬剤・資器材の確保

災害初期の防疫活動では、町が保有する薬剤・資器材を使用するが、不足する場合は県や薬剤 師会等に協力を要請する。

3 消毒の実施

感染症が発生し、又は発生の恐れがある地域においては、保健福祉環境事務所の指導・指示に 基づき消毒等を行う。その他町独自として、床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等を消 毒する。

第3 仮設トイレの設置

大規模な災害が発生したときは、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、リース会社等から調達するが、町で調達できない場合は、他市町村、県に要請する。

【設置場所】 ○ トイレの通常の使用不可能な地域にある避難所

○ 行政区の集会場等の広場

第4 し尿の処理

災害時に発生するし尿を適正に処理する。

関係衛生施設組合と協力して収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準 に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したし尿は原則としてし尿処理施設により処理する。
- (4) 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5)被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置するものとする。
- (6)浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (7) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘 りトイレや隣近所での協力等を呼びかける。

し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先して行う。

名称	設 置 者	構成市町村	処理能力 (k1/日)
汚泥再生処理センター	ふくおか県央環境広域施 設組合	飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町	146
嘉麻市嘉麻浄化センター	ふくおか県央環境広域施 設組合	飯塚市、嘉麻市、桂川町、 小竹町	60
穂波苑	ふくおか県央環境広域施 設組合	飯塚市、嘉麻市、桂川町、 小竹町	152

第5 生活ごみの処理

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)を適正 に処理する。

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) ごみの収集、運搬、処分に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準 に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障 のない方法で行う。
- (4) 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分等が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応 する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上 十分配慮することとする。
- (6) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- ア ごみの収集処理方針の周知
- イ ごみ量の削減への協力要請(できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等 の要請)
- ウ ごみの分別への協力要請

名称	設置者	構成市町村	処理能力 (t/日)
飯塚市クリーンセン ター	ふくおか県央環境広域施設 組合	飯塚市、嘉麻市、桂川町、 小竹町	180
桂苑	ふくおか県央環境広域施設 組合	飯塚市、嘉麻市、桂川町、 小竹町	74

第6 災害廃棄物の処理

1 方針

町及び関係機関は、次の方針により災害廃棄物の処理を実施することとする。

- (1) 災害による建物の消失、倒壊及び解体、撤去により発生する廃木材及びコンクリートが ら等(以下、「災害廃棄物」という。)の処理は、原則として所有者の責任において行う。 ただし、大規模災害などにおいて特例措置が認められた場合は、公費負担で解体、撤去を 行う。
- (2) 災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- (3) 災害廃棄物発生現場での分別を原則とする。
- (4)応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- (5)環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものと する。
- (6) 災害廃棄物処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (7) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和47年法律第 137号)等の規定に従い適正な処理を進める。

2 実施方法

町は、次のとおり災害廃棄物処理を実施することとする。

(1) 災害廃棄物の発生量の見積もり

町は、被害状況をもとに、木くず、コンクリート等材質別に災害廃棄物の全体発生量と処理量を見積もる。

(2) 処理体制の決定

町は、災害廃棄物の見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。被害が甚大で町で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施するものとする。

(3) 災害廃棄物の仮置場及び搬送路の確保

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として 確保する。

また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

(4) 災害廃棄物発生現場における分別と処理方法

原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置場及び最終処分場へ搬入する。

- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、破砕、選別して最終処分場に運搬し、処理する。
- 適当な分別により可能な限りリサイクルに努める。
- (5) 仮置場の消毒
- (6) 最終処分場への搬入
- (7)住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。

- ①災害廃棄物の収集処理方針の周知
- ②災害廃棄物の分別への協力要請
- ③仮置場の周知
- ④最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼
- (8)環境への配慮

災害廃棄物処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理基準の遵守を指導 する。

第7 各種障害物の除去

1 住家に係る障害物の除去

住家又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去し、 その対象は、おおむね次のとおりである。

- 当面の日常生活が営みえない状態であること。
- 自らの資力では障害物を除去できない者であること。
- 住家の半壊又は床上浸水した世帯であること。
- 応急対策活動の支障となるもので、緊急を要するもの。

なお、災害救助法による障害物の除去は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、 方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

2 河川関係の障害物の除去

河川、排水路等の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。

3 道路関係の障害物の除去

町有道路の巡視を行い、災害によって発生した障害物を除去する。

第8 動物の保護、収容

必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容した動物については、台帳を作成し公示する。

- 所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。
- 犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。
- 危険な動物から人命を守る必要があるときは、処分を行う。
- 避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼養について、保健福祉環境事務所等と協力し、適正な飼養の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化防止と動物の飼養環境の維持に努める。

第15節 遺体の処理・埋葬

区分	項目	担 当 班		
遺体の捜索・ 処理	●遺体の捜索	消防本部、消防団		
沙 理	●納棺用品等の確保	救護衛生班		
	●遺体の検案、処理	救護衛生班、医療救護チーム		
遺体の安置・ 埋葬	●遺体の安置	救護衛生班		
性	●遺体の埋葬	救護衛生班		

第1 遺体の捜索

消防本部、消防団は、災害による周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対し、行 方不明者リスト等に基づき、警察署、自衛隊等と協力して捜索を行う。

遺体を発見したときは、速やかに収容する。

※本章第6節第4「行方不明者リストの作成」(P115)参照

- 捜索活動中に遺体を発見したときは、災害対策本部及び警察署に連絡する。
- 発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を 確認する。

なお、災害救助法による遺体の捜索は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方 法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4救助の程度、方法及び期間】

第2 納棺用品等の確保

遺体を納めるための棺や保存のためのドライアイスを、近隣の葬儀業者から確保する。また、捜索、収容、埋葬に必要な人員、遺体搬送車並びに処理のための施設を確保する。

第3 遺体の検案、処理

警察が検視(見分)した後、医療救護チームの協力を得て、次のとおり遺体の検案、処理を行う。

- 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- 遺体の検案は、医師が行う。
- 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うと ともに、検案書を作成する。
- 検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容所(安置所)へ搬送する。
- 被災地以外に漂着した遺体で身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

なお、災害救助法による遺体の処理は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方 法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

第4 遺体の安置

検案を終えた遺体について、警察署等の協力を得て、身元確認と身元引受け人の発見に努める とともに、次のとおり、遺体を収容・安置する。

- 付近の寺院の了承を得て遺体収容所(安置所)を開設する。
- 適当な既存建物が確保できない場合は、広場、避難所等へ仮設安置所を設置 する。
- 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体処理台帳に記入のうえ遺体を引き渡す。

※資料編参照 【13-1遺体処理票】

第5 遺体の埋葬

1 遺体の火葬

下記により火葬の実施体制の確保を行うとともに、災害の際、死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない等の場合には、原則として町が遺体の火葬を行う。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置

- (1) 死体安置所の確保
- (2) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (3) 死体搬送体制の確保
- (4) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (5) 火葬用燃料の確保

2 埋葬の許可

遺体の埋葬に必要な火葬許可書の発行及び相談のため、受付窓口を設置する。

3 埋葬の実施

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族がいない場合は、次のように遺体の埋葬を実施する。

- 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- 遺体が多数で火葬できないときは、近隣市町村に協力を依頼する。
- 火葬した遺骨は、一時、寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理 票により整理のうえ、引き渡す。
- 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する場所に仮埋葬する。
- 外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

名 称	所 在 地	処理能力 (体/日)	備 考 火葬炉数
ふくおか県央環境広域施設 組合筑穂苑	飯塚市長尾654	9	3基
ふくおか県央環境広域施設 組合嘉麻市嘉麻斎場	嘉麻市牛隈1702-2	16	4基

1 火葬の留意点

(1) 身元不明の遺体措置

- ①身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる とともに、身元の判明に必要な資料を保存する。
- ②遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、取り扱うものとする。
- ③火葬後の遺骨及び遺品については保管を行うものとする。

(2) 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、又は火葬等に要する現品若しくは経費を支出した市町村は、次の書類・ 帳簿等を整備、保存しなくてはならない。

- ①救助実施記録日計票
- ②火葬費支出関係証拠書類

5 災害救助法に基づく措置

(1) 捜索

① 対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から、既に死亡していると推定される者。

②費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

③期間

災害発生の日から10日以内。ただし、現に遺体を捜索する必要がある場合は、内閣総理 大臣の承認を得て延長することができる。

④捜索の方法

知事又は知事により捜索を行うこととされた市町村長が警察機関、消防機関及びその他の 機関の協力を得て行う。

(2)遺体の検視(見分)及び処理

①遺体の検視(見分)

ア 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)に基づき、遺体の見分を行う。

イ 遺体の見分に当っては、指紋の採取、写真撮影等を行い、見分終了後、遺族に引き渡す。

ウ 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調 書を添えて市町村長に引き渡す。

②遺体の処理

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時 保存あるいは検案を行うことができない場合はこれらの処理を行う。

③処理の内容

ア遺体の洗浄、縫合、消毒

イ 遺体の一時保存

ウ検案

④ 処理方法

ア 救助の実施機関である知事又は知事により救助事務を行うこととされた市町村長が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。

イ 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

⑤費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

⑥処理の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を 得て延長することができる。

(3)遺体の埋葬等

①埋葬等を行う場合

ア 災害時の混乱の際に死亡した者。

イ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき。

②埋葬の方法

棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。

③費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

第3章 風水害等応急 第15節 遺体の処理・埋葬

④期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を 得て延長することができる。 (特別基準)

なお、災害救助法による遺体の捜索は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、方 法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4 救助の程度、方法及び期間】

※資料編参照 【13-2遺留品処理票】

第16節 公共施設等の応急対策

区 分	項目	担 当 班
水道	●水道の応急・復旧対策	水道班
電気・電話	●電気・電話の応急・復旧対策	九州電力、NTT西日本
道路・橋梁	●道路・橋梁の応急・復旧対策	建設班、関係機関
河川・がけ地	●河川・がけ地等の応急・復旧 対策	建設班、関係機関
鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	JR九州
その他の公共施設	●その他の公共施設の応急・復 旧対策	各施設管理者

第1 水道の応急・復旧対策

水道事業者、工業用水道事業者及び町は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配 水機能の維持を図る。

水道施設等が被災し、機能停止した場合、次のような応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1)被害調査

被害調査は、次のように行う。

- 配水管の被害調査を主要幹線系統、連絡管系統、給水拠点系統の順で行う。
- 緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管を調査する。

(2) 応急対策活動

応急対策活動は、次のように行う。

- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

①取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

②浄水施設

ア 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないよう原水 処理薬品類の備蓄を行う。

イ 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

③送配水ポンプ施設

ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、 停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やか に加圧送水等ができるよう努める。

④送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設 や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給 水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。

2 復旧対策

(1) 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に町所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者の協力を得る。

(2) 災害時の広報

町民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

(3) 各復旧対策順位

各復旧対策の順位は、次のとおりである。

- 施設は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先して、給水可能区域の拡大 を図る。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等、緊急給水施設 の順で行う。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上 漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものの順で行う。

第2 電気・電話の応急・復旧対策

1 電気施設

九州電力は、災害により電気の供給が停止したり、又は停止するおそれがある場合、防災業務 計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

九州電力に災害対策の組織を設置し、応急対策活動にあたる。

また、水道施設、新聞、放送、町役場、警察署、消防署、NTT施設、病院、避難所、その他 重要施設に対しては、優先的に送電する。

(2) 復旧対策

①災害時の広報

町民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報する。

②復旧計画の策定

次のような復旧計画を策定し復旧にあたる。

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容(送電設備、変電設備、通信設備、配電設備)
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食料、衛生対策の手配等

2 電話施設

NTT西日本は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

NTT西日本に災害対策の組織を設置し、次の応急対策活動にあたる。

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 最小限の通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置
- 臨時回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先

(2) 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる回線の復旧にあたる。

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社 会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第3 道路・橋梁応急・復旧対策

道路管理者は、災害が発生した場合、各所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し 応急措置を行う。

町が管理する道路は、町が応急・復旧対策を行う。

1 応急対策

(1)被害状況の調査

災害が発生した場合、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に 報告する。

(2) 道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の 実施を要請する。

(3) 交通規制

通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。

2 復旧対策

(1) 道路の応急復旧

被害を受けた町道について町内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。また、道路の 応急復旧が困難な場合は、県知事、自衛隊に対し応援を求める。

(2) 仮設道路の設置

道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議のうえ、仮設道路 を設置する。

第4 河川・がけ地等の応急・復旧対策

1 河川

(1) 応急対策

①被害状況の調査

各施設の管理者は、災害が発生した場合に河川の被害状況を調査し、その状況を報告する。 ②応急排水

堤防破損等によって浸水被害が発生した場合は、状況により応急排水を実施する。

(2) 復旧対策

各施設の管理者は、堤防等の被害について調査し、速やかに応急復旧を実施し、又は要請する。

2 がけ地等

(1) 応急対策

建設班及び指定地の管理者は、次のような応急対策を行う。

- 地すべり、急傾斜地等の指定地の被害状況を調査し、その状況を報告する。
- がけ崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で 行う。さらにがけ崩れが拡大するおそれがある場合には避難を指示する。
- 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の 被害状況に応じて住民の避難、警戒を行う。

(2) 復旧対策

建設班は、二次災害防止のため、被害状況に応じ、応急的な危険防止策を講ずる。

第5 鉄道の応急・復旧対策

JR九州は、災害が発生した場合、あるいは列車や構造物が被災した場合は、防災業務計画により災害対策の組織を設置し応急措置を行う。

- 災害発生と同時に運転規制等に基づく初動措置を実施し、乗客の安全確保を 図る。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っている ときは、乗客の安全確保のため的確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに町本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護班を編成し救急救護にあたる。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。

第6 その他の公共施設の応急・復旧対策

町役場、公民館等の町公共施設、社会福祉施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者の安全確保と施設機能の早期回復のため、次のような応急措置を講ずる。

- 避難対策の実施
- 混乱の防止
- 施設入所者の人命救助
- 施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置
- 災害対策本部への通報
- 施設の応急復旧活動の実施

1 施設利用者・入所者の安全確保の方針

安全確保の方針は、次のとおりである。

- 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- 避難対策で講じた応急措置のあらましを、本部へ速やかに報告する。
- 館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講ずる。

2 施設建物の保全の方針

(1) 応急措置

施設建物の保全は、防災活動の拠点となるものについて重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

- 危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する。
- 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な 場合は関係機関の応援を得て実施する。

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は、次のとおりである。

- 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
- ガラス類等の危険物の処理
- 危険箇所への立ち入り禁止の表示

第17節 文教対策

区 分	項目	担 当 班
学校の対応	●児童、生徒の安全確保	学校長
	●児童、生徒等の安否確認	教育班
	●避難所への協力支援	学校長
	●応急教育の実施	教育班、学校長
幼稚園の対応	●園児の安全確保	園長
	●園児等の安否確認	教育班、園長
	●応急教育の実施	教育班、園長
保育所(園)	●園児の安全確保	所(園)長
の対応	●園児等の安否確認	救護衛生班、所(園)長
	●応急保育の実施	救護衛生班、所(園)長
文化財の保護	●文化財の保護	教育班

第1 児童、生徒の安全確保

1 安全の確保

学校長は、気象警報等が発令され、風雨が強くなるおそれがある場合は、 気象情報を収集する。 また、事故等により、学校にガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防本部等と連携 のうえ、児童・生徒を校外の安全な避難所に避難誘導する。

(1) 事前準備

- ①校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の 方法等につき明確な計画を立てておく。
- ②校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。
- ア 学校行事、会議、出張等を中止すること。
- イ 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の検討。
- ウ 県・町教委、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認。
- エ 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知。

(2) 災害時の体制

- ①校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- ②校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握する とともに、県・町教委と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するな ど、万全の体制を確立する。

- ③校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ④応急教育計画については、県・町教委に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒 等及び保護者に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の体制

- ①校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県・町教委と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- ②正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の 処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- ③疎開した児童・生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- ④災害の推移を把握し、県・町教委と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

2 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与える。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し・保護

学校長は、児童・生徒を下校させることが危険な場合、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがない場合は、学校で保護する。

第2 児童、生徒等の安否確認

災害が発生した場合、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

また、児童・生徒が町外へ疎開した場合は、保護者からの届け出、教職員による訪問等により疎開児童・生徒リストを作成する。これにより疎開先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。

第3 避難所への協力支援

1 避難所としての学校の役割

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、町が行うものとする。

教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

2 開設への協力

学校長は、災害により避難者があった場合、又は本部より避難所開設の指示があったときは、 教職員等の協力を得て体育館等を開放し、避難者の収容に努める。その後、直ちに災害対策本部 にその旨を連絡する。

3 運営への協力

学校長は、施設の利用等について、避難所派遣職員等と協議し、教職員とともに運営に協力する。

第4 応急教育の実施

1 応急教育の実施責任者

- (1) 町立学校の応急教育は、町教育委員会が計画し実施する。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理規則に基づき、各学校においてこれを実施する。

2 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

3 施設・職員等の確保

(1)場所の確保

学校長は、施設の被害を調査し、避難所との共存に留意しつつ、応急教育の場所を確保する。

災害の程度	応急教育の予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○ 被害を免れた学校内施設
校舎の全部が被害を受けた場合	○ 公民館等の公共施設、近隣学校の校舎
特定の地域について、大きな被 害を受けた場合	○ 被災地外の最寄の学校、公共施設○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど事業再開に努め、速やかに児童、 生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、県教育委員会と連携して教職員の応援等必要な措置を講ずる。

4 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね、次のとおりとする。

学習に関する 教育内容	○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に 関する指導	○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導○ 衣類、寝具の衛生指導○ 住居、便所等の衛生指導○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	○ 児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。○ 医師会等専門家と連携し、児童、生徒の心のケア対策を行う。

5 学用品の調達及び給与

災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書(教材も含む)、文房具及び通学用品を指定業者から調達し、支給する。

なお、災害救助法による学用品の給与は、福岡県災害救助法施行細則に示された救助の程度、 方法及び期間に基づくものとする。

※資料編参照 【7-4救助の程度、方法及び期間】

6 その他の留意事項

その他の留意事項は、次のとおりである。

- 施設内の児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、養護教諭等が あたる。重傷者がある場合は、病院に搬送する。
- 学校給食については、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

第5 園児の安全確保

1 安全の確保

園長は、気象警報等が発令され、風雨が強くなるおそれがある場合は、気象情報を収集する。 また、事故等により、幼稚園にガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防本部等と連携のうえ、園児を安全な避難所に避難誘導する。

2 園児の保護

園長は、保護者の迎えがない場合は、園児を幼稚園にて保護する。

第6 園児等の安否確認

災害が発生した場合、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安 否情報の把握に勤める。

第7 応急教育の実施

1 応急教育の実施

園長は、次のとおり応急教育を実施する。

- 幼稚園の被害状況の把握を行い、応急教育実施のための準備を行う。
- 受け入れ可能な園児に対し、速やかに応急教育を行う。

2 その他の留意事項

その他の留意事項は、次のとおりである。

- 施設内の園児の救護は、原則として医師会等に協力を求める。
- 給食については、原則として一時中止する。

第8 園児の安全確保

1 安全の確保

所(園)長は、気象警報等が発令され、風雨が強くなるおそれがある場合は、気象情報を収集 する。

また、事故等により、保育所(園)にガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防本部等と連携のうえ、園児を安全な避難所に避難誘導する。

2 園児の保護

所(園)長は、保護者の迎えがない場合は、園児を保育所(園)にて保護する。

第9 園児等の安否確認

災害が発生した場合、所(園)長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に勤める。

第10 応急保育の実施

1 応急保育の実施

所(園)長は、次のとおり応急保育を実施する。

- 保育所(園)の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。
- 受け入れ可能な園児に対し、速やかに応急保育を行う。

2 その他の留意事項

その他の留意事項は、次のとおりである。

- 施設内の園児の救護は、原則として医師会等に協力を求める。
- 給食については、原則として一時中止する。

第 11 文化財の保護

文化財の保護に関しては、次のとおりである。

所有者又は管理者が町	文化財の被害状況を調査し、町域の被害状況をまとめて県
の場合	教育委員会に報告する。
所有者又は管理者が町 以外の場合	所有者を通じて被害状況を把握する。

第 18 節 災害警備活動

区分	項目	担 当 班			
災害警備●警備体制の確立		警察署			
防犯活動への 協力	●防犯活動への協力	消防団、防犯協会			

第1 警備体制の確立

1 災害警備体制の確立

警察本部、警察署は、それぞれの災害警備計画に基づき迅速に警備体制を確立する。

2 警察の役割

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

警察署は、防災関係機関と協力し、以下の事項について住民等の生命と身体の保護を第一とした災害警備活動に努める。

- 情報の収集及び伝達
- 被害実態の把握
- 警戒区域の設定
- 被災者の救出救護
- 行方不明者の捜索
- 被災地、危険箇所等の警戒
- 住民等に対する避難指示及び誘導
- 不法事案等の予防及び取締(防犯)
- 避難路及び緊急輸送路の確保
- 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 民心の安定に必要な広報活動
- 関係機関の応急対策等に対する協力

第2 防犯活動への協力

1 巡回パトロール

消防団は、警察署と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。関係 各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

2 防犯活動への協力要請

防犯協会等に対し、避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請と広報を行う。

第19節 大規模事故対策

項目	内 容	担 当 班
大規模事故の対策	●大規模事故に対する対応	総務班、関係各班、関係機関

第1 大規模事故に対する対応

1 大規模事故の種類

町が対応する大規模事故は、次の種類がある。

- 大規模な自動車事故
- 大規模な鉄道事故
- ガス、化学物質の漏えい、大規模なガス爆発
- 十木工事における事故
- 航空機事故

2 災害対策本部の設置

町長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集・連絡

総務班は、事故が発生したとき、情報の収集・整理を行い、関係機関に連絡する。町及び関係機関で対応できない場合は、県等に応援を要請する。

航空機事故が発生したときは、総務班、消防本部は、速やかに空港事務所に通報する。また、 事故状況や警戒区域などについて、必要に応じて町民に広報する。

4 緊急避難

町長、消防長又は消防署長は、ガス・化学物質の漏えいなどで必要と認めたときは、警察署と協力して住民に避難指示を行う。なお、避難方向や避難場所については風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。

5 応急対策活動

大規模事故に必要な応急対策活動は、次のとおりである。

- 〇 災害広報
- 応援要請・受け入れ
- 消防・救急・救助活動
- 医療・救護活動
- 交通対策・緊急輸送
- 避難対策
- 生活救援活動
- 遺体の処理・埋葬
- 〇 災害警備活動
- 注)各項目の詳細は、本章の関連節を参照のこと。

第4章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

第2節 情報の収集・伝達

第3節 災害広報

第4節 応援要請・受け入れ

第5節 災害救助法の適用

第6節 消防・救出・救急活動

第7節 二次災害の防止対策

第8節 医療·救護活動

第9節 交通対策·緊急輸送

第10節 避難対策

第11節 要配慮者対策

第12節 生活救援活動

第13節 住宅対策

第14節 衛生·清掃対策

第15節 遺体の処理・埋葬

第16節 公共施設等の応急対策

第17節 文教対策

第18節 災害警備活動

第1節 応急活動体制

区分	項目	担 当 班
応急活動体制 の確立	●職員の動員配備	総務班、関係各班
の強立	●災害警戒本部の設置	総務班、関係各班
	●災害対策本部の設置	総務班、関係各班
	●災害対策本部の運営	総務班、関係各班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準【地震災害】

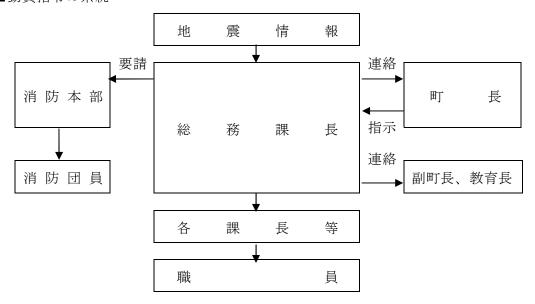
本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害	地震第1配備	○ 町域に震度4の地震が 発生したとき。(自動配備)	○ 災害情報の収集、伝達	地震第1配備要員 (防災担当職員)
害警戒本部	地第2 配備	○ 町域に震度5弱の地震が発生したとき。(自動配備)○ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。○ 局所的な災害が発生したとき。	○ 災害情報の収集、伝達○ 災害又は二次災害の注意、警戒	地震第2配備要員 (防災担当職員、 主な災害応急対策 関係職員)
災害対策本部	第3配備体制	○ 町域に震度 5 強の地震が発生したとき。(自動配備)○ 相当規模の災害が発生したとき。○ 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき。	○ 局地的な応急対策活動 (災害情報の収集、伝達、 負傷者等の救出救護、避 難所の開設、災害広報等)	第3配備要員 (職員の約1/2)
部	第 4 配備 体制	○ 町域に震度6弱以上の 地震が発生したとき。 (自動配備)○ 大規模な災害が発生し たとき。	○ 町の組織及び機能のす べてによる応急対策活動	第4配備要員(全職員)

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知った場合、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■動員指令の系統

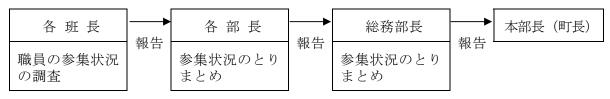


3 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は、各自の所属先とする。

4 参集の報告

参集した職員は、所属単位に各班長を通じて参集報告を行う。



※資料編参照 【8-1参集記録票】

※桂川町災害対策本部組織図及び構成表を参照(P86~87)

5 配備職員

各配備体制における配備職員は、次のとおりとする。

第4章 震災応急 第1節 応急活動体制

■桂川町の災害時の配備体制表【地震】

平常時課名	災害対策本部	災害警戒本部体制			災害対策本部体制		
一十四四四十二	体制の班名	風水害等 第1配備	風水害等第2配備	地 震 第1配備	地 震 第2配備	第3配備	第4配備
総務課	総務班	0	0	0	0		
企画則政課	総務班		0		0		
企画財政課 (財政係)	経理班		0		0		
議会事務局	総務班		0		0	職	全
保険環境課	援護班						
健康福祉課	救護衛生班					員	
住民課	援護班						
保育所	救護衛生班						
隣保館	救護衛生班					の	職
建設事業課	建設班	0	0	0	0		
税務課	建設班					約	
産業振興課	産業班	0	0	0	0		
水道課	水道班		0	0	0		
学校教育課	教育班					1/2	員
共同調理場	教育班						
社会教育課	教育班						
消防本部·消防署		※ 消防の定める計画による					

第2 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、次の基準に基づき警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配置し、 災害警戒本部を設置する。

- 町域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。(自動配備)
- 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。
- 局地的な災害が発生したとき。

2 設置、指揮の権限

総務課長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、緊急にやむを得ない事情がある場合は、 企画財政課長もしくは、議会事務局長のいずれかがこれを行う。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- 地震情報等の収集・伝達
- 町域の被害情報の収集
- 県及び関係機関への被害状況の伝達
- 住民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務課長は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。 また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合、災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

町長は、次の場合で必要と認められるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

- 町域に震度 5 強以上の地震が発生したとき。
- 相当規模の災害が発生したとき。
- 災害の規模が相当に拡大するおそれのあるとき。

※資料編参照 【桂川町災害対策本部条例】

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所に関しては、次のとおりとする。

- 災害対策本部は、庁舎内に置く。
- 災害対策本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「桂川町災害対策 本部」等の標識を掲示する。
- 町役場が建物損壊等により災害対策本部機能を全うできない場合、本部長(町長) の判断により、災害対策本部を移設する。

3 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要が生じた場合、現地災害対策本部 を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

4 災害対策本部の廃止

本部長(町長)は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められたとき、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知

総務課長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部 • 班	庁内放送及び無線又は、一般電話等
防災関係機関	無線及び一般電話
地域住民	防災行政無線、広報者並びに報道機関を通じて公表
報 道 機 関	一般電話及び口頭または文書等

第4 災害対策本部の運営

第3章第1節第4 災害対策本部の運営 (P83) を参照。

第2節 情報の収集・伝達

区 分	内容	担 当 班
地震関連情報 等の伝達	●地震関連情報の伝達	総務班、関係機関
寺の伝達	●異常現象発見者の通報	発見者
	●通信体制の確立	総務班、関係各班
情報収集	●初動期の情報収集等	総務班、建設班、関係各班
被害の調査	●民間建物の被害調査	建設班
	●所管施設の被害調査	関係各班
	●被害情報のとりまとめ	総務班
被害の報告等	●県への被害報告	総務班
	●防災関係機関への被害情報伝 達	総務班

第1 地震関連情報の伝達

1 地震関連情報の発表

気象庁本庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

(1)情報活用能力の向上

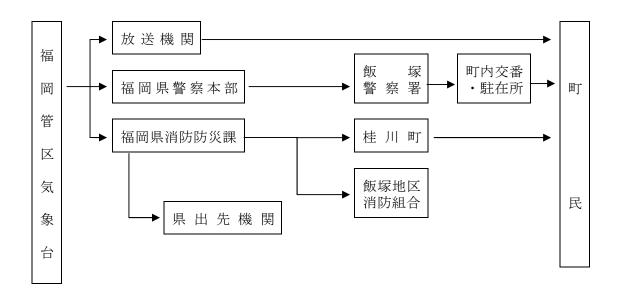
町及び関係機関は、気象官署や観測機器から入手した情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研さんにより向上させるものとする。

福岡管区気象台等から発表される地震関連情報の種類、内容は、次のとおりである。

種類	内容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報
震度速報	地震の発生時刻及び震度3以上の地域名を発表する。
地震情報	震度3以上が観測されたとき、震源の位置、地震の規模、各 地域の 震度等を発表する。
各地の震度に関す る情報	震源の位置、地震の規模に加え、震度1以上の地点を観測点 ごとに 発表する。

※資料編参照 【7-2気象庁震度階級関連解説表】

2 伝達系統



3 震度情報ネットワークの活用

地震を覚知したときは、震度情報ネットワークで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

震度情報ネットワーク	県内市町村に地震計を設置し、震度情報を市町村、県、国
	間のネットワークにより迅速に把握するシステム

第2 異常現象発見者の通報

第3章第2節第4 異常現象発見者の通報 (P92) を参照。

第3 通信体制の確立

第3章第2節第5 通信体制の確立 (P93) を参照。

第4 初動期の情報収集等

1 情報収集活動

災害初動期の情報収集活動は、次のとおり行う。

担当	情報収集の方法	
各職員	勤務時間内 初動期の活動中に見聞きした内容を報告する。	
	勤務時間外参集する際に見聞きした内容を報告する。	
総 務 班	行政区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。	
	消防本部に町民通報の状況を問い合わせ、殺到している場合は、 その状況を県消防防災課及び自治省消防庁に報告する。	
	自衛隊、警察本部、近隣消防機関等の保有するヘリコプターによ る情報の把握に努める。	

※資料編参照 【8-2参集途上の被災状況記録票】

2 被害調査活動

被災地の実態を把握するため、必要に応じて現地調査を行う。 なお、調査内容の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 人、住家被害(火災・土砂災害等の発生状況)

第2順位 公共施設被害

第3順位 農業、土木、商工、林業、水産被害

3 調査の報告

初動活動期の調査内容は、急を要する場合は、口頭又は電話で総務班へ報告する。その後、文書(被害発生状況連絡票)により速やかに報告する。総務班は、被害状況、応急対策の概要を災害箇所一覧表に整理する。

※資料編参照 【9-1被害発生状況連絡票】

※資料編参照 【9-2災害箇所一覧表】

第5 民間建物の被害調査

第3章第2節第7 民間建物の被害調査 (P96) を参照。

第6 所管施設の被害調査

第3章第2節第8 所管施設の被害調査 (P97) を参照。

第7 被害情報のとりまとめ

第3章第2節第9 被害情報のとりまとめ (P97) を参照。

第8 県への被害報告

第3章第2節第10 県への被害報告 (P98) を参照。

第9 防災関係機関への被害情報伝達

第3章第2節第11 防災関係機関への被害情報伝達 (P98) を参照。

第3節 災害広報

区 分	項目	担 当 班
広報活動	●住民への広報活動	総務班
	●避難所での広報活動	教育班
	●報道機関への協力要請及び対 応	総務班
	●防災関係機関の広報	関係機関
広聴活動	●被災者相談等への対応	援護班、関係各班

第1 住民への広報活動

災害広報は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報を行う。

時	期	手 段		内	容
災害発生	生直後	広報車現場による指示等	0 0	避難の指示 地震情報 被害の状況 電話自粛 住民のとるべき措置 自主防災活動の要請	
応急対策	活動時	広報車 テレビ・ラジオ 災害広報紙・チラシ 等	0 0	被害の状況、余震等の交通状況・ライフライン応急対策の概況、復旧住民のとるべき防災対食料・飲料水の供給等その他必要な事項	施設の被害状況 の見通し 策

第2 避難所での広報活動

第3章第3節第2 避難所での広報活動 (P100) を参照。

第3 報道機関への協力要請及び対応

第3章第3節第3 報道機関への協力要請及び対応 (P100) を参照。

第4 防災関係機関の広報

第3章第3節第4 防災関係機関の広報 (P101) を参照。

第5 被災者相談等への対応

第3章第3節第5 被災者相談等への対応 (P101) を参照。

第4節 応援要請・受け入れ

区分	項目	担 当 班
応援要請	●自衛隊派遣要請	総務班
	●県、他市町村等への応援要請	総務班
	●民間団体等への協力要請	関係各班
応援受け入れ	●自衛隊の受け入れ	建設班
	●広域応援の受け入れ	建設班
ボランティア	●ボランティアの活動支援	援護班、関係各班、社会福祉協議会

第1 自衛隊派遣要請

第3章第4節第1 自衛隊派遣要請 (P102) を参照。

第2 県、他市町村等への応援要請

第3章第4節第2 県、他市町村等への応援要請(P104)を参照。

第3 民間団体等への協力要請

第3章第4節第3 民間団体等への協力要請 (P105) を参照。

第4 自衛隊の受け入れ

第3章第4節第4 自衛隊の受け入れ (P105) を参照。

第5 広域応援の受け入れ

第3章第4節第5 広域応援の受け入れ (P106) を参照。

第6 ボランティアの活動支援

第3章第4節第6 ボランティアの活動支援 (P106) を参照。

第5節 災害救助法の適用

区分	項目	担 当 班
災害救助法の	●災害救助法の適用申請	総務班
│ 適用 │ │	●災害救助費関係資料の作成及び報告	援護班
	●災害救助法の適用基準	_
	●救助業務の実施者及び内容等	_

第1 災害救助法の適用申請

第3章第5節第1 災害救助法の適用申請 (P108) を参照。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

第3章第5節第2 災害救助費関係資料の作成及び報告 (P109) を参照。

第3 災害救助法の適用基準

第3章第5節第3 災害救助法の適用基準 (P109) を参照。

第4 救助業務の実施者及び救助の内容等

第3章第5節第4 救助業務の実施者及び救助の内容等 (P111) を参照。

第6節 消防・救出・救急活動

区分	項目	担 当 班
消防活動	●消防体制の確立	消防本部、消防団
	●消防活動の実施	消防本部、消防団
救出活動	●救出活動の実施	消防本部、消防団、警察署、自衛隊
	●行方不明者リストの作成	援護班
救急活動	●傷病者の搬送	消防本部、警察署

第1 消防体制の確立

第3章第6節第1 消防体制の確立 (P112) を参照。

第2 消防活動の実施

1 基本方針

地震発生時における同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。

- 町民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動 を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- 消防本部、消防団は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。

2 消防本部、消防団の活動

消防本部、消防団は、次のとおり情報収集や消防活動を行う。

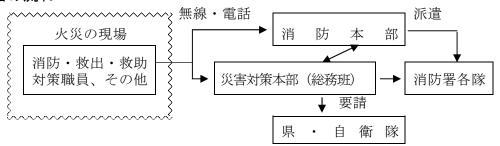
情報の収集	000	延焼火災の状況 消防活動の状況及び通行可能な道路 消防水利等の状況
消防活動時の 留意事項	000000	風向き、建物分布等を考慮した効率的な消火活動の実施 延焼火災が少ない地区の集中消火による安全地区の確保 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路の確保 危険物のある地区の立入禁止措置 病院、避難所、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火 火災現場近くの倒壊家屋の生き埋め者の優先救出

3 町民、事業所の活動

町民、事業所は、次のような応急対策活動を行う。

火気の遮断	○ ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止
初期消火活動	○ 火災が発生したときは、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を 活用して消火活動を実施する。
初期救出活動	○ 近隣に軽微な倒壊家屋の生き埋め者を発見した場合は、防災機 関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

4 連絡の流れ



第3 救出活動の実施

第3章第6節第3 救出活動の実施(P114)を参照。

第4 行方不明者リストの作成

第3章第6節第4 行方不明者リストの作成 (P115) を参照。

第5 傷病者の搬送

第3章第6節第5 傷病者の搬送 (P115) を参照。

第7節 二次災害の防止対策

区分	項目	担 当 班
斜面、宅地等	●危険箇所の安全対策	総務班、建設班
	●広報及び避難	総務班
各種の危険物 施設	●各種危険物施設等の応急対策	消防本部、各施設保安管理者等

第1 危険箇所の安全対策

余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害、宅地災害等の危険箇所を地元在住の専門技術者(コンサルタント、県・町職員OB等)、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等の協力を得て、危険箇所についての情報を収集し、必要な措置を講ずる。

区分	対象地域・箇所	措置
危険斜面	○ 急傾斜地崩壊危険区域○ 急傾斜地崩壊危険箇所○ 地すべり危険箇所○ 土石流危険渓流	○ 立入禁止の措置○ 落石防止、降雨対策のためのシート保護
危険建物	○ 幹線道路沿道の建物○ 小中学校通学路沿道の 建物	○ 立入禁止の措置 (建物の高さの1/2の範囲内)○ 沿道通行禁止措置の実施○ 幹線道路沿道の倒壊危険建物の取り壊し (所有者の同意を得、町が行う)
ブロック 塀等		○ 倒壊、落下危険の標識設置○ 通学路沿道のブロック塀等の取り壊し (所有者の同意を得、町が行う)

注)被災建物の応急危険度判定は、本章 第13節 第1、第2 (P210~211)を参照。

第2 広報及び避難

二次災害の危険箇所については町民に対し広報活動を行い、必要に応じ避難の勧告、指示、誘導等の措置を講ずる。

第3 各種危険物施設等の応急対策

第3章第7節第7 各種危険物施設等の応急対策 (P122) を参照。

第8節 医療・救護活動

区 分	項目	担 当 班
応急医療	●医師会等医療関係機関への出 動要請及び連絡	救護衛生班
	●救護所の設置	救護衛生班
	●救護所での医療救護活動	救護衛生班、医療救護チーム
	●後方医療施設の確保	救護衛生班
	●後方医療施設への搬送	救護衛生班、消防本部、警察署、自衛隊
	●医薬品・資器材の確保	救護衛生班
保健医療	●心のケア対策	救護衛生班

第1 医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡

第3章第8節第1 医師会等医療関係機関への出動要請及び連絡 (P124) を参照。

第2 救護所の設置

第3章第8節第2 救護所の設置 (P125) を参照。

|第3 救護所での医療救護活動

第3章第8節第3 救護所での医療救護活動 (P125) を参照。

第4 後方医療施設の確保

第3章第8節第4 後方医療施設の確保 (P126) を参照。

第5 後方医療施設への搬送

第3章第8節第5 後方医療施設への搬送 (P126) を参照。

第6 医薬品・資器材の確保

第3章第8節第6 医薬品・資器材の確保 (P127) を参照。

第7 心のケア対策

第3章第8節第7 心のケア対策 (P128) を参照。

第9節 交通対策 聚急輸送

区分	項目	担 当 班
交通対策	●交通規制の内容	関係機関
	●交通情報の収集と道路規制	建設班
	●緊急輸送路の確保	建設班
輸送対策	●緊急通行車両の確認	総務班
	●緊急輸送	援護班、救護衛生班、産業班
	●車両等の確保、配分	総務班
	●物資集配拠点の設置	産業班
	●臨時ヘリポートの設置	建設班

第1 交通規制の内容

第3章第9節第1 交通規制の内容 (P129) を参照。

第2 交通情報の収集と道路規制

第3章第9節第2 交通情報の収集と道路規制 (P131) を参照。

第3 緊急輸送路の確保

第3章第9節第3 緊急輸送路の確保 (P131) を参照。

第4 緊急通行車両の確認

第3章第9節第4 緊急通行車両の確認 (P132) を参照。

第5 緊急輸送

第3章第9節第5 緊急輸送 (P132) を参照。

第6 車両等の確保、配分

第3章第9節第6 車両等の確保、配分 (P133) を参照。

第7 物資集配拠点の設置

第3章第9節第7 物資集配拠点の設置 (P134) を参照。

第8 臨時ヘリポートの設置

第3章第9節第8 臨時ヘリポートの設置 (P134) を参照。

第10節 避難対策

区分	項目	担 当 班
避難活動	●避難の指示等	総務班、警察署、自衛隊等
	●警戒区域の設定	総務班、消防本部、警察署、自衛隊
	●避難誘導	消防本部、消防団、警察署
避難所の開設	●避難所の開設	教育班
避難所の運営	●避難所の運営	教育班
	●避難者への配慮	援護班、救護衛生班、教育班

第1 避難の指示等

第3章第10節第1 避難の指示等 (P135) を参照。

第2 警戒区域の設定

第3章第10節第2 警戒区域の設定 (P140) を参照。

第3 避難誘導

第3章第10節第3 避難誘導(P141)を参照。

第4 避難所の開設

第3章第10節第4 避難所の開設 (P142) を参照。

第5 避難所の運営

第3章第10節第5 避難所の運営 (P143) を参照。

第6 避難者への配慮

第3章第10節第6 避難者への配慮(P145)を参照。

第 11 節 要配慮者対策

区	分	項目	担 当 班
要配慮 対応	者への	●要配慮者の安全確保と安否確認	援護班、救護衛生班
X) 1/C		●避難所への応急支援	援護班、救護衛生班
		●福祉避難所等の確保と移送	援護班、救護衛生班
		●各種支援措置	援護班、救護衛生班
		●福祉仮設住宅の供給	建設班
		●福祉仮設住宅等での支援措置	援護班、救護衛生班

第1 要配慮者の安全確保と安否確認

第3章第11節第1 要配慮者の安全確保と安否確認 (P148) を参照。

第2 避難所への応急支援

第3章第11節第2 避難所への応急支援(P149)を参照。

第3 福祉避難所等の確保と移送

第3章第11節第3 福祉避難所等の確保と移送 (P149) を参照。

第4 各種支援措置

第3章第11節第4 各種支援措置 (P150) を参照。

第5 福祉仮設住宅の供給

第3章第11節第5 福祉仮設住宅の供給(P150)を参照。

第6 福祉仮設住宅等での支援措置

第3章第11節第6 福祉仮設住宅等での支援措置 (P151) を参照。

第 12 節 生活救援活動

区分	項目	担 当 班
飲料水、生活	●需要調査と給水計画	水道班
用水の供給	●給水活動の実施	水道班
需要把握	●食料、生活物資の需要把握	総務班
食料の供給	●食料の確保	産業班
	●食料の供給	産業班
	●炊き出しの実施、支援	産業班、教育班
生活物資の供	●生活物資の確保	産業班
給	●生活物資の供給	産業班
救援物資等の 受け入れ	●物資の受け入れ	産業班

第1 需要調査と給水計画

第3章第12節第1 需要調査と給水計画(P152)を参照。

第2 給水活動の実施

第3章第12節第2 給水活動の実施 (P153) を参照。

第3 食料、生活物資の需要把握

第3章第12節第3 食料、生活物資の需要把握(P154)を参照。

第4 食料の確保

第3章第12節第4 食料の確保 (P155) を参照。

第5 食料の供給

第3章第12節第5 食料の供給 (P156) を参照。

第6 炊き出しの実施、支援

第3章第12節第6 炊き出しの実施、支援(P156)を参照。

第7 生活物資の確保

第3章第12節第7 生活物資の確保 (P156) を参照。

第8 生活物資の供給

第3章第12節第8 生活物資の供給 (P158) を参照。

第9 物資の受け入れ

第3章第12節第9 物資の受け入れ (P158) を参照。

第13節 住宅対策

区分	項目	担 当 班
応急危険度判	●応急危険度判定士の確保	建設班
定の実施	●応急危険度判定の実施	建設班、応急危険度判定士
応急仮設住宅	●応急仮設住宅の需要把握	総務班
の設置	●応急仮設住宅の用地確保	建設班
	●応急仮設住宅の建設	建設班
	●応急仮設住宅の入居者選定	援護班
被災住宅の応 急修理	●被災住宅の応急修理	建設班

第1 応急危険度判定士の確保

町は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行うものとする。

1 応急危険度判定士の確保

被災建物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

- 町内建築関係団体へ派遣を要請する。
- 県、他市町村へ派遣を要請する。
- ボランティアの募集のための広報を行う。

2 窓口の設置

危険度判定の実施窓口を設置し、多数の応急危険度判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立する。

- 受け入れ判定士の名簿づくり
- 担当区域の配分
- 判定基準の資料の準備
- 立入禁止などを表示する用紙の準備
- 判定統一のための打ち合わせの実施

第2 応急危険度判定の実施

1 判定作業の概要

応急危険度判定の作業概要は、次のとおりである。

- 判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」((財)日本建築 防災協会)に従い行う。
- 判定の結果は3段階で、3色の判定ステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、 緑「調査済」)に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。
- 判定の内容は、次のとおりである。

□危 険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、
(赤)	使用及び立ち入りができない。
□要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより
(黄)	立ち入りが可能である。
□調査済 (緑)	建築物の損傷が少ない場合である。

2 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物は、立ち入り禁止の措置を促す。

第3 応急仮設住宅の需要把握

第3章第13節第1 応急仮設住宅の需要把握 (P159) を参照。

|第4 応急仮設住宅の用地確保

第3章第13節第2 応急仮設住宅の用地確保 (P159) を参照。

|第5 応急仮設住宅の建設|

第3章第13節第3 応急仮設住宅の建設(P160)を参照。

第6 応急仮設住宅の入居者選定

第3章第13節第4 応急仮設住宅の入居者選定(P160)を参照。

第7 被災住宅の応急修理

第3章第13節第5 被災住宅の応急修理(P161)を参照。

第 14 節 衛生·清掃対策

区分	項目	担 当 班
健康・衛生・	●被災者の健康と衛生管理	救護衛生班、保健福祉環境事務所
防疫対策	●被災地での防疫活動	救護衛生班、保健福祉環境事務所
し尿対策	●仮設トイレの設置	救護衛生班
	●し尿の処理	救護衛生班、ふくおか県央環境広域施設組合
清掃対策	●生活ごみの処理	救護衛生班、ふくおか県央環境広域施設組合
災害廃棄物対策	●災害廃棄物の処理	建設班
障害物の除去	●各種障害物の除去	建設班
動物対策	●動物の保護、収容	救護衛生班

第1 被災者の健康と衛生管理

第3章第14節第1 被災者の健康と衛生管理 (P162) を参照。

第2 被災地での防疫活動

第3章第14節第2 被災地での防疫活動 (P163) を参照。

第3 仮設トイレの設置

第3章第14節第3 仮設トイレの設置 (P164) を参照。

第4 し尿の処理

第3章第14節第4 し尿の処理 (P164) を参照。

第5 生活ごみの処理

第3章第14節第5 生活ごみの処理 (P165) を参照。

第6 災害廃棄物の処理

第3章第14節第6 災害廃棄物の処理 (P166) を参照。

第7 各種障害物の除去

第3章第14節第7 各種障害物の除去 (P167) を参照。

第8 動物の保護、収容

第3章第14節第8 動物の保護、収容 (P167) を参照。

第15節 遺体の処理・埋葬

区分	項目	担 当 班
遺体の捜索・	●遺体の捜索	消防本部、消防団、警察署等
型	●納棺用品等の確保	救護衛生班
	●遺体の検案、処理	救護衛生班、医療救護チーム
遺体の安置・ 埋葬	●遺体の安置	救護衛生班
<u></u>	●遺体の埋葬	救護衛生班

第1 遺体の捜索

第3章第15節第1 遺体の捜索 (P168) を参照。

第2 納棺用品等の確保

第3章第15節第2 納棺用品等の確保 (P168) を参照。

第3 遺体の検案、処理

第3章第15節第3 遺体の検案、処理 (P169) を参照。

第4 遺体の安置

第3章第15節第4 遺体の安置 (P169) を参照。

第5 遺体の埋葬

第3章第15節第5 遺体の埋葬 (P169) を参照。

第16節 公共施設等の応急対策

区 分	項目	担 当 班
水道	●水道の応急・復旧対策	水道班
電気・電話	●電気・電話の応急・復旧対策	九州電力、NTT西日本
道路・橋梁	●道路・橋梁の応急・復旧 対策	建設班、関係機関
河川・がけ地	●河川・がけ地等の応急・復旧 対策	建設班、関係機関
鉄道	●鉄道の応急・復旧対策	JR九州
その他の公共施設	●その他の公共施設の応急・復 旧対策	各施設管理者

第1 水道の応急・復旧対策

第3章第16節第1 水道の応急・復旧対策 (P173) を参照。

第2 電気・電話の応急・復旧対策

第3章第16節第2 電気・電話の応急・復旧対策 (P174) を参照。

第3 道路・橋梁の応急・復旧対策

第3章第16節第3 道路・橋梁の応急・復旧対策 (P175) を参照。

第4 河川・がけ地等の応急・復旧対策

第3章第16節第4 河川・がけ地等の応急・復旧対策 (P176) を参照。

第5 鉄道の応急・復旧対策

第3章第16節第5 鉄道の応急・復旧対策 (P176) を参照。

第6 その他の公共施設の応急・復旧対策

第3章第16節第6 その他の公共施設の応急・復旧対策 (P177) を参照。

第17節 文教対策

区 分	項目	担 当 班
学校の対応	●児童、生徒の安全確保	学校長
	●児童、生徒等の安否確認	教育班
	●避難所への協力支援	学校長
	●応急教育の実施	教育班、学校長
幼稚園の対応	●園児の安全確保	園長
	●園児等の安否確認	教育班、園長
	●応急教育の実施	教育班、園長
保育所(園) の対応	●園児の安全確保	所(園)長
ال الم الم	●園児等の安否確認	救護衛生班、所(園)長
	●応急保育の実施	救護衛生班、所(園)長
文化財の保護	●文化財の保護	教育班

第1 児童、生徒の安全確保

第3章第17節第1 児童、生徒の安全確保 (P178) を参照。

第2 児童、生徒等の安否確認

第3章第17節第2 児童、生徒等の安否確認 (P179) を参照。

第3 避難所への協力支援

第3章第17節第3 避難所への協力支援(P179)を参照。

第4 応急教育の実施

第3章第17節第4 応急教育の実施 (P180) を参照。

第5 園児の安全確保

第3章第17節第5 園児の安全確保 (P181) を参照。

第6 園児等の安否確認

第3章第17節第6 園児等の安否確認 (P182) を参照。

第7 応急教育の実施

第3章第17節第7 応急教育の実施(P182)を参照。

第8 園児の安全確保

第3章第17節第8 園児の安全確保 (P182) を参照。

第9 園児等の安否確認

第3章第17節第9 園児等の安否確認 (P182) を参照。

第 10 応急保育の実施

第3章第17節第10 応急保育の実施(P183)を参照。

第 11 文化財の保護

第3章第17節第11 文化財の保護 (P183) を参照。

第 18 節 災害警備活動

区分	項目	担 当 班
災害警備	●警備体制の確立	警察署
防犯活動への 協力 ●防犯活動への協力		消防団、防犯協会

第1 警備体制の確立

第3章第18節第1 警備体制の確立 (P184) を参照。

第2 防犯活動への協力

第3章第18節第2 防犯活動への協力 (P184) を参照。

第5章 災害復旧復興計画

第1節 町民生活の安定のための緊急措置

第2節 災害復旧事業 第3節 災害復興事業

第1節 町民生活の安定のための緊急措置

この節の対策	担当
●り災証明の発行	総務班、建設班
●義援金の受け入れ、配分	経理班
●災害弔慰金等の支給	援護班
●その他の被災者生活確保 の措置	関係各班、関係機関
●農林業関係対策	産業班
●中小企業関係対策	産業班

第1 り災証明の発行

町は災害弔慰金、災害障害見舞金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交付するものとする。

1 発行の手続

被災者のり災証明書の発行申請に対し、り災台帳で確認のうえ、り災証明書を発行する。り災 台帳で確認できないが、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、り災証明書を発 行する。

被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行する。

※資料編参照 【14-1り災届出兼証明願】

※資料編参照 【14-2り災証明書】

※資料編参照 【14-3被害届出兼証明書】

2 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住	家	①全壊(全焼)	②半壊(半焼)	③一部損壊
		④床上浸水	⑤床下浸水	
人		①死亡 ②行方不	明 ③負傷	

3 その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

また、火災に関するり災証明は、消防本部が発行する。

第2 義援金の受け入れ、配分

1 義援金の受け入れ

義援金の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

※資料編参照 【14-4義援金品受領書】

2 義援金の保管

義援金を被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受け払い簿を作成し管理・保管する。

3 義援金の配分

義援金の配分に関しては、配分委員会を設けて配分比率、配分方法を決定し、被災者に対し適 正かつ円滑に配分する。

第3 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条の規定に基づく町条例により 災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づく町条例により災害障害見舞金を支給する。

【災害弔慰金等一覧】

		【火音:17	慰金等一覧		
災害弔	対象 災害	●1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ●都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 自然 ●都道府県内において、住居が5世帯以上減失した市町村の数が3以上ある災害 災害教助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害			
慰金	支給額	① 生計維持者② その他の者	500万円 250万円		
312	遺 族	の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母		
,,,	対象災害	●1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 自然 ●都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 災害 ●都道府県内において、住居が5世帯以上減失した市町村の数が3以上ある災害 ●災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害			
災害	支給額	 生計維持者 その他の者 	250万円 125万円		
障害見舞金	障害の 程度	① 両目が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの			

(3) 災害見舞金

桂川町災害見舞金支給要綱に基づき、災害見舞金を支給する。

(4) 日赤による災害救援金(品)の支給

日赤県支部は、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対し、災害救援金(品)の配布を行う。

※資料編参照 【6-3桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例】

※資料編参照 【6-4桂川町災害見舞金支給要綱】

2 援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中で、災害を受けた低所得世帯に貸付を行う制度である。なお、町条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(2) 住宅復興資金

住宅金融公庫が住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)に基づき行う被災者向け低利融資制度で、災害により住宅に被害を受けた場合に、融資を県と協力・連携し迅速かつ円滑に行う。

3 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により被災者した町民に対し支給する支援金の申請を受け付け、とりまとめて県に報告する。

第4 その他の被災者生活確保の措置

1 その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機関名	生活確保の取り扱い
県	(1) 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料 の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。 ① 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付 することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限 り、納期限を延長する。 ② 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業 主に対する制度の周知を要請するものとする。
国 (公共 職業安定 所)	(1) 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書 により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。 (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受ける ことができない雇用保険の被保険者(日雇労働保険者は除く)に対して、 失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。 (3) 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部を助成でき るよう厚生労働省へ要請する。 ① 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ② 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ③ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵便株式会社	 (1)被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 (2)被災者の差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4)被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 (5)郵便貯金関係 取り扱い局、取り扱い期間、取り扱い業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。 (6)簡易保険・郵便年金関係 取り扱い局、取り扱い期間、取り扱い業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。

機関名	生活確保の取り扱い
日 本 放送協会	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。
N T T	(1) 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免(避難指示等の日から同解除の日まで)
西日本	(2) 災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転工事費の免除
九 州	電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく、電気供給等に係る特別措置の適用については、災害の状況をみて電気事業者が通商産業大臣に申請し、
電 力	認可を得るものとする。

2 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 町税

①納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付もしくは納入 することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

②徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)

③減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について次により減免を行う。

税	Ħ		減免の内容
個 人 の (個人の県)	町 民 程 民税を含む)		被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定質	至 産 を	锐	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健恳	康保険	脱	#W】よ姉母若数老の小河とせいマルタナケニ
軽自重	助 車 和	锐	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土均	也保有	脱	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

(2) **国税·**県税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免等の措置を災害の状況により実施する。

3 職業のあっせん

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開 設、又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等の活用

第5 農林業関係対策

県、農業協同組合等の協力により、被災した農林業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

- 天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に 基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林業者に必要な資金融資(農 業協同組合、金融機関)
- 農林業金融公庫による復旧資金融資(農業協同組合、金融機関)
- 自作農維持資金融通法(昭和30年法律第165号)に基づく資金融資(農林業金融公庫による)

第6 中小企業関係対策

県、商工会等の協力により、被災した中小企業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

- 政府系金融機関及び県保証協会、一般金融機関の融資並びに中小企業近代化 資金等の貸付
- 信用保証協会による融資の保証

第2節 災害復旧事業

この節の対策	担	当
●激甚法による災害復旧事業	経理班、関係各班	
●その他の法律による災害復旧事業	経理班、関係各班	

第1 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生した場合には、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)(以下「激甚法」という。)が制定されている。激甚災害に指定された場合は、この法に基づいて、復旧事業を行う。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等	
公共土木施設災害復 旧事業等に関する特 別の財政援助	 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 身体障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 越れ排除事業 ○ 進水排除事業 	
農林水産業に関する特別の助成	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫 措置の特例 森林災害復旧事業に対する補助 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	

助成区分	財政援助を受ける事業等
中小企業に関する特別の助成	○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例○ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	 ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 ○ 母子福祉法による国の貸し付けの特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2 その他の法律による災害復旧事業

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う場合の事業等及び根拠法令は、次に示すとおりである。

■その他の法律等による財政援助等

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国 庫負担法(昭和26年法律第97号)	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)、 公営住宅法(昭和26年法律第 193号)	公立学校施設の復旧事業公営住宅及び共同施設 (児童公園、共同浴場集会所等)の復旧事業
土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律(平 成10年法律第114号)	感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(昭和45年法律第137号)	災害により特に必要となった廃棄物の処理

根拠法令	財政援助を受ける事業等
予防接種法(昭和23年法律第68 号)	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法 律(昭和25年法律第169号)	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法(昭和32年法律第177号)	水道施設の復旧事業
道路法(昭和27年法律第180号)	道路の復旧事業
河川法(昭和39年法律第167号)	河川の復旧事業
生活保護法(昭和25年法律第 144号)	生活保護施設復旧事業
児童福祉法(昭和22年法律第 164号)	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法(昭和24年法 律第283号)	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法(昭和38年法律第133号)	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法(昭和35年法 律第37号)	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法(昭和31年法律第 118号)	婦人保護施設復旧事業

第3節 災害復興事業

この節の対策	担当
●災害復興事業の推進	総務班、経理班、関係各班

第1 災害復興事業の推進

1 復興体制

大規模な災害が発生した場合は、町長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、「災害復興 基本計画」を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業については、復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や町民生活の再建など、町民生活すべてにわたる分野を対象とする。

2 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興については、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期 把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好で安全なまちなみの 形成を図る。

資 料 編

資料編:目 次

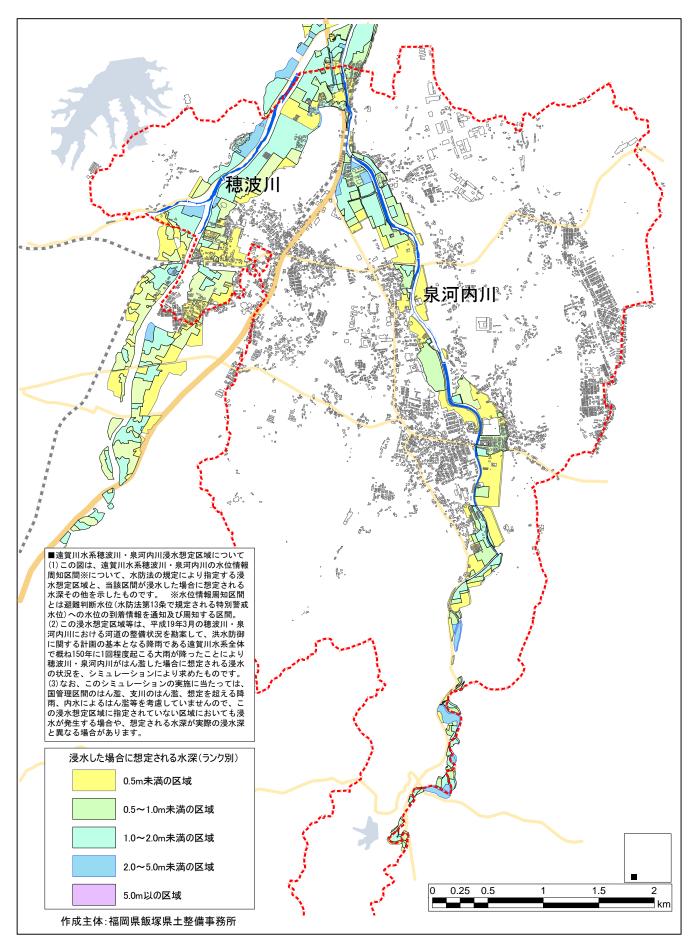
■ 防災アセスメント調査等

1	調査結		
	1 - 1		
	1 - 2		
	1 - 3		
	1 - 4	地震による建物被害想定図—————	4
. B	町の防災	炎関連現況資料	
2	連絡先		
	2 - 1	災害時の連絡先一覧	5
3	危険箇	前所	
		 - 重要水防箇所一覧	10
	3 - 2	災害危険河川区域一覧————————————————————————————————————	11
	3 - 3	砂防指定地指定箇所一覧——————	12
	3 - 4		
	3 - 5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧——————	
	3 - 6	地すべり危険箇所一覧	
	3 - 7	地すべり防止区域指定一覧————	
	3 - 8	山腹崩壊危険地区一覧————————————————————————————————————	
	3 - 9	崩壊土砂流出危険地区一覧————————————————————————————————————	
	3 - 10	土砂災害警戒区域(土石流)————————————————————————————————————	
	3 - 11	土砂災害警戒区域(地すべり)	
	3 - 12	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) ——————	21
4	設備、		
		町有車両一覧——————————	
		臨時ヘリポート一覧―――――	
		避難所一覧————————————————————————————————————	
	4 - 4	福祉避難所一覧————————————————————————————————————	27
	力宁 5	a) 担	
■ [;	加化、79	列規、基準等	
5	応援協	• • •	
		福岡県消防相互応援協定書————————————————————————————————————	
		福岡県広域航空消防応援実施要綱————————————————————————————————————	
	5 – 3	二市八町消防相互応援協定————————————————————————————————————	34
6		の例規、基準等	
		桂川町防災会議条例————————————————————————————————————	
		桂川町災害対策本部条例————————————————————————————————————	
		桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例―――――	
	h-4	桂川町災害見舞会支給悪綱	

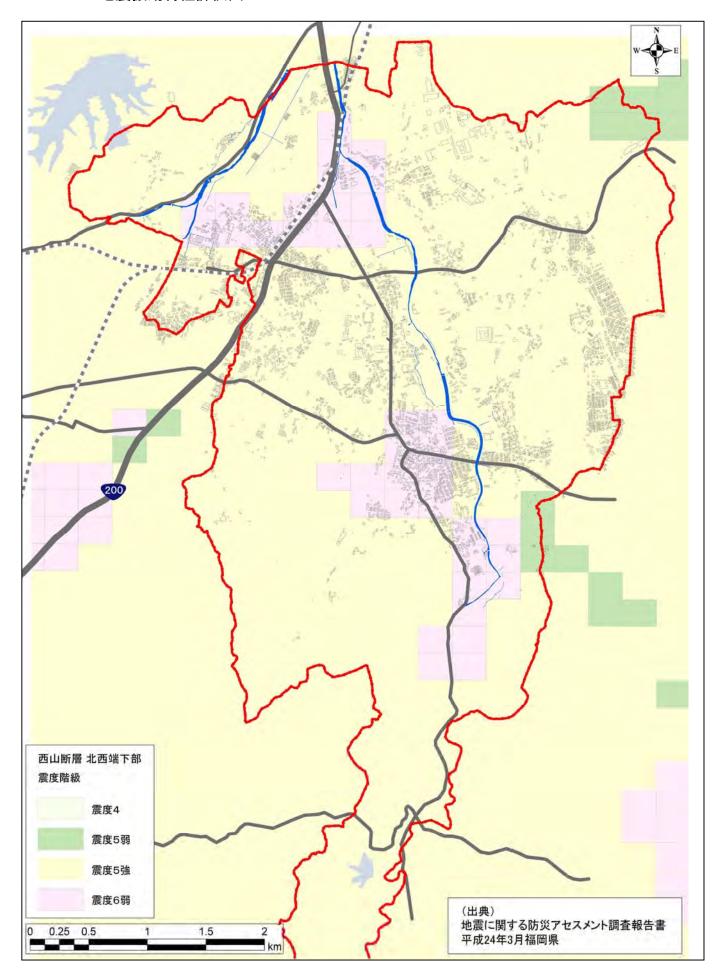
7	国、県の例規、基準等	
	7-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準	
	7-2 気象庁震度階級関連解説表——————	
	7-3 被害の判定基準	
	7-4 救助の程度、方法及び期間	50
■ 1	各種様式	
8	応急活動体制	
	8-1 参集記録票	
	8-2 参集途上の被災状況記録票	58
9	117 18 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	
	9-1 被害発生状況連絡票	
	9-2 災害箇所一覧表————————————————————————————————————	
	9-3 り災台帳—————	
	9 - 4 人的被害報告————————————————————————————————————	
	9-5 住家被害報告————————————————————————————————————	
	9-6 その他の被害報告———————————— 9-7 災害概況即報(県様式第1号)————————————————————————————————————	
	9-7 次音概况即報 (県様式第1号)	
	9-6	
10) 応援要請	
	10-1 自衛隊災害派遣要請依頼書————————————————————————————————————	
	10-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書—————	69
11	救助・医療・緊急輸送	
	11-1 要捜索者名簿————————————————————————————————————	
	11-2 救護所開設状況報告————————————————————————————————————	
	11-3 緊急通行車両確認証明書————————————————————————————————————	
	11-4 物品の受払簿(集配拠点用)	———— 7 <u>!</u>
12	·—··	
	12-1 避難者カード	
	12-2 避難者名簿————————————————————————————————————	
	12-3 避難所運営記録————————————————————————————————————	
	12-4 物品の受払簿(避難所用) ——————	79
13	3 遺体の処理・埋葬	
	13-1 遺体処理票	
	13-2 遺留品処理票————————————————————————————————————	80
14	4 町民生活の安定	
	14-1 り災届出兼証明願————	8:
	14-2 り災証明書————	
	14-3 被害届出兼証明書————————————————————————————————————	
	14-4 義援金品受領書————————————————————————————————————	
	14-5 避難行動要支援者避難支援個別計画書(記入様式)————	8

■ 防災アセスメント調査等

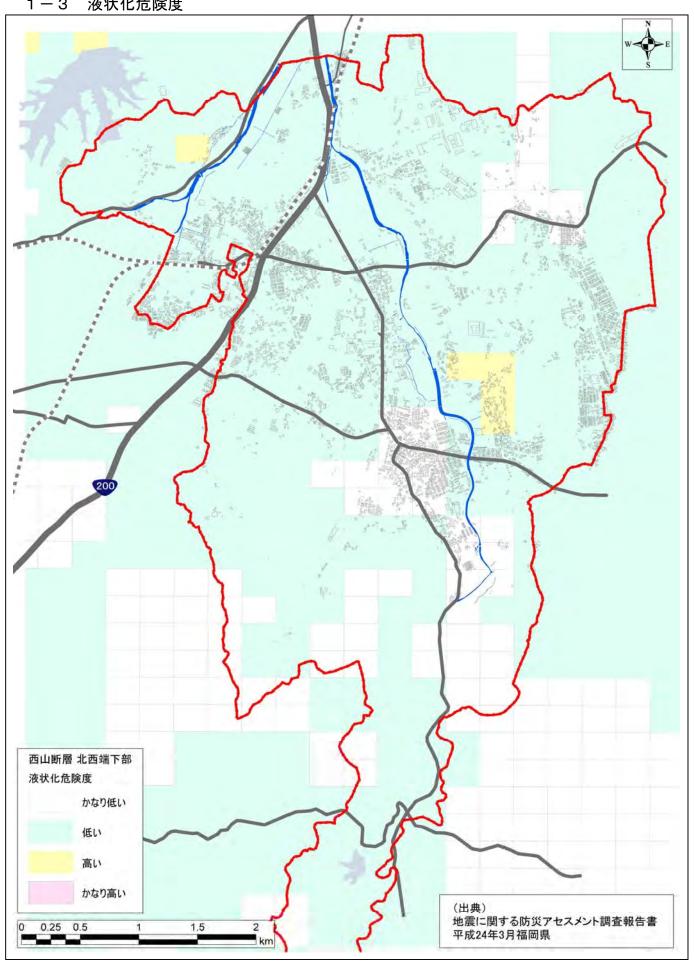
1-1 浸水想定区域図



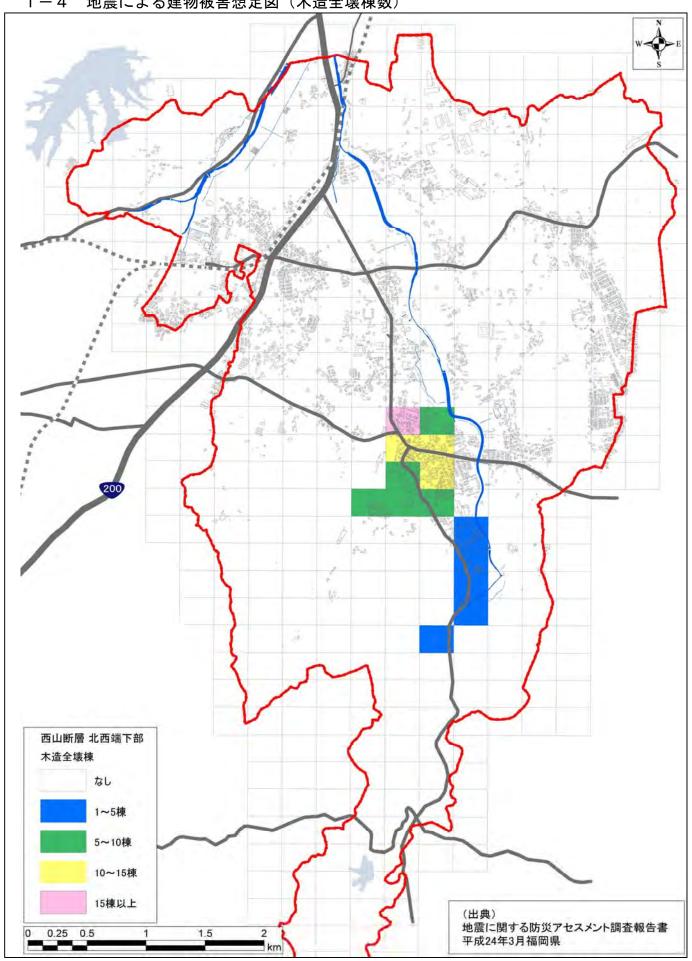
1-2 地震振動特性評価図



1-3 液状化危険度



地震による建物被害想定図(木造全壊棟数) 1 - 4



■ 町の防災関連現況資料

2-1 災害時の連絡先一覧

機関名	連絡窓口	NTT電話(0948)	NTTFAX (0948)	防災電話(78)	防災FAX (1-78)	(古代の中のと紹介) - 原在岩
桂川町役場	総務課	65–1100	65–3424	421–70	421–75	嘉穂郡桂川町大字土居424-1
桂川町住民センター	社会教育課	65–2007	65–2117			嘉穂郡桂川町大字土居424-8
桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」	健康福祉課	65-0001	65-0078			嘉穂郡桂川町大字土居361
桂川町総合体育館	社会体育係	65–5145	65–5578			嘉穂郡桂川町大字吉隈429-26
消防団						
桂川町消防団	総務課内	65–1100	65-3424	421–70	421–75	嘉穂郡桂川町大字土居424-1
消防本部						
飯塚地区消防本部·飯塚消防署		22–7600	24–5670	0/-899	92–12	飯塚市菰田52-1
桂川分署		65-0321	65-4307			嘉穂郡桂川町大字九郎丸611-1
片島分署		23–2211	22-3385			飯塚市片島3-16-8
嘉麻分署		57-0399	57-0700			嘉麻市大隈町250-13
岩崎出張所		42-0655	43-3570			嘉麻市岩崎651
庄内元吉出張所		82-4114	82-4116			飯塚市圧内元吉179-1
山田出張所		52-1285	52-0513			嘉麻市上山田1200-1
その他の主な消防本部						
北九州市消防局	警防部警防課	093-582-3817	093-592-6898	100-111~114	100-115	北九州市小倉北区大手町3-9
福岡市消防局	警防部警防課	092-725-6551	092-725-6606	130-71	130–75	福岡市中央区舞鶴3-9-7
直方市消防本部	警防課	0949-25-2303	0949-25-2308	0/-199	667-75	直方市新町2-5-10
田川地区消防本部	警防課	0947-44-6225	0947-46-1404	0/-699	669–75	田川市川宮1570
直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	警防課	0949-32-1132	0949-32-9425	02-029	670–75	宮若市宮田16-1
福岡県						
総務部消防防災指導課		092-651-1111	092-643-3117	700-7022	700-7390~7393	福岡市博多区東公園7-7
	課長	092-643-3110		700-7020		"
	防災指導係	092-643-3113		700-7022		"
	消防係	092-643-3111		700-7023		11
	統制室	092-643-3116		700-7026		"
	災害対策本部室	092-643-3111	092-643-3990	700-7500~7504		"
防災企画課	防災企画係	092-643-3112				"
	防災情報係	092-643-3114		700-7024~7025		"
		092-643-3101				"
総務部行政経営企画課		092-643-3027		700-7012		"
企画・地域振興部総合政策課		092-643-3156		700-7032		"
保険医療介護部保健医療介護総務課		092-622-6394		700-7042		"
環境部環境政策課		092-643-3354		700-7052		11
新社会推進部社会活動推進課		092-643-3379		700-7092		ш
商工部商工政策課		092-643-3413		700-7062		"
農林水産部農林水産政策課		092-641-4665		700-7072		ш
福祉労働部福祉総務課		092-643-3244		700-7082		II II
県土整備部県土整備総務課		092-641-4457		700-7102		"
- 県土整備部河川課		092-643-3667		700-7103	700-7396	11
県土整備部道路維持課		092-622-5107				"
県土整備部砂防 課		092-643-3679				II II
建築都市部建築都市総務課		092-643-3704		700-7112		"

1972年 19		連絡窓口	NII 電話 (0948)	NI IFAX (0948)	防災電話(78) 700 7430	5	
1992-401-39.94 23-3806 820-501 (副所長) 190-401-39.94 23-3806 820-501 (副所長) 190-401 190-401-39.94 190-401 1	教育厅総務課 今計 日 수 計 調		092-043-385/		/00-/132		"
21-4002 22-4186 820-501 (副所長) 1-4002 22-4186 820-501 (副所長) 1-4002 22-4186 820-711 820-710 820-711 820	粉計局放計 		092-641-3934	1			- 1.
22-418 22-418 22-418 240-449 22-418 820-211 21-491 24-418 820-211 21-495 24-418 820-711 21-495 24-186 820-711 21-495 24-186 820-711 21-495 22-361 820-701 21-495 22-361 820-701 21-495 22-816 820-711 22-201 820-711 820-701 22-610 820-711 820-701 22-610 820-711 820-701 22-610 820-711 820-701 22-610 820-717 820-701 23-717 93-81-853 840-782 858 92-717 93-81-853 840-782 858 92-41-782 840-782 858 92-41-783 92-41-782 858 92-41-782 93-41-782 858 92-81-80 92-41-804 858 92-81-80 92-41-804 858 92-81-80 92-1	飯塚·直方県税事務所		21–4902	23–3806	820-501 (副所長)		_
24-49.1 24-0489 24-0489 26-750 26-750 27-750 27-4911 24-0186 820-711 820-750 27-4911 24-0186 820-711 820-750 27-4911 24-0186 820-711 820-750 27-4911 24-0186 820-711 820-750 27-4911 21-6280 820-711 820-751 27-6280 820-711 820-751 27-6280 820-711 820-751 27-6280 820-711 820-751 27-6280 820-711 820-751 27-6280 28-6280 28-628	筑豊労働者支援事務所		22-1149	22-4118			飯塚市新立岩8-1 (飯塚総合庁舎別館)
21-4951 24-4186 820-211 820-760 22-3861 24-1134 820-761 820	田川児童相談所		0947-42-0499	0947-42-0439			
21-4951 24-1134 820-701 820-760 820-761 820	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所		21–4911	24-0186	820–211		飯塚市新立岩8-1 (飯塚総合庁舎内)
21-4933 21-6280 820-711 820-761 21-0265 21-0265 21-0265 21-0265 21-0265 21-0265 21-0265 21-0265 21-0210 21-0265 21-0270 21-	飯塚農林事務所		21–4951	24-1134	820–701	820–760	"
整備課 22-3561 21-0065 1 42-0214 42-1376 2 42-0214 700-7202 1 52-0110 700-7202 1 51-0110 983-70 1 51-0110 983-70 1 51-0110 983-70 1 51-0110 983-70 1 52-0110 983-70 1 52-0110 983-70 1 52-0110 983-70 1 52-0110 983-70 1 52-0110 983-70 1 52-0110 983-70 1 52-0110 983-70 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7537 1 52-0110 03-5253-7530 1 52-0110 03-5253-7530 1 52-0110 03-5251-7530 1 52-0110 03-5251-7303	飯塚県土整備事務所		21–4933	25–6280	820–711	820–761	"
警備課 42-0214 42-1376 警備課 12-0110 第3高射特科群 21-0110 第3高射特科群 12-0120 原急效策室(平月昼) 092-641-4141 原急效策室(平月昼) 092-631-1020 1 02-591-1020 (2-591-1020) 983-70 (2-591-1020) 983-70 (2-591-1020) 983-70 (2-591-1020) 983-70 (2-591-1020) 983-70 (2-591-1020) 983-70 (2-591-1020) 98-70 (2-591-1020) 98-70 (2-591-1020) 98-70 (2-791-1020) 98-70 (2-791-1020) 98-70 (2-791-1020) 98-70 (2-791-1020) 98-81-50 (2-791-1031) 99-81-50 (2-791-1041) (7-73) (2-791-1041) (7-73) (2-791-1041) (7-73) (2-791-1041) (7-73) (2-791-1041) (7-73) (2-791-1041) (7-73) (2-791-1041) (7-73) (2-791-1041) (7-73) (2-791-1051) (7-73) (2-791-1062) (7-73) (2-791-1062) (7-73) (2-791-1062) (7-74-72-73) (2-791-1062	飯塚中小企業振興事務所		22–3561	21-0365			飯塚市吉原町6-12
警備課 092-641-4141 700-7202 121-0110 21-0110 12-0110 983-70 第5高射特科群 12-165 (内線590) 983-70 12-0110 12-0110 12-0110 12-165 (内線590) 983-70 12-0110 10-253-7527 840-7537 12-0110 10-253-7777 103-5253-7537 840-7782 12-0110 103-6253-7777 103-5253-7537 840-7782 12-0111 103-6253-7777 103-5253-7537 840-7782 12-0121 103-611-911 103-611-911 103-611-914 12-0121 102-11-911 103-611-914 103-611-914 12-0121 103-611-914 103-611-914 103-611-914 12-0121 103-611-914 103-611-914 103-611-914 12-0121 103-611-2316 103-611-3063 12-0121 103-611-2316 103-611-3063 13-6122 103-611-221 103-611-3063 13-6123 103-611-311 103-611-3063 13-6123 103-611-311 103-611-3063 13-6123 103-61-313 103-61-313 13-6123 103-61-313 103-91-4494 13-6123 103-61-309 14118 103-61-2099 13-6123 10	北部家畜保健衛生所		42-0214	42-1376			嘉麻市漆生587-8
24 14 14 14 14 14 14 14	警察	# # ==	77 77 0000		0000		
1-0110 1-0110	4a 当 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	警備課	092-641-4141		700-7202		福尚市博多区東公園/-/
196部 17-0110 1983-70 1983-70 1993-7	即琢警祭者 井川寺亜		21-0110				欺塚巾和の森159-76 = 註部井 昨上庁 佐4656 4
高令部 (092-591-1020) 983-70 (本意対策室(平月昼) 03-525-7527 03-525-7537 840-7782 (本意対策室(平月昼) 03-525-7527 03-525-7537 840-7782 (本意対策率 (平月昼) 03-525-7527 03-525-7537 840-7782 (本務議本本事務所 092-62-500 092-62-1504 (本務議本本事務所 092-62-100 092-81-5904 (本務議本本事務所 092-81-2100 092-81-5904 (本務議本事務所 092-82-100 092-81-2100 (本務課 092-62-1221 092-81-2316 (本務課 092-62-1221 092-412-2316 (本務議 092-67-11-2886 981-70 (本経安助政策 092-67-11-2886 981-70 (本経務課 092-41-4831 092-413-4335 (本務議 092-41-4831 092-413-4336 (本務議 092-41-4830 092-413-434 (本務議 100-41-4861 092-413-434 (本務議 100-41-4861 094-22-1830 (本務 100-41-4861) 094-22-1830 (本報 11年) 098-51-4399	在川父衛力機路		21-0110				
第78m 1000	日闱隊 陆上占条陇笠/1年田	一三个却	000 - 501 - 1000		000 70		素口末十和肝6-10
応急対策室 (平日昼) (03-525-7527) (03-5253-7537) (03-5253-7537) (03-5253-7737) (03-5253-7737) (03-5253-7737) (03-5253-7537) (03-5253-7737) (03-5253-7537) (03-6753-7737) (03-6753-7	在十二年多名4000000000000000000000000000000000000	以			0/ 006		中口 1.7人口 1.
応急対策室 (平日昼) 03-5253-7527 03-5253-753 840-7627 840-7537 広域調整第2課 03-622-5000 03-5253-7553 840-7782 840-7789 総務課 092-622-5000 092-81-781 840-7782 840-7789 総務課 092-622-5000 092-81-821 840-7789 無極課 092-81-201 092-81-5904 840-7789 無極職 092-81-201 092-81-5904 840-778 農政権運課 092-81-821 092-81-503 管理課 092-81-821 092-81-821 管理課 092-82-800-697 092-472-2316 本の課 092-41-204 092-472-335 本の課 092-41-204 092-473-4335 本の調 092-41-4861 092-473-0736 成場等 092-41-4861 092-473-0736 成場等 092-41-4861 092-473-0736 所 動車監禁 092-41-4861 092-473-0736 所 動車機構出張所 22-471 093-951-4494 所 数量維持出張所 092-414-2601 財 092-414-2601 093-951-4494 所 数量維持出張所 092-414-2601 財 092-414-2601 093-951-4494 財 092-414-2601	性工口用多数多点飞机。	対50 5 31 14 44	_				以次117年四202
	当人に欠る方	(出口出) 化进口性	03_5953_7597	02_5052_7537	840_7E27	Q40_7527	古古
広域調整第2課	נונשואי		03-525-7377	03-525-7557	840-7782	840-7780	米が削すして巨が実」して
広域調整第2課 092-622-5000 総務課 092-701-115 農産務課 092-701-1115 無務課 092-81-5004 労糧務 092-81-5004 免債務本事務所 72-012 飲養課 092-843-2100 092-851-5904 飲養財業 092-843-2100 092-851-5904 飲養財業 092-843-507 (FAX兼用) 農政権連議 092-823-5607 092-472-3316 の92-81-195 092-472-3316 092-473-433 企場のの9-47-40204 092-473-433 092-473-0736 企場のの9-47-40204 092-473-0736 092-473-0736 所 額该出張所 22-3202 22-3202 が原生職 092-471-6531 092-473-0736 092-473-0736 所 動産建株持出張所 22-1410 093-951-4494 所 放産出張所 22-1410 093-951-4494 所 放産出籍持出議所 092-474-2509	指它地方行政機單	# = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	00 050 00	000 1 0000	7077 040	807.040	
総務課 092-411-7281 総務課 092-77-1115 機務課 096-211-9111 (096-211-9111 (17-0142) (17-0142) (17-0142) (18-00-281-8261) (18-00-281-8261) (18-00-281-8261) (18-00-281-8261) (18-00-281-8261) (18-00-281-8261) (18-00-281-8261) (18-00-281-8261) (18-00-281-8261) (18-00-621-3063) (18-00-621-1956) (19-621-1962) (192-621-3063) (18-00-621-1956) (192-621-221) (192-621-3063) (18-00-621-1956) (192-621-3204) (192-771-2886) (198-771-2886) (18-00-621-1957) (193-411-6331) (193-411-6331) (193-411-6331) (193-411-6331) (193-411-6331) (193-621-2859) (193-414-11-6331) (193-621-4869) (19	九州管区警察局	広域調整第2課	092-622-5000				福岡市博多区東公園7-7 (県警察本部内)
総務課 092-707-1115 農産群 096-211-9111 労種森林事務所 02-83-2100 自20-83-2100 092-851-5904 農政権運業 090-281-8261 総務課 092-482-5405~5409 中国課 092-482-5405~5409 中国課 092-673-1195 092-673-1195 092-671-2216 中国報 092-673-1227 092-673-1227 092-671-2886 財産工業 092-471-2886 88務課 092-471-4861 092-411-4861 092-473-0736 成場対議 092-411-4861 093-951-4494 所 額書維持出張所 22-1410 22-3202 成報課 093-951-4434 体制課 092-474-2501 は報請 092-474-2501	福岡財務支局	総務課					
議庭課業 096-211-9111 (1)	九州厚生局	総務課	092-707-1115				福岡市博多区博多駅前3-2-8
 ・	九州農政局	農産課	096-211-9111				熊本市西区春日2-10-1
気種森林事務所 72-0142 (FAX兼用) 農政権進課 090-281-8261 (FAX兼用) 農政権進課 090-482-5405~5409 (Page 2472-2316) 管理課 092-482-5923~5921 092-472-2316 空港保安防災課 092-673-1192 092-671-3063 陸上課 092-671-1221 092-671-3063 藤上課 092-474-0204 093-473-4335 藤上課 092-715-3600 092-771-286 藤大課 092-471-6331 092-473-0736 藤塚野蘭基準監督署 22-3200 22-3202 京 1049-22-1830 0949-22-2859 京 1049-22-1830 0949-22-2859 京 1049-22-1830 093-951-4494 京 1048 1049-22-2859 京 1048 1049-22-2859 京 1048 1049-22-2859 京 1048 1049-22-2859 京 1049 1049-22-349 京 1049 <td< th=""><th>九州森林管理局福岡森林管理署</th><th></th><th>092-843-2100</th><th>092-851-5904</th><th></th><th></th><th>福岡市早良区百道1-16-29</th></td<>	九州森林管理局福岡森林管理署		092-843-2100	092-851-5904			福岡市早良区百道1-16-29
農政権進課 090-281-8261 総務課 092-482-5405-5409 自理課 092-482-5923-5921 空港保安防災課 092-673-1195 092-673-3063 序D課 092-673-1305 092-671-221 PD課 092-671-2221 092-671-3063 房上課 092-775-3600 092-771-2886 企画部防災課 092-775-3600 092-771-2886 旅務課 092-471-6331 092-473-0736 原塚岩衛星本監督署 22-3200 22-3202 バハローワーク飯塚 22-6710 22-3202 所 前査課 0949-22-1830 0949-22-2859 所 放患椎持出張所 22-14331 093-951-4494 成本観珠 092-474-2501 1093-951-4494 体制駅 080-7580-2099 1093-951-4494		筑穗森林事務所	72-0142	(FAX兼用)			飯塚市長尾1221-2
総務課 092-482-5405~5409 管理課 092-482-5405~597 空港保安防災課 092-673-1195 092-472-2316 予防課 092-671-2221 092-621-3063 虚画部防災課 092-771-2886 981-70 企画部防災課 092-771-2886 981-70 施塚労職 092-771-6331 092-473-0736 原塚労働基準監督署 22-3200 22-3202 パローワーク飯塚 22-3200 22-3202 所 1調査課 094-22-1830 0949-22-2859 所 6049-22-1830 0949-22-1830 0949-22-2859 所 4049-22-1830 093-951-4494 成本提持出張所 22-1410 大石和課 092-474-2501	福岡農政事務所	農政推進課	090-281-8261				福岡市中央区赤坂1-8-8
管理課 092-482-5923~5927 空港保安防災課 092-673-1195 092-472-2316 空港保安防災課 092-673-1195 092-472-2316 PD 092-673-1195 092-472-3316 PD 093-474-0204 093-473-4735 PD 092-717-2886 981-70 PD 092-471-6331 092-473-0736 PD 092-471-4861 092-473-0736 PD 092-471-4861 092-473-0736 PD 092-471-4861 094-22-2859 PD 094-22-1830 0949-22-2859 PD 093-951-4494 093-951-4494 PD 093-951-4331 093-951-4494 PD 093-951-4318 093-951-4494 PD 093-951-4494 093-474-2501	九州経済産業局	総務課	092-482-5405~5409				福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎本館6-7F)
空港保安防災課 092-673-1195 092-472-2316 予防課 092-621-2221 092-621-3063 PD課 093-474-0204 093-473-4335 PD課 092-621-2221 092-621-3063 PD 093-474-0204 092-771-2886 981-70 PD 092-725-3600 092-771-2886 981-70 PD 092-471-6331 092-471-6331 092-473-0736 PD 092-471-4861 092-473-0736 092-473-0736 PD 1002-471-4861 094-22-2859 094-22-2859 PD 0949-22-1830 0949-22-2859 094-22-1830 PD 093-951-4434 093-951-4494 093-951-4494 PD 093-951-4331 093-951-4494 093-951-4494 PD 092-474-2501 092-474-2501 093-951-4494	九州産業保安監督部	管理課	092-482-5923~5927				福岡市博多区博多駅東2-11-1(福岡合同庁舎本館8F)
空港保安防災課092-621-2221092-621-3063(202-621-3063)予防課093-474-0204093-473-4335(202-771-2886)981-70摩上課092-771-2886981-70(202-771-2886)981-70企画部防災課092-471-6331(202-471-6331)(202-473-0736)(202-471-4861)(202-473-0736)旅務課092-471-4861092-473-0736(202-473-0736)(202-471-4861)(202-471-4861)所調査課22-320022-3202(202-471-4861)(202-471-4861)所前極(22-410)(22-1410)(22-1410)所(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)所(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)成(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)成(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410)(22-1410)財(22-1410)(22-1410) <t< th=""><th>九州運輸局福岡運輸支局</th><th></th><th>092-673-1195</th><th>092-472-2316</th><th></th><th></th><th>福岡市東区千早3-10-40</th></t<>	九州運輸局福岡運輸支局		092-673-1195	092-472-2316			福岡市東区千早3-10-40
予防課093-474-0204093-473-433581-70陸上課092-725-3600092-771-2886981-70企画部防災課096-326-785722-32022-3202意塚労働基準監督署22-320022-3202ハローワーク飯塚24-860928-7599所調査課0949-22-18300949-22-2859所競場推持出張所22-1410広報課092-474-2501093-951-4494左期駅080-7580-2099080-7580-2099	大阪航空局福岡空港事務所	空港保安防災課	092-621-2221	092-621-3063			福岡市博多区上臼井字屋繁295
予防課 092-725-3600 092-771-2886 981-70 位 上課 096-326-7857 26-7857 26-771-2886 981-70 企画部防災課 092-471-6331 22-471-6331 22-473-0736 22-473-0736 22-473-0736 原塚労働基準監督署 22-3200 22-3202 22-3202 22-3202 22-3202 22-3202 22-3202 22-3202 22-3202 22-48609 28-7599 22-6710 22-6710 22-6710 22-6710 22-6710 22-6710 22-6710 22-1410	大阪航空局北九州空港事務所		093-474-0204	093-473-4335			北九州市小倉南区空港北町6番
陸上課096-326-7857(908-326-7857)企画部防災課092-471-6331(902-473-0736)総務課092-411-4861092-473-0736原塚労働基準監督署22-320022-3202ハローワーク飯塚24-860928-7599所調査課0949-22-18300949-22-2859所飯塚出張所22-1410093-951-4494所筑豊維持出張所22-1420093-951-4494広報課092-474-2501(92-474-2501)桂川駅080-7580-2099(92-474-2501)	福岡管区気象台	予防課	092-725-3600	092-771-2886	981–70		福岡市中央区大濠1-2-36
企画部防災課 092-471-6331 総務課 092-471-4861 092-473-0736 総務課 092-411-4861 092-473-0736 航塚労働基準監督署 22-3200 22-3202 大口一ワーク飯塚 24-8609 28-7599 大口一ワーク飯塚 22-6710 0949-22-2859 佐九州国道事務所 飯塚出張所 22-1410 大州国道事務所 放豊維持出張所 22-1410 佐和課 093-951-4434 22-7942 在和課 092-474-2501 在和課 桂川駅 080-7580-2099 1	九州総合通信局	陸上課	096-326-7857				熊本市西区春日2-10-1
総務課 092-411-4861 092-473-0736 飯塚労働基準監督署 22-3200 22-3202 小ローワーク飯塚 24-8609 28-7599 (2-6710 22-6710 (2-6710 (3-6710) (2-6710 (3-6710) (2-6710 (3-6710) (2-7410) (3-6710) (2-7410) (3-6710) (3-6711) (3-6710) (3-6712) (3-6710) (4-74-1331) (3-6714) (4-74-2501) (4-74-2501) (4-74-15) (4-74-2501) (4-74-15) (4-74-2501)	九州地方整備局	企画部防災課	092-471-6331				福岡市博多区博多駅東2-10-7
施塚労働基準監督署 22-3200 22-3202 ハローワーク飯塚 24-8609 28-7599 局遠賀川河川事務所 調査課 22-6710 局域工場所 22-1410 局北九州国道事務所 放豊維持出張所 22-1410 (株) 広報課 092-474-2501 (株) 桂川駅 080-7580-2099	福岡労働局	総務課	092-411-4861	092-473-0736			福岡市博多区博多駅東2-11-1
高達賞川河川事務所 調査課 22-6710 22-6710 局速賞川河川事務所 調査課 0949-22-1830 0949-22-2859 局北九州国道事務所 飯塚出張所 22-1410 093-951-4494 22-1430 高北九州国道事務所 放豊維持出張所 22-7942 22-7442 22-7442 (株) 広報課 092-474-2501 602-474-2501 602-474-2501		飯塚労働基準監督署	22–3200	22–3202			飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎
局遠賀川河川事務所調査課22-6710局北九州国道事務所飯塚出張所22-1410局北九州国道事務所筑豊維持出張所22-1410公3-951-431093-951-4494(株)広報課092-474-2501(株)左報課080-7580-2099			24-8609	28–7599			飯塚市芳雄町12-1
局遠賀川河川事務所調査課0949-22-18300949-22-2859局北九州国道事務所鉱塚出張所22-1410093-951-4494局北九州国道事務所筑豊維持出張所22-7942株広報課092-474-2501株住川駅080-7580-2099	飯塚税務署		22–6710				飯塚市芳雄町13-6
局北九州国道事務所 位32-1410 局北九州国道事務所 放豊維持出張所 22-1431 093-951-4494 (株) 広報課 092-474-2501 (株) 住川駅 080-7580-2099	九州地方整備局遠賀川河川事務所	調査課	0949-22-1830	0949-22-2859			直方市溝堀1-1-1
局北九州国道事務所 093-951-4331 093-951-4494 精 放豊維持出張所 22-7942 (株) 広報課 092-474-2501 推川駅 080-7580-2099		飯塚出張所	22–1410				飯塚市川島729-1
(株) (大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	九州地方整備局北九州国道事務所		093-951-4331	093-951-4494			北九州市小倉南区春ヶ丘10-10
(株) 広報課 092-474-2501 (本) 本川駅 080-7580-2099 1	北中、土城間	筑豊維持出張所	22–7942				飯塚市川津678
	相定公共(横) 土 训炸 古 说 特 一		474 0504				
080-1360-2038	九州旅各鉄追㈱	/A 等权 示 + + 1.1 ED	092-4/4-2501				個国日
		(生)川場(6607_0007_000				

西日本電信電話機 MMSTA 北小州支店整備部災害対 (大学・スペンリューションズ(株) 本ットワーク事業部災害対 (株) 本ットワーク事業部災害対 (株) 本級行 日本銀行 日本銀行 日本放送協会 日本放送協会 日本放送協会 日本通運株 日本通運株 日本通運株 日本通運株 (新世子・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	那災害対策室 五 部災害対策室	093-513-9615 26-2700	23-4974	劉久 七郎 (10)		北九州市小倉北区古船場町5番12号
ーションズ㈱九州支店 ョンズ㈱ ・・ドコ市 ・・ドコ市	部災害対策室	0076-96	75_A97A			
・ドコモ	部災害対策室	20 7 20	4/74_07			飯塚市本町8-6飯塚本町ビル3F
ሥ ሮ ድ		03-5202-9909				東京都千代田区大手町2-3-1大手町プレイスウエストタワー
		092-717-5511				福岡市中央区渡辺通2-6-1
		092-725-5511				福岡市中央区天神4-2-1
		092-523-1171		980–70		福岡市南区大楠3-1-1
	5局	092-724-2800		982–70		福岡市中央区六本松1-1-10
	Ė	092-260-6111				福岡市博多区博多駅東3-13-15
	==	092-291-7126				福岡市博多区下呉服町1-1
	美所	22-0321				飯塚市平恒435-78
	3電事業所	0800-777-9403				飯塚市新飯塚23-32
		22-7851				飯塚市本町4-1
	1局	65-0042	65-0420			嘉穂郡桂川町大字土居399-1
	lle.	092-631-0919				福岡市南区横手1-7-1
(株)西日本新聞社 総務部		092-711-5555				福岡市中央区天神1-4-1
	"	22–3500	22–3503			飯塚市新立岩12-9
㈱朝日新聞		093-563-1131				北九州市小倉北区室町1-1-1
	r D	22-1730	24-3104			飯塚市新立岩4-4
(株) 每日新聞		093-541-3131				北九州市小倉北区紺屋町13-1
	- C	22-1630	25–1416			飯塚市新立岩4-4
㈱読売新聞	-	092-715-4311				福岡市中央区赤坂1-16-5
	j.	22–2327	26–1074			飯塚市新立岩4-4
(株)時事通信社 福岡支社		092-741-2536				福岡市中央区天神2-13-7
信社 福岡支社	<u> </u>	092-781-4241				福岡市中央区天神1-4-1西日本新聞会館内
		092-271-5713				福岡市博多区古門戸町1-1
RKB毎日放送㈱		092-852-6666	092-852-6663			福岡市早良区百道浜2-3-8
西日本		092-852-5555	092-852-5616			福岡市早良区百道浜2-3-2
放送㈱		092-721-1234	092-751-4574			福岡市中央区長浜1-1-1
㈱補岡放送		092-532-1111	092-532-3072			福岡市中央区清川2-22-8
9		092-533-0807	092-713-0240			福岡市中央区清川1-9-19渡辺通南ビル
㈱TVQ九州放送 福岡本社		092-262-0077	092-272-5906			福岡市博多区住吉2-3-1
(株)CROSS FM		093-551-9119	093-533-3532			北九州市小倉北区古船場町9-1-1
ラブエフエム国際放送㈱		092-734-5462	092-715-7610			福岡市中央区今泉1-12-23
師会		092-431-4564	092-411-6858			福岡市博多区博多駅南2-9-30福岡メディカルセンタービル4
福岡県歯科医師会		092-771-3531	092-771-2988			福岡市中央区大名1-12-43
福岡県トラック協会		092-451-7878	092-472-6439			福岡市博多区博多駅東1-18-8
福岡県IPガス協会		092-476-3838				福岡市博多区山王1-10-15
近隣市町村		1	1		1	
防災安全	二二	22-5500	22-5754	205–70	205-75	飯塚市新立岩5-5
防災対策課	記	42-7417	42-7098	423-70	423–75	嘉麻市岩崎1180-1
広域連合·一部事務組合						
県央環境広域施設組合		22–5911	22–5451			飯塚市楽市728-1
公共的団体・防災上重要な施設管理者		,				
議分		65–2271	65-2271			嘉穂郡桂川町大字土居463-1
柽川町建設業組合 士 韶士 正	(何北原興業)	65-33/0	65-33/0			嘉穂郡程川町大字寿命19/-3

7 BB 787	- - 4	NTT == 1 (00 40)	(07 00 / NT TITE		\OL +/ \\ 1	<u>:</u>
飯岡名 十年十年本社名今	はおめて	NII 電話 (0948)	NI IFAA (U948)	的災電話(18) 的災	以近でAA(I-/8)	加 在地
上即工/生杯你心口 6.1781年第4		22_016E	28_0107		会に 12	能按击
以多因引力		22-0103	1016-07		以外	
數塚密科医師会		22-2124	22-/554			(市片島3-11-29
飯塚薬剤師会			24-4997		飯塚	(市西徳前398-1
福岡県薬剤師会		092-271-3791	092-281-4101		相岡	市博多区住吉2-20-15
桂川町商工会		65-0020	65-0137		嘉穂	訊桂川町大字土師2158-3
福岡嘉穂農業協同組合		24-7060	29–5387		飯塚	飯塚市小正319-1
	桂川支所	65–1103	65-4865		嘉穂	即七二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
福岡県広域森林組合	飯塚支所	72-0204	72–3060		飯塚	飯塚市長尾1250-3
福岡県道路公社		092-641-0101			相田	市博多区吉塚本町13-50
福岡県LPガス協会嘉飯山支部		23-5085	28-4775		飯塚	(市吉原町6-12-4F
福岡県石油商業組合筑豊支部		22-0242	23-0297		飯塚	飯塚市柏の森940-6
飯塚地区防犯協会		28–3118	28–3118		飯塚	飯塚市柏の森159-26
飯塚地区交通安全協会		22-5447	22–5940		飯塚	飯塚市柏の森159-33
西鉄バス筑豊㈱		29–4060			飯塚	飯塚市片島2-19-1
主な福祉施設						
いきいきセンター「桂寿苑」		65–2271	65-4555		嘉梅	郡桂川町大字土居463
特別養護老人ホーム明日香園		65–5500	65–5502		嘉穂	潮桂川町大字土師4502-1
特別養護老人ホーム白藤の苑		65-4141	65–4169		嘉穂	嘉穂郡桂川町大字吉隈13-96
介護老人保健施設さくら園		65-5700	65-5595		嘉穂	即在川町大字土居877
学校·幼稚園						
福岡県立嘉穂総合高等学校		65–5727	65-5720		素種	郡桂川町大字土師1117-1
桂川町立桂川中学校		65-0032	65–5421		嘉穂	嘉穂郡桂川町大字土居524
桂川町立桂川小学校		65-0015	65–3602		嘉和	嘉穂郡桂川町大字土居552
桂川町立桂川東小学校		65–1200	65–4274		嘉穂	訊桂川町大字土師28
桂川町立桂川幼稚園		65–1400	65–1400		嘉相	郡桂川町大字土居594-1
保育所(園)・学童保育所						
桂川町立土師保育所		65-0077	65-4936		嘉相	嘉穂郡桂川町大字土師2464-1
社会福祉法人明見会吉隈保育園		65-3367	65–3368		嘉福	郡桂川町大字吉隈269-15
社会福祉法人善来寺保育園		65–1702	65–2447		嘉穂	(郡桂川大字土居1094-29
学校法人了専寺学園まめだ保育園		96–8855			嘉穂	郡桂川町大字豆田301-4
桂川町学童保育所		65-4480			嘉穂	嘉穂郡桂川町大字土居552
桂川町東学童保育所		62–5581				(都桂川町大字土師28-1
公民館・集会所等	当	L		-	+	
在川町 式追場	在宏体育条	65-2510			嘉 梅	嘉穂郡桂川町大子工師2193-1
桂川町湯の浦総合キャンブ場	社会体育係	65-0852	65-5578			嘉穂郡桂川町大字土師4650-4
ゆのうら体験の社	企画財政課	65–3663	65-3663		嘉福	<u> 郡桂川町大字土師46/0-1</u>
王塚装飾古墳館		65–2900	65–3313		嘉穂	郡桂川町大字寿命376
桂川町立図書館		65-4946	65-5655		嘉福	(郡桂川町大字土居420-2
桂川町人権センター		65–1187	65–5004		嘉福	郡桂川町大字土居360
土居一公民館					嘉穂	镇郡桂川町大字土居602-1
土居一第二公民館					嘉穂	镇郡桂川町大字土居1029-14
土居三公民館					嘉穂	(郡桂川町大字土居1188-106)
吉隈一公民館					嘉穂	嘉穂郡桂川町大字吉隈1193
瀬戸公民館					嘉穂	建化二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
寿命公民館					嘉穂	湖柱川町大字寿命604-2
中屋公民館					晃相	嘉槵郡桂川町大字中屋244-1

<u></u> 所在地	嘉穂郡桂川町大字豆田100-1	嘉穂郡桂川町大字九郎丸803-1	嘉穂郡桂川町大字内山田834	嘉穂郡桂川町大字土師2471-2	嘉穂郡桂川町大字土師3946-1	嘉穂郡桂川町大字土師1961-8	嘉穂郡桂川町大字土師168-1	嘉穂郡桂川町大字九郎丸517-3	嘉穂郡桂川町大字吉隈13-25	嘉穂郡桂川町大字土師1-250	嘉穂郡桂川町大字土師28-354	嘉穂郡桂川町大字吉隈832-13	嘉穂郡桂川町大字土師2354-1	嘉穂郡桂川町大字土師2270-92	嘉穂郡桂川町大字土師3369-9	嘉穂郡桂川町大字土居114-1	嘉穂郡桂川町大字土居954-2	嘉穂郡桂川町大字吉隈408-1		嘉穂郡桂川町大字寿命293-1	=	嘉穂郡桂川町大字中屋67-2	嘉穂郡桂川町大字土師4190-5	嘉穂郡桂川町大字土師488	嘉穂郡桂川町大字土師1255-5	嘉穂郡桂川町大字土師2084-3	嘉穂郡桂川町大字土師1-299
防災FAX (1-78)																											
防災電話(78)																											
NTTFAX (0948)																											
NTT電話(0948)																											
連絡窓口																											
機関名	豆田公民館	九郎丸公民館	内山田公民館	土師一公民館	土師コミュニティーセンター	土師四公民館	土師六公民館	貴船公民館	弥栄公民館	笹尾一公民館	笹尾二公民館	天道区公民分館	平山研修所	桂ヶ丘公民館	グレインヒルズ公民館	土居一集会所	土居二集会所	古隈二集会所	吉隈三集会所	寿命集会所	豆田集会所	中屋集会所	士師二集会所	上師五集会所	土師七集会所	土師七教育集会所	土師八集会所

3-1 重要水防箇所一覧

(1) 重要水防箇所一覧(県知事管理区間)

(福岡県地域防災計画より抜すい)

	県土	整備	-1T. D	ेन ।। ह	左右	延長		位				画	予想される	1. P+ = >+
	事務		水系名	河川名	左右岸別	(m)	市郡	区町村	大	字	キロ杭位置	要度	事 態	水防工法
10-1	飯	塚	遠賀川	穂波川	右	500	嘉 穂	桂川	中	屋	中屋橋下流 500m	C	越水	積み土俵工
10-7	飯	塚	遠賀川	馬敷川	右	400	嘉 穂	桂川	中	屋	馬場島橋上下流 400m	В	越水	積み土俵工

注)飯塚市・嘉麻市・桂川町における県知事管理区間の重要水防箇所(河川)

(2) 重要水防箇所一覧(国土交通大臣管理区間)

重要水防区域(B) 〈堤 防〉

(福岡県地域防災計画より抜すい)

番号	県名	河川名	地 先	名	左右岸 の区別	位	置	延長(m)	備考	水防工法
262	福岡県	穂波川	嘉穂郡桂川町倉	介元地先	左	5/700~	-6/000	300	堤防高 B	積み土俵
269	福岡県	穂波川	嘉穂郡桂川町寿		右	5/300~	~6/000	700	堤防高 B	積み土俵

重要水防区域(要注意) 〈堤 防〉

(福岡県地域防災計画より抜すい)

番号	県名	河川名	地	先	名	左右岸 の区別	位	置	延長(m)	備	考	水防工法
9	福岡県	穂波川	嘉穂郡橋	圭川町 剰	寿命地先	右	5/700~	~5/900	200	破堤	履歴	積み土俵

注)桂川町における国土交通大管理区間の重要水防箇所(河川)

(3) 重要水防警戒区域一覧(桂川町)

対象番号	箇 所	予想される危険	当面の対策
20	豆田(平塚氏宅裏水路)	溢水	監視
21	一級河川遠賀川水系)県知事区間 穂波川中屋橋下流 右岸 500m	越水	監視
22	一級河川遠賀川水系)県知事区間 馬場島橋上下流 右岸 400m	越水	監視
23	一級河川遠賀川水系)国土交通大臣管理区間 左岸中屋字下河原 13番地 1 地先, 左岸寿命字前川原 966番地 先から幹川合流地点まで	堤防高不足	監視
24	土師三区(大村医院付近)	冠水	監視

3-2 災害危険河川区域一覧

(福岡県地域防災計画より抜すい) 平成25年3月1日時点

級			左右	延長			位	置
別	水系名	河川名	岸別	(m)	市郡	区町村	大字	キロ杭位置
_	遠賀川	穂波川	右	150	嘉穂郡	桂川町		0K800~0K950 中屋橋より上流
_	遠賀川	穂波川	左	100	嘉穂郡	桂川町		1K170~1K270 豆田橋より下流
1	遠賀川	碇 川	左右	30	嘉穂郡	桂川町	吉隈	5K000~5K030
_	遠賀川	泉河内川	右	200	嘉穂郡	桂川町	瀬戸	0K800~1K000 第一泉河内川橋梁上流
-	遠賀川	泉河内川	右	80	嘉穂郡	桂川町	瀬戸	1K280~1K360 日の隈橋上流
_	遠賀川	泉河内川	左	135	嘉穂郡	桂川町	土師	3k400~3K540
_	遠賀川	泉河内川	右	40	嘉穂郡	桂川町	土師	5K050~5K090 日中橋上流
_	遠賀川	泉河内川	右	230	嘉穂郡	桂川町	土師	5K500~5K730
_	遠賀川	泉河内川	左	150	嘉穂郡	桂川町	土師	5K870~6K020 谷井堰下流
-	遠賀川	泉河内川	左	80	嘉穂郡	桂川町	土師	6K130~6K210
_	遠賀川	泉河内川	左	110	嘉穂郡	桂川町	内山田	7K140~7K250
_	遠賀川	泉河内川	左	40	嘉穂郡	桂川町	内山田	7K240~7K280
_	遠賀川	泉河内川	左	70	嘉穂郡	桂川町	内山田	8K280~8K350
ļ	遠賀川	泉河内川	右	40	嘉穂郡	桂川町	内山田	8K590~8K630
_	遠賀川	泉河内川	左	40	嘉穂郡	桂川町	内山田	8K580~8K620
	遠賀川	泉河内川	左	20	嘉穂郡	桂川町	内山田	8K770~8K790
_	遠賀川	馬敷川	右	90	嘉穂郡	桂川町	中屋	0K020~0K110 松ノ木井堰より下流

注) 桂川町における災害危険河川区域

3-3 砂防指定地指定箇所一覧

(福岡県地域防災計画より抜すい)

渓	流	名	市町村名	住 所	告示年月日	告示番号	指定面積(ha)
徳	力	JII	桂 川 町	大字土師	S30. 6. 4	913	0.06

3-4 土石流発生危険箇所一覧

1	1 3 1	に回込む十つがエー	K					(権	国岡県地	域防災	(福岡県地域防災計画より抜すい)
				黨	流	在	润	域機	脚	米	(本)
渓 流 番 号	水 采 名) 三	渓 浣 名	装・ モ	区・町・村	€ +	渓 流 長	流域面積	叶	保対象戸数	公共超認等
							(km)	(km^2)	(英)	$\widehat{\mathbb{H}}$	
421- I -001	遠賀川	泉河内川	湯ノ浦川	嘉穂郡	桂川町	湯ノ浦	0.63	0.26	19	1	集会施設
421– I –002	遠賀川	泉河内川	奈良川	嘉穂郡	桂川町	奈良	0.23	0.09	11	11	I
421- I -003	遠賀川	泉河内川	篭石谷	嘉穂郡	桂川町	令	0.35	0.05	27	2	I
421- I -004	遠賀川	泉河内川	谷川	嘉穂郡	桂川町	⇔	0.38	0.07	22	2	ı
421- I -005	遠賀川	泉河内川	徳力川	嘉穂郡	桂川町	徳力	0.53	0.19	14	2	ı
421 - II - 001	遠賀川	泉河内川	狩野川	嘉穂郡	桂川町	狩野	0.60	0.20	10	2	1
$421 - \Pi - 002$	遠賀川	泉河内川	二反田川	嘉穂郡	桂川町	二反田	0.29	0.03	16	3	ı

3-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧(1)

自然斜面I

(福岡県地域防災計画より抜すい)

京 月 日	科		位	副			地形		人	公共的建物	5建物	公共施設	布 設
固川舎万	IQ.	都市	町村	大 字	小 字	長さm	傾斜面	高さm	(国)	種 類	数	種 類	数
421- I -001N	倉元	嘉穂郡	桂川町	暑中	倉元	290	20	30	19				
421- I -002N	奉令	嘉穂郡	桂川町	寿命	寿命	160	40	30	7				
421- I -003N	瀬戸(4)	嘉穂郡	桂川町	瀬戸	高畑	100	40	20	2				
421- I -004N	瀬戸(2)	嘉穂郡	桂川町	瀬戸	日>隈	150	45	20	8			町道	150
421- I -005N	瀬戸(1)	嘉穂郡	桂川町	瀬戸	日>隈	200	20	40	20	公民館	1	鉄道·町道	200.200
421- I -006N	放駒	嘉穂郡	桂川町	寿命	放駒	220	09	9	30			町道	220
421- I -007N	大平	嘉穂郡	桂川町	寿命	大平	200	40	L	15	宿泊所	1	町道	200
421- I -008N	上師二区	嘉穂郡	桂川町	뱾干	147	110	09	6	2				
421- I -009N	泉ヶ丘	嘉穂郡	桂川町	干師	泉ヶ丘	100	40	20	2				
421- I -012N	土師九区	嘉穂郡	桂川町	干師	小隈	80	09	2	7				
421- I -013N	種因寺	嘉穂郡	桂川町	典干	種因寺	50	35	20	2	その他 (寺)	1	県道	130
421- I -015N	令	嘉穂郡	桂川町	干師	谷	90	40	20	2				
421- I -016N	徳力	嘉穂郡	桂川町	干師	徳力	100	02	18	7			県道	100
421- I -017N	年/年	嘉穂郡	桂川町	村山田	宮ノ上	70	40	<i>L</i>	6			県道	70
421- I -018N	門(1)	嘉穂郡	桂川町	内山田	門	150	22	20	10				
人工斜面I											福岡県地域	(福岡県地域防災計画より抜すい)	(雑ずい)
1	Ţ		每	鮰			岩		州 >	公共的建物	う建物	公共施設	布設
歯 小番号	西	帮	即村	大	小字	長さm	傾斜面	画 お m		種類	教	種類	教
							_						•

200

型型

その色

0

9 30

50

300

丸尾谷

九郎丸

九郎丸

刪

11

岸

4

嘉穂郡

剰

11

421-I-014A

 \Box

20

90

田

Ш

믎

4

桂川町 桂川町 桂川町

嘉 嘉 稿 郡

田

Ш

421- I -010A 421- I -011A 30

 ∞

3-5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧(2)

然斜面II

Ш

(福岡県地域防災計画より抜すい)

羧

公共施設 凝 可证 即原 町道 町道 県道 種 羧 公共的建物 凝 種 \mathbf{A}_{T} \vdash $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ က 4 4 4 $^{\circ}$ 4 $^{\circ}$ \vdash $^{\circ}$ _ $^{\circ}$ $\overline{}$ 15 15 10 12 10 10 1515 30 30 20 25 20 20 20 tu 9 6 ∞ 9 <u>~</u> 逦 彩 国 45 傾斜 45 45 45 40 45 40 55 45 45 55 45 35 65 45 50 9 50 09 9 型 Ш 100 140 100 150 表 41 40 50 80 40 70 9 80 70 90 90 9 80 9 40 90 9 日~隈 上十二 仦 新茶屋 大浦口 中屋 田屋 瀬戸 寿命 石浦 中屋 中屋 中屋 中屋 倉元 五月 上部 狩野 1 _ 孙 田 中屋 瀬戸 寿命 上田 瀬戸 市網 田屋 田 田 中屋 田屋 寿命 以事 $\not \exists \forall$ 上部 上部 上部 十二 幽 鮰 1 \mathbb{K} \$ 桂川町 \pm 旨 嘉穂郡 干 嘉穂郡 嘉穂郡 嘉穂郡 嘉穂郡 嘉穂郡 嘉穂郡 嘉穂郡 恕 名 吉隈二区-1 (p) (p) 瀬戸(3) (g) (h) 上師-2 (a) ်ပ 上上部 土居-1 又手-1 倉元 寿命 上部 狩野 ∠≢✓ 币 新茶屋 田屋 中屋 瀬戸 田屋 田屋 田屋 田屋 田田 緬 $421 - \Pi - 001N$ $421 - \Pi - 004N$ $421 - \Pi - 008N$ $421 - \Pi - 015N$ $421 - \Pi - 002N$ $421 - \Pi - 006N$ $421 - \Pi - 0111N$ $421 - \Pi - 013N$ $421 - \Pi - 014N$ $421 - \Pi - 018N$ $421\!-\!\Pi\!-\!023N$ $421 - \Pi - 003N$ $421 - \Pi - 007N$ $421 - \Pi - 009N$ $421 - \Pi - 017N$ $421 - \Pi - 021N$ 421-II-005N 421-II-012N 421-II-020N 421-II-022N 箇所番号

50

20

20

_

急傾斜地崩壊危険箇所一覧(3) 3 – 5

自然斜面工											(福岡県地	(福岡県地域防災計画より抜すい)	こり抜すい)
1 1	租		位	劃			地形		∀	公共的建物]建物	公共施設	施設
固別命方	171	都市	町 村	大字	小 字	mマ当	傾斜面	ラスm	(国)	種類	数	種 類	数
$421 - \Pi - 025N$	徳カ-1	嘉穂郡	桂川町	徳力		100	45	16	2			県道	100
$421 - \Pi - 026N$	門(2)	嘉穂郡	桂川町	内山田	fil.	100	45	12	4				
$421 - \Pi - 027N$	鳳命谷	嘉穂郡	桂川町	内山田	鳳命谷	140	92	15	4			県道	140

人工斜面II

(福岡県地域防災計画より抜すい) 羧 公共施設 凝 種 羧 公共的建物 凞 種 $\mathbf{A}_{\widehat{\mathbb{L}}}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ 画 な m 20 30 14 30 半 傾斜面 45 90 20 40 型 ラマ ある を 09 40 40 20 仦 新茶屋 大 十 川 中屋 ÷ 仦 田屋 寿命 出 出 鮰 \mathbb{K} 桂川町 梅川町 株川町 犎 桂川町 $\not\boxminus$ 旨 嘉穂郡 嘉穂郡 嘉穂郡 嘉穂郡 七 粹 谷 新茶屋 (a) 上師七区 (p) 上師-1 牁 田 緬 $421 - \Pi - 016A$ $421 - \Pi - 010A$ $421 - \Pi - 024A$ $421\!-\!\Pi\!-\!019A$ 箇所番号

3-6 地すべり危険箇所一覧

株 と と (ha)	8
(厘)	
への影響 市町村 他は略	
公共施設への影響 (国-国道、県-県道、市町村-市町村道) (単位:m)その他は略号表示	
公 1、果- 1位:n	
型 (三)	250
	些
保全人家	2
	48
基盤名称	泥質片岩
0 置	30
区 国 (ha)	19. 6
大字	上師
町村	嘉穂郡 桂川町
都市	嘉穂郡
溪流名	I
幹川名	遠賀川 泉河内川
水系名	遠賀川
区域名 水系名	中田
海 中	69

(福岡県地域防災計画より抜すい)

3-7 地すべり防止区域指定一覧

(福岡県地域防災計画より抜すい)

番号	土 木 事務所名		区均	成 名	所 在 地	指定面積	告示年月日	告示号	摘要
4	飯	菜	土	師	嘉穂郡桂川町土師	ha 7. 10	35. 8. 25	1, 739	

3-8 山腹崩壊危険地区一覧

(福岡県地域防災計画より抜すい)

民有林

危険	地区	位置					保全対象				
番	号					公共於	 也設等		道	路	
市町村	地区	市町村	大字	人家数	種類	数量	種類	数量	種類	種類	備考
421	001	嘉穂郡桂川町	瀬戸	42	鉄道	1			県道	町道	
421	002	嘉穂郡桂川町	吉隈	12					町道		
421	003	嘉穂郡桂川町	吉隈	4					県道		
421	004	嘉穂郡桂川町	内山田	9					町道		
421	005	嘉穂郡桂川町	内山田	11					町道		
421	006	嘉穂郡桂川町	内山田	51					町道		
421	007	嘉穂郡桂川町	土師	1					町道		
421	008	嘉穂郡桂川町	土師	62					町道		
421	009	嘉穂郡桂川町	土師	32	公民館	1			町道		
421	010	嘉穂郡桂川町	土師	7					町道		
421	011	嘉穂郡桂川町	土居	12					町道		
421	012	嘉穂郡桂川町	土居	3	小学校	1	幼稚園	1	町道		災害時 要援護者関連
421	013	嘉穂郡桂川町	九郎丸	3					町道		
421	014	嘉穂郡桂川町	寿命	24	鉄道	1			町道		
421	015	嘉穂郡桂川町	寿命	6	鉄道	1			国道	県道	
421	016	嘉穂郡桂川町	寿命	12					町道		
421	017	嘉穂郡桂川町	寿命	11	鉄道	1			国道		
421	018	嘉穂郡桂川町	中屋	2					町道		
421	019	嘉穂郡桂川町	中屋	12					県道		

3-9 崩壊土砂流出危険地区一覧

(福岡県地域防災計画より抜すい)

民有林

危険	地区	位 置			保	全対象			
番	号				公共施設	等	道	路	
市町村	地区	市町村	大 字	人家数	種類	数量	種類	種類	備考
421	001	嘉穂郡桂川町	土師				県道		
421	002	嘉穂郡桂川町	土師	10			県道	町道	
421	003	嘉穂郡桂川町	土師	10			県道		
421	004	嘉穂郡桂川町	土師	1	キャンプ場	1	町道		

3-10 土砂災害警戒区域(土石流)

(福岡県告示第459号、福岡県告示第460号)

区域番号	区域の名称	指 定 の 区 域	特別警戒区域
412-D-001	奈良川	嘉穂郡桂川町大字土師	
412-D-002	徳力川-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-D-003	徳力川-1	嘉穂郡桂川町大字土師	
412-D-004	谷川	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-D-005	篭石谷	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-D-006	湯ノ浦川-1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-D-007	湯ノ浦川-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-D-008	湯ノ浦川-3	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-D-009	狩野川-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-D-010	二反田川	嘉穂郡桂川町大字土師	0

3-11 土砂災害警戒区域(地すべり)

(福岡県告示第459号、福岡県告示第460号)

区域番号	区域の名称	指 定 の 区 域	特別警戒区域
412-J-001	土師	嘉穂郡桂川町大字土師	

3-12 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)

(福岡県告示第459号、福岡県告示第460号)

区域番号	区域の名称	指定の区域	特別警戒区域
412-K-001	瀬戸(4)	嘉穂郡桂川町大字瀬戸	0
412-K-002	瀬戸(2)-1	嘉穂郡桂川町大字瀬戸	0
412-K-003	瀬戸(2)-2	嘉穂郡桂川町大字瀬戸	0
412-K-004	吉隈二区-1	嘉穂郡桂川町大字吉隈	
412-K-005	又手-1-1	嘉穂郡桂川町大字吉隈	0
412-K-006	又手-1-2	嘉穂郡桂川町大字吉隈	0
412-K-007	又手-4	嘉穂郡桂川町大字吉隈	0
412-K-008	又手-3	嘉穂郡桂川町大字吉隈	0
412-K-009	又手-2	嘉穂郡桂川町大字吉隈	0
412-K-010	瀬戸(3)	嘉穂郡桂川町大字吉隈	0
412-K-011	土師七区-1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-012	土師七区-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-013	泉ヶ丘一1	嘉穂郡桂川町大字土師	
412-K-014	泉ヶ丘-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-015	臼田	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-016	仁連	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-017	土師-2-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-018	土師-2-1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-019	種因寺-1-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-020	種因寺-1-1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-021	種因寺-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-022	種因寺-3	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-023	上土師	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-024	徳力一1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-025	徳力-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-026	徳力一3	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-027	徳力-4-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-028	徳力-4-1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-029	谷	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-030	狩野-1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-031	狩野-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-032	土師一1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-033	土師一6	嘉穂郡桂川町大字土師	
412-K-034	土師-5	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-035	土師-4-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0

(つづき)

区域番号	区域の名称	指 定 の 区 域	特別警戒区域
412-K-036	土師-4-1	 嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-037	土師-3	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-038	土師九区-1	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-039	土師九区-2	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-040	土師二区	嘉穂郡桂川町大字土師	0
412-K-041	門(2)	嘉穂郡桂川町大字内山田	0
412-K-042	門(1)	嘉穂郡桂川町大字内山田	0
412-K-043	宮ノ上	嘉穂郡桂川町大字内山田	0
412-K-044	鳳命谷-4	嘉穂郡桂川町大字内山田	0
412-K-045	鳳命谷一3	嘉穂郡桂川町大字内山田	0
412-K-046	鳳命谷-2	嘉穂郡桂川町大字内山田	0
412-K-047	鳳命谷-1	嘉穂郡桂川町大字内山田	0
412-K-048	九郎丸一2	嘉穂郡桂川町大字九郎丸	
412-K-049	九郎丸一1	嘉穂郡桂川町大字九郎丸	0
412-K-050	倉元-2	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-051	倉元一1	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-052	中屋(i)	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-053	中屋(g)	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-054	中屋(f)	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-055	中屋(d)	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-056	中屋(c)	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-057	中屋(e)-2	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-058	中屋(e)-1	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-059	中屋(b)	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-060	中屋(a)	嘉穂郡桂川町大字中屋	0
412-K-061	寿命-2	嘉穂郡桂川町大字寿命及び大字瀬戸	0
412-K-062	新茶屋(a)	嘉穂郡桂川町大字寿命	0
412-K-063	新茶屋(c)	嘉穂郡桂川町大字寿命	0
412-K-064	大平-2	嘉穂郡桂川町大字寿命	0
412-K-065	大平-1	嘉穂郡桂川町大字寿命	0
412-K-066	新茶屋(b)	嘉穂郡桂川町大字寿命	0
412-K-067	放駒-2	嘉穂郡桂川町大字寿命	
412-K-068	放駒-1	嘉穂郡桂川町大字寿命	0
412-K-069	寿命-3	嘉穂郡桂川町大字寿命	0
412-K-070	寿命-1	嘉穂郡桂川町大字寿命	0

4-1 町有車両一覧

(平成20年5月現在)

所属別 種 別	町	消防団	計
消防自動車		4	4
指 令 車		1	1
ダンプ・軽トラック	6		6
バス	4		4
乗 用 車 (バン・ワゴン含む)	4		4
軽	16		16
障害者用リフト付車	1		1
給 食 車	1		1
計	32	5	37

4-2 臨時ヘリポート一覧

(平成12年3月現在)

四十 夕	56 tr 44	Ø €hr	施設管理者	備考 (広さ)
町名	所 在 地	名 称	- - - - - - - -	巾m×長さm
桂川町	大字土師1969-1	第1町民グラウンド	桂 川 町	100×100
"	大字土居552	桂川小学校グラウンド	II.	80×90
11	土師28-1	桂川東小学校グラウンド	II	70×110
IJ	大字吉隈430-53	総合グラウンド	"	120×140

4-3 避難所一覧

(1) 指定避難所

(令和4年5月現在)

備考									
	燃 料	ジャロ プロパン		ンペロペ				ンパロプ	
炊出能力 (1回当り)	米 (kg)	7.5		4.5				12.0	
	釜 数	2 升炊 1 個 3 升炊 1 個	(給食センター)	3升炊 1個	(給食センター)	(給食センター)	(給食センター)	3升炊 1個 5升炊 1個	(給食センター)
収容能力	(人)	280	1, 230	130	830	620	610	029	200
連絡先	(電話番号)	65–2007	65-5145	65-1187 65-4504(公衆)	65-0032	65-0015	65-1200	65-0001	65-2271
所在地		桂川町土居424-8	桂川町吉隈429-26	桂川町土居360	桂川町土居524	桂川町土居552	桂川町土師28-1	桂川町土居361	桂川町土居463-1
避難予定地		桂 川 町 住民センター	桂川町総合体育館	桂 川 町 人権センター	桂川中学校	桂川小学校	桂川東小学校	桂川町総合福祉センター (ひまわりの里)	いきいきセンター 「桂 寿 苑」

給食センター・中間の火の

炊出能力1時間で米100kg燃粉プロパン

|電話番号 65-3600

(平成26年5月現在) (2) 指定緊急避難場所

Q	4 公		連絡先	収容能力	延床面積	※	害別使用可能	性
2	対ボットが	Ħ	指 番	3	(m2)	洪水	土砂災害	地震
1	中屋区公民館	桂川町中屋244-1	当該区長に連絡	06	150	0	0	\triangleleft
23	内山田区公民館	桂川町内山田843	当該区長に連絡	09	100	0	0	◁

△:耐震性未確認

- 26 -

4-4 避難所一覧

(令和6年6月現在)

備考			
専門分野	特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム ショートステイ デイサービスセンター 在宅介護支援センター	介護老人保健施設 デイケアセンター	特別養護老人ホーム
連絡先 (電話番号)	65–5500	65–5550	65-4141
所在地	桂川町大字土師4502-1	桂川町大字土居877	桂川町大字吉隈13-96
名 称	特別養護老人ホーム 明 日 香 園	介護老人保健施設 さ く ら 園	特別養護老人ホーム 第二白藤の苑

4-5 社会福祉施設・医療機関

【要配慮者利用施設】

						浸水			土
			電話番号	管理区間 国					災害
番号	施設名	所在地	(0948)	穂波川	穂波川	馬敷川	泉河内川	碇川	砂災害警戒区域
1	介護老人保健施設さくら園 (デイケア)	土居877	65-5550	_		_	В	_	_
2	けいせんやさい倶楽部 (就労継続支援B型)	土師1258-4	65-5541	ı		_	С	_	_
3	オリーブ (就労継続支援B型)	土師1273-1	65-1210	ı	ı		С	_	_
4	グループホームあゆみ (グループホーム)	土師1967-1	65-5480	l	l	_	С	_	_
5	共同生活援助クローバー (共同生活援助)	土師2345-1	65-2055	-		_	С	_	_
6	生活介護けいせん (生活介護)	土師2359-17	65-2055	_		_	С	_	_
7	ケアハウス明日香園 (軽費老人ホーム)	土師4502-1	65-5500	ı	ı	_	_	_	0
8	特別養護老人ホーム明日香園 (特別養護老人ホーム)	土師4502-1	65-5500	l	l		_	_	\circ
9	デイサービスセンター明日香園 (デイサービス)	土師4502-1	65-5500	l	l				0
10	こどもステップ桂川 (児童発達支援)	寿命43-7	52-6306	_		_	С	_	_
11	こどもステップ桂川 (放課後等デイサービス)	寿命43-7	52-6306	ı	ı	_	С	_	_
12	りあん桂川教室 (放課後等デイサービス)	吉隈207-3	52-6813	_	_	_	_	D	_
13	桂川腎クリニック (診療所)	瀬戸148-1	26-8080	С	_	_	_	_	_

注) 浸水想定状況は、桂川町防災ハザードマップによる。

※想定浸水状況 A:5.0m以上の区域、B:3.0~5.0m未満の区域、C:0.5~3.0m未満の区域、D:0.5m未満の区域、-:該当なし

4-6 保育所(園)、幼稚園、学校

【要配慮者利用施設】

				電話番号	想定浸水状況 管理区間 国 県					土砂災宝
番号	区分	施設名	所在地	(0948)	穂波川	穂波川	馬敷川	泉河内川	碇川	土砂災害警戒区域
1	公立	土師保育所	土師2464-1	65-0077	_	_	_	С	_	_

注) 浸水想定状況は、桂川町防災ハザードマップによる。

※想定浸水状況 A:5.0m以上の区域、 $B:3.0\sim5.0$ m未満の区域、 $C:0.5\sim3.0$ m未満の区域、D:0.5m未満の区域、-:該当なし

■ 協定、例規、基準等

5-1 福岡県消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

- 第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区分するものとする。
 - (1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組 合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那 珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋 北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市三橋町大和町消防厚生事業組合、筑後市、八女地 区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関(以下「代表消防機関等」という。)にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

- 第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。
 - (1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

- 第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
- 2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等(以下「要請側」という。)の長又は消防長から、他の市町村等(以下「応援側」という。)の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。
- 3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。
- 4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊の派遣)

- 第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊(以下「応援隊」 という。)を派遣するものとする。
- 2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防長に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

(応援の中断)

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊は、消防組織法第24条の4の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

- 第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。
 - (1) 応援側の負担する経費
 - ア 消防機械器具の燃料費(補給燃料を除く)及び小破損の修理費
 - イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
 - ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
 - エ 交通事故における損害賠償費等
 - オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費
 - (2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改 廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委 任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成14年8月1日から効力を生じる。
- 2 平成11年7月1日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定(以下「旧協定」という。)は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた 消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

平成14年6月25日

5-2 福岡県広域航空消防応援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県消防相互応援協定書(平成18年10月10日締結、以下、「協定書」という。)第11条の規定に基づき、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を用いた広域航空消防 応援(以下「航空応援」という。)の実施に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(航空応援の対象)

第2条 航空応援は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合に行うものとする。

- (1) 地震、風水害その他大規模災害
- (2) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊火災
- (3) ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急事案
- (4) 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

(平成6・一部改正)

(航空応援の種別)

第3条 航空応援の種別は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
- (4) 救急出動 救急搬送のための出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空応援の担当地域)

第3条の2 応援側市の航空応援担当地域は、原則として協定書第2条で区分された地域を基準として別表第1のとおり定める。

(平成6·追加)

(航空応援の要請手続)

第4条 航空応援が必要と認めた要請側の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防長は、直ちに当該市町村等の長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて次の事項を明らかにして応援側の市長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする。

- (1) 要請側の市町村等の名称及び消防長の氏名並びに要請日時
- (2) 災害発生日時、場所及び災害の概要
- (3) 応援活動の概要

(航空応援の決定通知等)

第5条 応援側の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断 した場合には、当該市長に報告の上、その指示に従って県知事を通じて要請側市町村等の長へ通 知するものする。この場合において、同時に要請側の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡す るものとする。

2 要請側の消防長は、前号の通知若しくは連絡を受けたときは、速やかに、次の事項を応援側

- の消防長へ通報しなければならない。
 - (1) 必要とする応援活動の具体的内容
 - (2) 応援活動に必要な資機材等
 - (3) ヘリの離発着可能な場所及び給油体制
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び無線による連絡の方法
 - (5) 離発着場における資機材の準備状況
 - (6) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - (7) 他の消防本部にヘリの応援を要請をしている場合の消防本部名
 - (8) 気象の状況
 - (9) ヘリの誘導方法
 - (10) 要請側消防本部の連絡先
 - (11) その他必要な事項

(航空応援の中断)

- 第6条 応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側消防長は、要請側消防長と協議のうえ航空応援を中断することができる。
- 2 前項により航空応援を中断したときは、前条第1項に準じてその連絡を行うものとする。

(航空応援の始期及び終期)

- 第7条 航空応援の始期は、消防航空隊のヘリが応援出動の命令を受け応援側市のヘリポートを 出発したときとする。ただし、ヘリが応援市側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的 を変更して応援出動すべき命令があったときは、その時点とする。
- 2 航空応援の終期は、ヘリが応援目的を終了し応援側市のヘリポートに帰着したときとする。 ただし、前条の規定に基づき航空応援が中断され応援側出動に復帰すべき命令があったときは、 その時点とする。

(応援出動した消防航空隊の指揮等)

- 第8条 応援出動した消防航空隊の指揮は、要請側市町村等の現場最高指揮者が行うものとする。 この場合において当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたとき は、その旨を現場最高指揮者に通告するものとする。
- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村等の消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

(要請側市町村等の事前計画等)

- 第9条 要請側市町村等は、消防航空隊の応援を受ける場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- 2 前項の計画を作成し、又は変更した場合は、そのうちの必要事項を県知事及び応援側の市長に通知するものとする。

(航空応援に要する経費の負担区分)

第10条 航空応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村等が負担する。
 - (2) 航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村等の負担とする。ただし、

応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (3) 前号に定める要請側市町村等の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要した諸経費の負担については、そのつど関係市町村等が協議して定めるものとする。

(合同訓練の実施)

第10条の2 各消防長は、第2条に掲げる災害を想定した消防訓練を実施するにあたり、応援側市にヘリの参加を要請することができる。この場合のヘリを使用することに要する経費に関しては第10条を準用する。

(平成6・追加)

(実施細目)

第11条 この要綱の実施に関する手続等の細目については別に定める。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。 平成元年3月25日

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。 平成6年3月3日

附則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。 平成14年8月1日

附則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。 平成18年10月10日

別表第1 (平成6・追加)

	担当	区域				
	第1順位	第2順位				
北九州市	北九州地域 筑 豊 地 域	福岡地域筑後地域				
福岡市	福岡地域筑後地域	北九州地域 筑 豊 地 域				

5-3 二市八町消防相互応援協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、飯塚市、山田市、穂波町、桂川町、嘉穂町、筑穂町、稲築町、庄内町、頴田町、碓井町の消防の相互応援に関して定めるものとする。

(応援要請)

第2条 応援要請は、当該市町長(消防団長)より電話その他の方法により次の事項を明確にして要請するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所
- (3) 所要人員及び機械員数
- (4) 応援隊受領場所
- (5) その他の事項
- 2 前項でいう災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に定める災害をいう。

(応援隊の派遣)

- 第3条 応援要請をうけた市町長は速やかに応援隊を派遣するものとする。ただし、当時の状況 によりこれを減し、又は派遣しないことができる。
- 2 応援市町は、応援隊を派遣したときは、出発時刻出動人員、機械員数、到着時刻を応援をうけた市町に通報し、派遣しないときは、その旨を遅滞なく応援をうける市町に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第4条 応援をうけた市町の消防長及び消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の総指揮は、応援をうけた市町の消防長及び消防団員が行うものとする。

(応援に要した費用の負担)

- 第6条 応援に生じたる費用については、次の区分により負担するものとする。
- 1 応援出動によって生じたる機械器具の破損、修理、燃料、消防職(団)員の手当等に関する 一切の費用は、応援側の負担とする。
- 2 応援地における応援隊員の死傷による災害補償は、応援側の責任において行う。
- 3 応援隊員食費は、応援をうける側において負担する。
- 4 その他、重要事案については、当事者間において協議の上決定する。
- 5 前各号の外、必要な事項については、その都度関係者において協議決定する。
- 付 則 この協定は、昭和39年3月1日から施行する。

上記の通り協定する。

昭和39年2月15日

6-1 桂川町防災会議条例

昭和49年12月25日 条 例 第 2 5 号

(目的)

- 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、桂川 町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 桂川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の水防計画を調査審議すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者 1人
 - (2) 県知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者 3人
 - (3) 県警察の警察官のうちから、町長が任命する者 1人
 - (4) 飯塚地区消防組合消防長及び消防団長
 - (5) 指定公共機関職員のうちから、町長が任命する者 2人
 - (6) 町議会議長
 - (7) 副町長、教育長
 - (8) 町長が、その部内の職員のうちから指定する者 5人
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者 2人
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該部門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (議事等)
- 第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成19年条例第3号)
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成26年条例第3号)
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

6-2 桂川町災害対策本部条例

昭和49年12月25日 条 例 第 26号 改正 平成8年6月24日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、桂 川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、 その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、 災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもっ て充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

6-3 桂川町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和51年7月12日 条 例 第 14号

改正 昭和51年12月25日条例第23号 昭和57年7月7日条例第15号 昭和62年3月13日条例第3号 昭和55年7月7日条例第16号 昭和58年3月19日条例第2号 平成3年12月20日条例第40号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。
- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
 - (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

- 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、 次に掲げるとおりとする。
- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により、生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア配偶者
 - イ子
 - ウ 父母
 - 工孫
 - 才 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、 その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

- - (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
 - (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し町長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

- **第8条** 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。
- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

- 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。) があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下

「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、 令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

附 則 (昭和51年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年6月1日から適用する。

附 則 (昭和57年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年6月1日から適用する。

附 則 (昭和58年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた 災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当 該災害により負傷し又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用し、改 正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主 に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

6-4 桂川町災害見舞金支給要綱

昭和63年2月2日 要綱第1号

改正 平成9年5月1日要綱第7号

(見舞金の支給)

第1条 桂川町内における火災、風水害、その他特別の非常災害があつた場合には、町は、被災者に対して予算の範囲内でこの要綱の定めるところにより災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 「非常災害」とは、火災、台風、洪水、地滑り、その他異常な原因により生ずる災害をいう。
- (2) 「被害」とは、災害により現に住民が入居している住家が全焼、半焼、全壊、半壊又は床上浸水の程度の被害であつて、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けないものをいう。
 - (3) 「被災者」とは、被害を受けた桂川町の住民をいう。

(見舞金の支給基準)

第3条 見舞金は、被災者に対して、次に定める被害の程度に応じ当該基準額の範囲内でこれを 行う。

見舞金の区分 被害の程度	普通見舞金
全焼又は全壊	世帯につき 100,000円
半焼又は半壊	世帯につき 50,000円
床上浸水	世帯につき 10,000円

(支給の手続)

- **第4条** この要綱の適用を受けようとする者は、別記様式による被災状況報告書を被災を受けた 日から10日以内に提出しなければならない。
- 2 前項の被災状況報告書を受理したときは、被災状況を調査確認するものとする。

(支給)

第5条 災害見舞金は、前条に規定する被災状況報告書又は被災状況の調査に基づき速やかに支給するものとする。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成9年要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

別記様式(第4条第1項関係)

被災状況報告書

住 所		桂川町大字	電話番号		
世帯主氏名			世帯人員		
被	: 災 原 因				
被害	住家被災	被災住家の表示			
等人的被災		被災者の氏名、性別、年齢			
	害の状況 び程度				
		おり被害を受けたので報告します 月 日	被害者氏名	印	
桂	川町長	殿			
		事項は、事実に相違ないことを認 月 日		_	
			行政区長	印	

7-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

(福岡県地域防災計画より抜すい)

	種	i 類	発表の基準
		風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
		強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
注	気	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm 又は3時間雨量が60mm 以上になると予想される場合。 又は24時間雨量が100mm (九千部山130mm)
	象	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 24時間降雪の深さが10cm以上になると予想される場合。
<i>±</i> .	<i>*</i>	着 氷 ・ 着 雪 注 意 報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 大雪注・警報の条件下でかつ気温が -2 $\mathbb{C} \sim 2$ \mathbb{C} 、湿度が90%以上になると予想される場合。
意	注	なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 積雪の深さが100cm以上でかつ ①気温が3℃以上の好天 ②低気 圧等による降雨 ③降雪の深さが30cm以上 のいずれかが予想され る場合。
	意	濃霧注意報	濃霧のため交通機関などに著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下か又は海上で500m以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。
報	報	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険性が大きいと予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度が40%以下でかつ実効湿度が60%以下になると予想される 場合。
		霜注意報	11月20日までの早霜、3月15日以降の晩霜等により農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 上記期間内において、最低気温が3℃以下になると予想される場合。

	種	i 類	発表の基準
	気象注意報	低 温 注 意 報	低温によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 冬季:最低気温が沿岸部で-4℃以下又は内陸部で-7℃以下になると予想される場合。 夏季:日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合。
注	* ±	也面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるお それがあると予想される場合。
意	洪水注意報		洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm 又は3時間雨量が60mm 以上になると予想される場合。 又は24時間雨量が100mm (九千部山130mm)
	*	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
報	高	潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T・P)上、有明海では4.0m以上、周防灘では3.0m以上、玄界灘・響灘では1.6m以上になると予想される場合。
	波浪注意報		風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が、福岡地方2.5m、北九州地方の響灘2.5m、瀬戸内海側 1.5m、筑後地方1.5m以上になると予想される場合。
	気	暴 風 警 報	暴風等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
敬言	象	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
報	警報	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が50mm 又は3時間雨量が100mm 以上になると予想される場合。 又は24時間雨量が150mm (九千部山200mm)
		大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 24時間降雪の深さが50cm以上になると予想される場合。

	種類	発表の基準
	※地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起 こるおそれがあると予想される場合。
数言	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面 (T·P)上、有明海では5.0m以上、周防灘では4.0m以上、玄界灘・響灘では2.0m以上になると予想される場合。
+ n	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が福岡地方6.0m、北九州地方の響灘6.0m、瀬戸内海側3.0m、 筑後地方2.5m以上になると予想される場合。
報	※ 浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が50mm 又は3時間雨量が100mm 以上になると予想される場合。 又は24時間雨量が150mm (九千部山200mm)

注1 発表基準欄に記載した数値は、福岡県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係 を調査して決めたものである。

- 2 ※印。この注意報・警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。
- 3 注意報、警報は解除又は切り替えられるまで継続する。

2つ以上の注意報、警報を発表している場合において、その一部を切り替え又は解除、あ るいは追加する場合は、新たに、注意報、警報を発表して切り替える。

- 4 警報には防災上特に必要とする事項を「見出し的警告文」として、本文冒頭に表現する。 この見出し的警告文は

 - (い つ) 警戒すべき期間 具体的に示す。 (どこで) 警戒すべき地域 現象の中心になると予想される地域。
 - (何が)警戒すべき気象現象等 量的な予想値を示す。
 - の要素で組み立て、簡明な内容とする。

(気象庁震度階級より抜すい)

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5		人は揺れを感じない。 屋内にいる人の一部が、 わずかな揺れを感じる。						
1.5		屋内にいる人の多くが、 揺れを感じる。眠って いる人の一部が目を覚 ます。	物がわずかに揺れる。					
2.5		屋内にいる人のほとん どが揺れを感じる。恐 怖感を覚える人もいる。		電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、 一部の人は身の安全を 図ろうとする。眠って いる人のほとんどが目 を覚ます。	揺れ、棚にある食器 類は音を立てる。座	歩いている人も揺れを 感じる。自動車を運転				
4.5	5 弱		揺れ、棚にある食器 類、書棚の本が落ち ることがある。座り の悪い置物の多くが	ることがある。電柱が	宅では、壁や柱 が破損するもの	では、壁などに亀 裂が生じるものが	ガスが遮断される家	亀裂が生じる ことがある。 山地で落石、 小さな崩壊が
5.0	5 強		棚の本の多くが落ち る。テレビが台から 落ちることがある。 タンスなど重い家具 が倒れることがある。	ック塀の多くが崩れ る。据付けが不十分な 自動販売機が倒れるこ とがある。多くの墓石 が倒れる。自動車の運 転が困難となり、停止	宅では、壁や柱 がかなり破損し たり、傾くもの がある。	では、壁、梁、柱 などに大きな亀裂 が生じるものがあ る。耐震の高い建 物でも、壁などに	給するための導管、 主要な水道管に被害	
5.5	6弱	立っていることが困難 になる。		タイルや窓ガラスが破	宅では、倒壊するものがある。 耐震性の高い住 宅でも、壁や柱 が破損するもの	では、壁や柱が破 壊するものがあ る。耐震性が高い 建物でも壁、梁、 柱などに大きな亀		れなどが発生 することがあ る。
6.0	6 強		家具のほとんどが移 動、転倒する。戸が はずれて飛ぶことが		宅では、倒壊す るものが多い。 耐震性の高い住	では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、 壁や柱が破壊するものがかなりあ	めの導管、水道の配 水施設に被害が発生	
6.5		揺れにほんろうされ、 自分の意志で行動でき ない。	きく移動し、飛ぶも		宅でも、傾いた り、大きく破壊 するものがあ	でも、傾いたり、	ガス、水道の供給が	

1	被害区分		備 考
人	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または 死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
的	行 不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
被	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
害	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上 の住家であるかどうかを問わない。	
住	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは 流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上 に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住 家の時価の50%以上に達したものとする。	
家	半 壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
被	一部破壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を 必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損 した程度のごく小さなものは除く。	
害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当 しないが土砂竹林のたい積により一時的に居住することが できないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住宅	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入
家被害	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共 の用に供する建物とする。	するものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失 埋 没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が 不能になったものとする。	

神	波害区分		備	考
	畑の流出 埋没及び 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。		
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別 支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)及び幼稚園におけ る教育の用に供する施設とする。		
	道 路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。		
7	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋 とする。		
そ	河 川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは 準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのもの の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設 もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする 河岸とする。		
	港湾	港湾法 (昭和25年法律第218号) 第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		
Ø	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。		
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。		
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。		
114	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、 航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったも の並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けた ものとする。		
他	航空機被 害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転 翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものと する。		
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。		
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点に おける戸数とする。		
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多 く断水した時点における戸数とする。		
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数 とする。		

衤	波害区分		備	考
そのい	ブロック 塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。		
他	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の 生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とす る。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊 するもので共同生活を営んでいるものについては、これを 一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても 生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家の 損及び床 の被害世 まない。	
	り災者	り災世帯の構成員とする。		
	公立文教施設	公立の文教施設とする。		
被	農 林 水 産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設及び協同利用施設とする。		
害金	公共土木 施 設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第 97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的に は、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港 湾及び漁港とする。		
額	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の 公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設 等の公用または公共の用に供する施設とする。		
	災害中間 年報年 等害 等 を 額 方 大	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きとするものとする。		
	公共施設 被 害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその 他の公共施設の被害を受けた市町村とする。		
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニール ハウス農作物等の被害とする。		
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗 木等の被害とする。		
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜 舎等の被害とする。		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁 具、漁船等の被害とする。		
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機 械器具等とする。		

(福岡県地域防災計画より抜すい)

	救助の種類	救 助 の 程 度、方 法 及 び 期 間
1	避難所の供与	(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。 (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。 (3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 (基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円 (加算費) 冬期 (10月~3月)の燃料費 別に定める額 (4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
2	応急仮設住宅の供与	(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。 (2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,404,000円以内とする。 (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)の規定にかかわらず別に定める。 (4) 高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。 (5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。 (6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 (7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項による期限内(最高2年以内)とする。
3	たき出しその他によ る食品の給与及び飲 料水の供給	(1) たき出しその他による食品の給与 ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、 住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時

	救身	かの種類		救助	j Ø	程	度、	方	法	及 び	期	間	
			イ ウ エ	きでき、とき日るる水科対科(薬科出き出主す出か場この水し水給薬水しるし食るしら合と供のての水品のそ現そ、。そ7にが紿伊行伊及文伊	で物の副の日おで、給う給びび他に他食 他以いき はもを浄材	こよこみ こ内でる の実水費よるよび よとはも 災と施にとるもる燃 るす、の 害すす必じ	食の食料 食ること のるる要へ品と品費 品。のす た。たな当	のすのの のた期る め め機該給る給経 給だ間。 現 支械地	ラ 子費 ラレヤ こ 出器区 は をと を、に 飲 で具に まが3 料 きのお	被 施 、 施 災 日 ・ 水 る 借 け 次 す 1 で 者 分 ・ を 費 上 る 単 上 る ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	皆 る人 きが以	とち 支当 間縁現 と 水繕実かる食 で 1, 、地に で 購、すと 7 の費と 7	る円 客避支 い の費
4		夏 具その他生 品の給与又は	に舶失も) じアイウエ)用 はと服次被日炊光服、お (3) 用 (3) に が、 (3) に が、 (4) に (4) に (5) に (5) に (6) に (7) で (7) で (7) で (8) に (8) に (9) に (9	失け離ぎけ に、おりまれ、る等損る寝掲、品用材寝半こにし。具げ寝 具料具をしる。	と、いり直 の品及 び の世、半で、ち 他のり 食 他区に	廃き主こ 主範身 器 主分害 又な活日 活囲の 活に発 はい上常 必ずま 必。3	床状必生 需にわ 需りの	浸となを のい品 の世を水な被営 給て 給帯も	(っ恨3~ 妄現 一 字当っとれた、こ 又物 エスたてはを	のの具が貸も 貸次定ちををする	い含の難しまで、かほる。等。日者に被う、いるの難しなが、行ったのである。	により一く おしま ままり 一くを できる という まから まから まから とう きょう かい きょう かい きょう かい	時はそ行 にふる る
	季別	期間	1人世帯	2人世春	5 3 人	、世帯	4 人	.世帯	5人	世帯	を増	以上1人 すごとに する額	
	夏季	4月~9月	17,500円 2	22,600	月 33,3	300円	39, 9	900円	50, 5	00円	7,	, 400円	
	冬季	10月~3月	29,000円;	37, 500F	月 52,3	300円	61, 3	800円	77, 0	00円	10,	,500円	
				すること				-				により一) により	

	1	
	救助の種類	救 助 の 程 度、方 法 及 び 期 間
	季別期間	1人世帯 2人世帯 3人世帯 4人世帯 5人世帯 6人以上1人を増すごとに加算する額
	夏季 4月~9月	5,700円 7,700円 11,600円 14,000円 17,700円 2,400円
	冬季 10月~3月	9,200円 12,200円 17,100円 20,300円 25,800円 3,300円
		(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
5	医療及び助産	(1) 医療 ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。 イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。ウ 医療は、次の範囲内にて行う。(ア)診療(イ)薬剤又は治療材料の支給(ウ)処置、手術その他の治療及び施術(エ)病院又は診療所への収容(イ)看護 エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。(2)助産ア 助産は災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。イ 助産は、次の範囲において行う。(ア)分べんの介助(イ)分べん後の処置(ウ)院脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内ととする。

	救助の種類	救 助 の 程 度、方 法 及 び 期 間
6	災害にかかった者の 救出	(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が 危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出す るものとする。(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救 出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等と し、当該地域における通常の実費とする。(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3日以内とする。
7	災害にかかった住宅 の応急修理	(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 (2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。 (3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。
8	生業に必要な資金の貸与	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。 ア 生 業 費 1件当たり 30,000円 イ 就職支度金 1件当たり 15,000円 (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。ア 貸 与 期 間 2年以内イ 利 子 無利子ウ 保 証 人 貸与を受ける者と連携して債務を負担する者 1人以上 (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

	救助の種類	救 助 の 程 度、方 法 及 び 期 間
9	学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、專修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 教科書イ文房具ウ通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の範囲内とする。ア教科書代(ア) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費(イ)高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費イ文房具及び通学用品費小学校児童 1人当たり 4,100円中学校生徒 1人当たり 4,00円 高等学校等生徒 1人当たり 4,00円
10	埋	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 ア 棺(付属品を含む。) イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円、小人159,200円以内とする。 (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

	N BI - or Vr	N. H. o did the last to the HE
	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
11	死 体 の 捜 索	(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。(2) 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。(3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
12	死体の処理	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理 (埋葬を除く。)を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 イ 死体の一時保存 ウ 検案 (3) 検案は、原則として救護班によって行う。 (4) 死体処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,300円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時保存するために既 存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費と し、既存建物を利用できない場合にあっては一体当たり5,000円以 内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の 経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる ものとする。 ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額 以内とする。 (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければなら ない。
13	災害によって住居又 はその周辺に運ばれ た土石、竹木等で日 常生活に著しい支障 を及ぼしているもの (以下「障害物」と いう。)の除去	(1)障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分 又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない 状態にあり、かつ、みずからの資力をもってしては、当該障害物を 除去することができない者に対して行うものとする。(2)障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他 除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金 職員等雇上費等とし、一世帯当たり137,500円以内とする。(3)障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければな らない。

	救助の種類	救 助 の 程 度、方 法 及 び 期 間
14	応急救助のための輸 送費及び賃金職員等 雇上費	(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者の避難 イ 医療及び助産 ウ 災害にかかった者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第3 (第14条)

	法第24条第5項の規 定により実費弁償の 対象となる者の種類	実 費 弁 償 の 方 法 及 び 程 度
1	政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	(1) 日 当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円以内 イ 薬 剤 師 1人1日当たり 11,900円以内 ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400円以内 エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,200円以内 オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円以内 オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円以内 (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからオまでに定める日当額を基礎とし、福岡県 職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号)第2条の職 員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅 費 ア 医師及び歯科医師にあっては、福岡県職員等の旅費に関する条 例施行規則(昭和32年福岡県規則第64号。以下「規則」という。) に定める3等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。 イ 薬剤師、保健師、助産師及び看護師にあっては、規則に定める5等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。 ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあっては、規則に定める4等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。
2	政令第10条第5号から第10号までに掲げ る者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料として その100分の3の額を加算した額以内とする。

■ 各種様式

8-1 参集記録票

参 集 記 録 票

○ 参集後に各自が班単位で記入し、総務班に提出すること

整	理番号	
· <u></u>		

■場 所_____ ■報告日時 年 月 日 時 分現在

NO	氏 名	参	集	寺 間		自	宅	等	の	状	況	
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							
		月	日	時	分							

総務班へ提出

8-2 参集途上の被災状況記録票

参集途上の被災状況記録票

○ 参集後に各自	で記入すること				整理番号	
■報告者氏名				┃災害対策班名		班
■参集報告						
○参集日時	年	月 日	時	分		
 ■見聞情報(参集 	時に見聞きした	青報)				
○ 自宅付近の状○ 道路の状況○ 建物被害の状○ 水災の発生が○ その他気づい	況					
地図・略図		火災や	人命に	関わる場合は、	直接担当班に連絡する	

総務班へ提出

9-1 被害発生状況連絡票

				被	害	発	生	状	況	連	絡	票					
受	付	年	月	日	被災 また		住所					電話	()			
日	時		時	分	通報		氏名										
被 発	害生																
場	所																
被状	害 況																
	74																
Δ·	∃ ±⁄.						>>/ / / / /										
記錄	求石				班		送付先 送	r	<u>′</u>	年	月		日		時	5	
		氏名					日 時	Ê									班
処	系班 置																
記	録																
本 解#	部数後																
の対	讨応																

9-2 災害箇所一覧表

No.	応急対策の概要																		
- 覧表	応急対策実施者	班		班		班		班		班		班		班		班		班	
所 —	調査担当	班		班		班		班		班		班		班		班		班	
災 害 箇	災害の種類																		
	被害発生場所																		
	通報時刻	年月日	時 分																
	番号																		

9-3 り災台帳

り 災 台 帳

(表))															(整理	番号第	号)
り災	場所	Ť						Ī	番地		家屋原	所有者	*					番地
桂川	町						番		号		桂川岡	丁				番	:	号
	住	所									番地	避	難場	脐				
	桂	川町						番			号							
		続		氏	名	性	生年	月日			又は		現.		1		兄 T	その他
b		柄				別	,		学	年	別	健石	生	軽	傷	重症	死亡	
	$\frac{1}{2}$																	
	3																	
災	4																	
	5																	
	6																	
者	7																	
	8																	
	9																	
	10																	
り	1	È		/壊	(焼)		□床₋	上浸水			借家		<u> </u>		そ			
災		家		/流	失		□床⁻	下浸水			間借 自宅				の 他			
状	100			/壊	(焼)			き損							の			
況	ļ	け しゅうしゅ		/流	失										事項			
	ı						要				要				□要			
調査	正員 の	の意見	見	避難	維所収約	容		応急		主 宅		炊	き出	L		2	その他	
							否]否				□否			
り	5)	Ę	立	成	年	,	月	日			時	分	調	雪査員	員の職	・氏名		
誀	1	Ĭ	寸	龙成	年		月	月			時	分						印

(裏)

月・日	物	資	交	付	及	び	援	護	状	況		認印
٠												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												
•												

9-4 人的被害報告

					J	É	的	被	害	報	告					
発:	生日時			月	日	時	Ê	分	受付	言日時	È	月	日	時	,	分
発(信機関							班	発	信者						
受	信機関							班	受	信者						
情報源	住!	旲		消	坊団		1	行政区	確	済(どこっ	で)			警	察
源	その作	也	()	認	未					その)他
発	日타	寺				月		日			時		分			
	場原	斤														
生	原因	5														
住	於 沒害者 Ø 注所氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○															
対	芯措置															
死	者		行力	了不明					,	負	傷	者				
	人			人	重					人	一 言	<u> </u>				人
Ξ Ø,	情報に	Ì		第 他			号)	〉で記者	音発表		済	未	発表			

9-5 住家被害報告

				住	家	被	害	報	告					
発	信日時		月	日	時	分	受何	言日時	,	月	3	時	5	}
発	信機関					班	発	信者						
受	信機関					班	受	信者						
情報	住戶	1.7	消	方団		行政区	確	済(と	(こで))			警	察
源	その他	ī ()	認	未					その	他
発	日時	È		月		日		ß	寺		分			
	場が													
生	原因	I												
	、 況 号住者名 達難状況													
3	全場	Ę.	半	壊		一部矿	坡壊		床上沿	浸水		床下	`浸水	•
		棟		棟			村	東		棟				棟
	<u></u>	帯		世帯			世常	Ħ		世帯			世	帯
人人人							J			人				人
<i>ڪ 0.</i>)情報は	そ (号	で記者	ŕ 発表	<u>.</u>	済	未発表	₹			

9-6 その他の被害報告

	その他	非住	家・		文教	砂防・; 対施設・; 1.(•		被害	報告
発	信日時		月	日	時	分	受付	言日時	月	日	時	分
発	信機関					班	発	信者				
受	受信機関					班	受	信者				
情報	住 民	1	消	防団		行政区	確	済(ど	こで)			警 察
源	その他	()	認	未				その他
発	日時			月]	日			₹ 	分		
生	場所											
	原 因											
•被 • 被 • 被 • 利	状 深災等 変制 日間 大	名等 崩土										
文	対応 措	置										
20	つ情報は	1	第他		号 ·	ゲ で記者	斧表	÷ į	斉 オ	、 発表		

9-7 災害概況即報(県様式第1号)

報告日時	年	月	日	時	分
市町村名		桂	Ш	町	
報告者名					

災害名 (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

	発生場所						発生	ヒ日時	月	日	時	分
被												
害												
0												
概												
況												
	元/左世	死 者	人	不明	人	<i>A</i> -	, -	全壊	棟	一音		 棟
	死傷者	負傷者	人	計	人	住	家一	半壊	棟		二浸水	棟
被												
害												
0												
状												
況												
							j	選 難	集	K	況	
					1	動告・	指示 の 別	日時	地区	区名	避難先	人員
応						3 土	(7) 万门					
急												
対												
策												
の												
状												
況												

9-8 被害状況報告(県様式第2号の1)

	町村名	報	告 者	名								dode of		即報)	
	川 町	報	告 者	名		報	告	月	時		1	被害	F状況報告	し 確 定)	J	
167				711			月	時	分現在	:	1	(市町村→地	2方本部→県本部)		
	市町	村名									•					
	区	<u>分</u>		被	害	初	害	被	害	被	害	1	被 害	被害	被害	
人	死	者 不明者	人人													
人的被害		重 復	人													
害	負傷者	重傷軽傷	人													
			棟													
	全	壊	世帯												 	
住			人 棟					-								
	半	壊	世帯													
家	,	~	人													
*			棟													
	一部	破損	世帯												<u> </u>	
被			人 棟													
	床 上	浸 水	世帯													
			人													
害		` = 1	棟												 	
	床 下	浸 水	世帯人												 	
	、 公 :		棟													
非信	主家 そ	共建物 の 他	棟													
	流出	出・埋没														
	田冠		ha												<u> </u>	
	畑 <u>流</u> 出 冠	出・埋没 水														
		施設	箇所													
	医療	機関	箇所													
	道	路	箇所												ļ	
そ	橋 り 河	<u>よう</u> 川	箇所 箇所					-								
	港	湾	箇所													
0)	砂	防	箇所													
//la	清掃	施設	箇所													
他	<u>崖</u> く 鉄道	ず れ 不 通	箇所												 	
	被害	船舶	<u>箇所</u>													
	航空機		機													
	水	道	戸													
	電 ガ	気	回線												 	
	ブロッ	カ堀筅	戸 箇所													
ŋ			世帯													
Ŋ	災 ፣	当 数	人													
火災発生	建	物 ###	件					 				<u> </u>		1		
発生	危 を の		件件													
公	共文教		千円					1						1		_
農	林水産業	Ě施設	千円													
公	共土木	施設	千円					1							 	
7	の他の公 農業		千円					+								
そ	林産	被害	千円					†								-
ての	畜 産	被害	千円													
他	水 産	被害	千円								-					
TLL	商工		千円					+								
被	その 害 糸	<u>他</u> 総額	千円			 		+								
		· 1 77	2 置	月日	時 分	月日	日 時 分	月日	時 分	月日	時 分	月	日時分	月日時分	月日時会	分
	(害対策本	角	军 散	月日	時 分	月日	計時分	月日	時 分	月日	時 分	月	日 時 分	月日時分	月日時会	分
	災害救			月日	時 分	月日	日 時 分	月日	時 分	月日	時 分	月	日 時 分	月日時分	月日時会	分
	<mark>坊職員出重</mark> 坊団員出重		人人					+						1		
1133	7. 山尺田男	17 XX				1		1				<u> </u>		1		

10-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

		文書番号 年	月
福岡県知事 殿			
	桂川町長		印
自	衛隊の災害派遣要請について		
自衛隊法第83条に基づき、下記のとお	り自衛隊の災害派遣方お願いいたします	- 0	
	記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事 (1) 災害の状況	由		
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間 年 月 日(時	分)から災害応急対策の実施が終了する	までの間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容 (1)活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

日

10-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

文書番号		
年	月	日

福岡県知事殿

桂川町長印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害 応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時 年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考事項

1-1 要搜索者名簿

			1							1	1	
	Ĥ	Ĺ										
	#)#I										
No.	≁	要捜索者との関系										
	-1(名										
	丑	出										
	世	所										
		#										
		着衣その他特徴										
	≁	体重 (kg)										
錬		少 (cm)										
布名	採	性別										
***		年齢										
製	楔	名										
脷	英	出										
		所										
		無										
		田田分日	月日	В В								
	整理	番号										

11-2 救護所開設状況報告

						救護	折 開	割 設	状 況 報	设 告	Ť				
	年		月	日	民	分	見在		受信日明	庤		月	日	時	分
発信	言機阝	価						班	発信	者					
受信	言機阝	国						班	受信	者					
場	戸	斤													
従事	事者数	攵					軽	症	中毒症	重	傷	計		左の	うち
医	師	看	護師	その	他	計	7-1-	/II.	1 14/11.	-	. 1907	н		要搬迁	送者
	人		人		人	人		人	人		人		人		人
状															
況															
執っている措置															
処理状況															

11-3 緊急通行車両確認証明書

(1) 緊急通行車両確認証明書

第	号										
									年	月	日
	野	《急通行車	「両確認	忍証明書	À						
									知	事	印
								福岡県	 	委員会	印
番号標	に表示さ	れている	番号								
	用途(緊 あっては)										
使	用	者	住所	()	ļ	局		番		
			氏名								
通	行	日	時								
诵	行	経	路		出発力	也			目的	り 地	
貝	11	作士	P 百								
備			考								

備考 用紙は日本工業規格A5とする

(2) 緊急通行車両の標章

備考

- 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2. 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両以外の車両通行止標示

備考

- 1. 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2. 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の 2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

11-4 物品の受払簿(集配拠点用)

集配拠点						
品名				単位	呼称	
受取						
士+/	納入元	受入数	払出	岀数	現在数	払出先等
支払						

		ÆL;	XIL F	7 / /	ード).
避難所名					担当職」	員名		
住所:						地区名		
氏	名	続柄	性別	年令	入所日	,	その	他
離散家族								
氏	名	続柄	性別	年令	入所日		その	他

12-2 避難者名簿

												1
	析											
No.	電											
班	頔											
	崇											
	滚											
	##											
氏名	(光											
作成者	(続相											
作功	氏 名											
	離散家族氏名(続柄)											
	拒											
	紐											
死	道											
避難所名												
型	世帯出いる。											
	年											
	性別											
災害名	允											
**	(12											
	出											
	<u>==</u>	≀ Ⅲ Ⅲ	≀ Ⅲ Ⅲ	≀ Ⅲ Ⅲ	≀ □ □	≀ Ⅲ Ⅲ	≀ Ⅲ Ⅲ	≀ □ □	≀ Ⅲ Ⅲ	~ □ □	≀ Ⅲ Ⅲ	
	華											
	羅	用用	用用	甲甲	用用	用用	甲甲	田田	田田	甲甲	用用	
	薎											
	海市											
	-11	<u> </u>]]

「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。 (注1)

⁽注2) 「事後消息」欄には、避難所出所後の行先を記入すること。

⁽注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所用(業務、旅行ほか)等を記入すること。

12-3 避難所運営記録

		¥	選 難	É	所	運	営	記	録			
年	月	日	時	分	現在	受信	日時	月	日		時	分
発信機関				超	難所	発信	者					
受信機関						受信	者					
			男		梦	, T		計		備		考
避難	者数			人		人		人				
(運営状	況)											
(問題点	• 要望等	ž)										

12-4 物品の受払簿(避難所用)

避難所						
受取 日 支払	品 名	受入数	払出数	現在数	扱者	備考 (払出先等)

13-1 遺体処理票

遺体処理票

										[桂川町	
災	害	遺	体	番	号	第	号					
. .	出				名							
死亡	住				所							
者	遺	骨	処り	里 番	号							
П	焼	骨	日月	诗 場	所	第	号					
1	氏				名							
引 取	住				所							
人	死	亡者	i と	の関	目係							
八	引	取	年	月	日		年	月	日			
遺	処	理	E	番	号	第	号					
留	保		管		所							
묘												
	備	考										
納	骨	場	所									

13-2 遺留品処理票

遺留品処理票

[桂川町] 号 災 害 遺 体 番 号 第 氏 名 死 住 所 亡 主 な 遺 留 品 者 氏 名 引 住 所 取 死亡者との関係 人 引取年月日 月 年 日 処 理 番 号 第 号 遺 留 保 管 所 備考 遺留品保管場所

14-1 り災届出兼証明願

		ŋ <u>ş</u>	災 届 出	出兼 記	证明願		
申請者	住	所					
	氏 (事業所名・	名 代表者)				TEL ()	
り災世帯の 構 成 員		名	続柄	性別	生年月日	人的被領	害の有無
			世帯主	男·女		無・有(死亡	・重傷・軽傷)
						無・有(死亡	重傷・軽傷)
							重傷・軽傷)
						無・有(死亡	重傷・軽傷)
り災場所							
り災日時		年	月		日 (時頃)	
り災原因		風・豪雨・竇			喪・爆発	()
		射性物質の加	放出・そ	の他()
り災の状況							
使用目的							

<り災証明について>

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害に ついて証明するものです。
 - ※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。 ※家屋に付随する家屋財産や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。 ※表面に現れない被害(地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この照明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

14-2 り災証明書

						第
		in s	《무미	⊔ ¥ ; ≡	江 明 陌	
		9 9	化 油 山	1 邢 🗈	証 明 願	
申請者	住	所				
	氏 (事業所名	名 • 代表者)				TEL ()
り災世帯の 構 成 員		名	続柄	性別	生年月日	人的被害の有無
			世帯主	男·女		無・有(死亡・重傷・軽傷)
り災場所	:					
り災日時		 年	月		日 (時頃)
り災原因		一		水• 拙		7 7 0
, ,,,,,	-3.	対性物質の抗			X /4/1)
				,_ `		,
り災の程度	住宅(戸	建・マンショ	ョン・借	用)併	用含む	
	全	壊・半り	衷 •	一部破	損・床	ミ上浸水 ・床下浸水
	非住宅					
		壊・半り				
上記	己のとおり相	建ないこと	を証明し	ます。		
	Fr D	П				
	年 月	日	壮	川町長		印
			任	三三女		⊢l1

<り災証明について>

- ・この証明は災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に町長が確認できる程度の被害について証明するものです。
 - ※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「り災」程度は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。
 - ※家屋に付随する家屋財産や門柱、門扉などの外部構造物はこの証明の対象となりません。
- ・集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。 ※表面に現れない被害(地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この照明の「り災程度」と異なることもあります。
- ・この証明は、災害発生後おおむね1か月以内の状況をもとに判定しています。

14-3 被害届出兼証明書

					第 号
			被	:害届出兼証明書	
申請	青 者	住			
		氏 (事業所名	名 名・代表者)	T E	L)
被害世	上帯の	B	<u> </u>	続柄 性別 生年月日	人的被害の有無 人的被害の有無
	之 員		<u>у</u> 7 <u>Н</u>		(死亡・重傷・軽傷)
					(死亡・重傷・軽傷)
					(死亡・重傷・軽傷)
被害	1 月. 市民				(死亡・重傷・軽傷)
被害			 年	月日(時	
被害				・大雪・洪水・地震・爆発()
			放射性物質	の放出・その他()
被害					
状	況				
気 象	等	沙	卒 却		,
気 象の 状				j・洪水・強雨・雷・風雪・大雪・(l・大雨・暴風雪・大雪・()
		時	77.		,
	上記	己のとおり	相違ないこ	とを証明します。	
		F	<u> </u>		
		年 月	日	桂川町長	印

※この証明は、災害対策基本法第2条に規定する災害により受けた被害以外のうち、り災証明の対象事項でなく町の調査確認が出来ていない被害について、本人の届け出があったこと及び被害当日の気象状況を証明するものです。

被害の事実について証明するものではありません。

14-4 義援金品受領書

	義 援	金	品	受	領	書		
A deri							No.	
金額	¥							
品	名			数	量		備	考
以上のとおり受 ご厚意に厚く御								
					4	丰	月	日
		様						
			;	桂川町 桂川町	「災害対 「長	策本	部長	E

(様式1)

桂川町避難行動要支援者避難支援個別計画書

私は、下記の内容を登録し、災害時の支援及び支援活動を円滑に行うための平常時の見守り活動に使用するために、自主防災区、地元行政区(隣組を含む)、民生児童委員、社会福祉協議会、防災関係機関及び避難支援者の方々に情報提供することに、

回同意しま			<u>t</u> 类tt 义1友 行。			援を希望		せん	\mathcal{L}_0		
		月	日 .	氏名					己入は必要な		即
1. 避難行動要	支援者	<u> </u>		※ 布 主	₹ C .	/よく '勿口 (c	大、 I, 即	.VJ īL	八は必安の	かりょ	—————————————————————————————————————
ふりがな							性別	[]	男	•	女
氏 名						(FI)					
生年月日	明	· 大 ·	昭•平	<u> </u>	名	手	月		日		歳
住 所	桂川	町大字					行政	区			
電話番号					携帯	電話番号					
		氏名				本人との	り関係				
	1	住所				電話					
緊急連絡先		土/기									
菜 忌 进 裕尤		氏名				本人との関係					
	2	住所				電話					
		11.//1				携帯					
2. 避難支援等	を必要	[とする事	≨由								
要支援の区分 ※該当するもの ☑してください			者 □身 し高齢者							, \)
【身体の状況等】	(該	ぎ当するも)のを○で[囲んで、	くださ	(V)					
視覚障がい				障がい	• 歩	行障がい	(車格	5子			
・認知症) •	たきり	9
【移動時に必要が			\$ 4/\=	幹 十	7	on like (\
・車椅子・可動式ベッド・松葉杖・その他()		
【既住症】 (【かかりつけの病院名・常備薬】 ()			
【特記事項】	13/20 14	114 1/19 21									,
3. 代理者(本)	——— 人以外	<u></u> から登録	 *内容の確認	認を行っ	った場	合のみ記	<u></u>				
代理者氏名	1001		7 4 H 2 14HH	<u>,,, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		との関係					

電話番号

住

所

4.	「避難支	援者」	(避難す	者支援がし	いる場合は、	避難	支援	者了解	!のう	え、記入してく	(ださい。)
	氏 名						関 所	禹団体	係 等		
1	住	所									
	電話	番号					支援方法		去	□情報伝達	□避難誘導
	氏	名					関 係 所属団体等				
2	住	所									
	電話	番号					支	支援方法		□情報伝達	□避難誘導
=	予定避難場	揚所	1					2			
5. 留意事項(「避難行動要支援者」を支援する際に留意することがあれば記入してください。)											